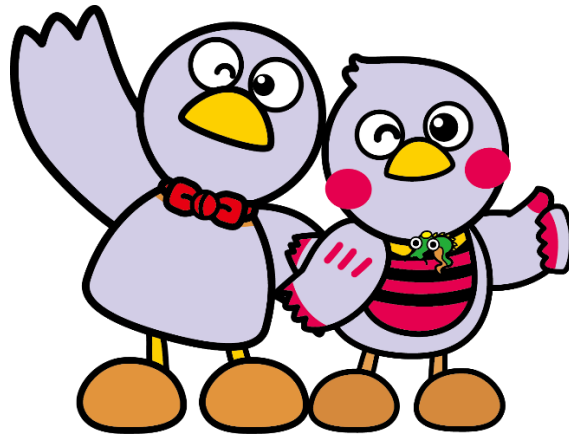


第8期埼玉県高齢者支援計画

令和3年度～令和5年度

(2021年度～2023年度)



埼玉県のマスコット 「コバトン」と「さいたまっち」

ごあいさつ

我が国の100歳以上の高齢者が昨年初めて8万人を超えました。本県の三偉人の一人であり、新たに一万円札の顔になることが決まった渋沢栄一翁は、「四十、五十はハナ垂(はなた)れ小僧、六十、七十は働き盛り、九十になって迎えが来たら、百まで待てと追い返せ」とまるで人生100年時代の到来を見据えていたかのような言葉を残されました。



正に人生100年時代を迎えようとしている今、高齢者が地域社会とつながり、地域の中で多様な居場所と出番があり、いつまでも活躍できる社会をつくっていくことが必要です。

一方で、認知症になられた方を始めとする医療や介護を必要とされる方、またその方々を支える御家族等のケアラーへの支援も不可欠です。

本県ではこれまで、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「地域包括ケアシステム」の構築を市町村とともに進めてきましたが、更に発展させていく必要があります。

また、近年激甚化している災害や新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックなど、災害等の不測の事態においても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築し、強化を図ることが必要です。

さらに、本計画ではいわゆる団塊世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる2040年を見据え、中長期的な観点から、埼玉県が取り組むべき施策も明らかにしています。

本計画は、本県の高齢者の総合計画であり、埼玉県5か年計画の分野別計画になっていますが、新たに「認知症施策推進計画」としても位置づけており、認知症の方やその御家族の支援に係る具体的な取組を盛り込んでいます。

私は、SDGsが掲げる「誰一人取り残さないこと」という基本理念を県の施策に取り込み、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現を目指してまいります。

そのためには、行政、企業、団体、住民などがそれぞれの強みを生かし、ワンチームで様々な課題に対応できる地域づくりを進めてまいります。県民の皆様には御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました埼玉県高齢者支援計画推進会議の委員の皆様をはじめ、関係団体や県民の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和3年3月

埼玉県知事 大野 元裕

第8期埼玉県高齢者支援計画 目次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の基本理念	3
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間	4
5	老人福祉圏域の設定	5
第2章	高齢者を取り巻く状況	7
1	人口及び高齢化率の推移と見通し	9
2	前期・後期高齢者数の推移と見通し	10
3	高齢者単独世帯・高齢者夫婦世帯数の推移と見通し	11
4	介護者の状況	13
5	老人福祉圏域別の高齢化率の見通し	14
(1)	65歳以上高齢者人口の割合の見通し	14
(2)	75歳以上高齢者人口の割合の見通し	16
(3)	85歳以上高齢者人口の割合の見通し	18
6	要介護認定者数及び介護サービスの利用者数の推移	20
7	要介護度別認定者の割合の推移と見通し	21
8	地域資源の状況	22
(1)	介護サービス事業所	22
(2)	介護職員	23
(3)	老人クラブ	25
(4)	住民主体の通いの場	25
(5)	生活支援コーディネーター	26
(6)	認知症サポーター	26
(7)	市町村の包括的な相談支援体制	26
(8)	NPO等の状況	27
9	シニアの地域社会活動への参加	28
10	高齢者の就労	29
11	健康寿命と長寿の状況	30
12	高齢者の交通事故発生件数	31
13	高齢者の消費者被害の状況	31
14	特殊詐欺の認知件数・被害金額	32
15	住まいのバリアフリー化の状況	32
16	人とのつながり・支え合いの状況	33
17	生活保護を受給している高齢者世帯数	34
18	刑法犯の検挙人員に占める高齢者の割合	35

19	認知症高齢者の状況	36
20	高齢者虐待の相談通報・認定件数	37
21	権利擁護の状況	38
第3章	施策の展開	39
1	施策の基本目標	41
2	施策の体系	42
第1節	高齢者の活躍支援と安心して暮らせる地域社会づくり	44
1	多様な活動支援	44
(1)	生涯にわたる学びの支援	44
(2)	地域活動への参加促進	45
(3)	スポーツや文化活動への参加支援	46
2	就業の支援	47
(1)	多様な働き方の支援	47
(2)	職業訓練の実施	47
3	生涯を通じた健康の確保	48
(1)	健康長寿社会づくりの推進	48
(2)	生活習慣病の予防対策の推進	48
(3)	介護予防の推進	49
4	暮らしの安心・安全の確保	50
(1)	交通事故の防止	50
(2)	高齢者を狙った犯罪・消費者被害の防止	51
(3)	防災対策の推進	52
(4)	公共施設等のバリアフリー化	52
(5)	ユニバーサルデザインの推進	53
第2節	地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進	54
1	自立支援、介護予防及び重度化防止の推進	54
(1)	自立支援型ケアマネジメントの促進	54
(2)	地域包括支援センターの機能強化	55
(3)	介護予防の推進【再掲】	55
2	医療と介護の連携強化	56
(1)	在宅医療・介護連携の推進	56
(2)	在宅医療体制の充実	57
3	生活支援体制の整備	58
(1)	生活支援サービスの体制整備の促進	58
(2)	地域リハビリテーションの推進	58
(3)	地域密着型サービスの充実	59
(4)	ケアラーへの支援	60
(5)	福祉用具の普及促進	61
4	高齢者の住まいの充実	61

(1) 多様な住まいの供給	6 1
(2) 公営住宅における支援	6 2
(3) 住宅のバリアフリー化の促進	6 2
5 包括的な支援体制の整備	6 4
(1) 高齢者の孤立の防止	6 4
(2) 包括的な支援体制の構築	6 4
第3節 認知症施策の総合的な推進（埼玉県認知症施策推進計画）	6 7
1 認知症施策の総合的な推進	6 9
(1) 普及啓発・本人発信支援・予防	6 9
(2) 医療・ケア・介護サービスへの支援	7 0
(3) 若年性認知症等の人への支援	7 2
(4) 認知症バリアフリーの推進・社会参加支援	7 3
2 権利擁護の推進	7 3
3 虐待防止の推進	7 4
第4節 介護保険施設等の整備	7 5
1 特別養護老人ホーム等の整備	7 5
(1) 特別養護老人ホームの整備	7 5
(2) 介護老人保健施設の整備	7 6
(3) 生活環境の改善促進	7 6
(4) 特別養護老人ホーム等に関する情報提供	7 6
(5) 介護医療院の整備	7 7
(6) 介護施設における看取りの充実	7 7
2 有料老人ホーム等の適切な運営の確保	7 8
3 施設等の災害及び感染症対策の強化	7 9
(1) 施設等の災害対策の体制整備	7 9
(2) 施設等の感染症対策の強化	7 9
第5節 介護人材の確保・定着・イメージアップ	8 1
1 介護人材の確保・定着・イメージアップ	8 1
(1) 介護資格のない者への就業支援	8 1
(2) 多様な人材の参入促進	8 2
(3) 外国人の介護現場での就労支援	8 3
(4) 働きやすい職場環境の整備促進	8 3
(5) 介護のイメージアップ	8 4
2 介護人材の専門性の向上	8 5
第6節 介護保険の持続可能な制度運営	8 6
1 保険者機能の強化の推進	8 6
2 介護給付適正化の推進	8 7
3 適正な事業運営の確保	8 8
(1) 指導、監査の実施	8 8
(2) 介護サービス情報の公表	8 8

第4章 介護サービス量等の見込み及び必要入所定員総数	89
第1節 県全体のサービス見込量等について	90
1 本県の将来推計人口	90
2 被保険者数及び要介護認定者数の推計	90
3 介護サービス量の見込み（全県）	91
(1) 介護サービス給付	91
(2) 介護予防給付	92
4 居宅サービス見込量	92
(1) 訪問介護	92
(2) 訪問入浴介護	93
(3) 訪問看護	93
(4) 訪問リハビリテーション	94
(5) 居宅療養管理指導	94
(6) 通所介護（デイサービス）	95
(7) 通所リハビリテーション（デイケア）	95
(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）	96
(9) 短期入所療養介護	96
(10) 福祉用具貸与	97
(11) 特定福祉用具販売	97
(12) 住宅改修	98
(13) 特定施設入居者生活介護	98
(14) 居宅介護支援	99
5 介護予防サービス見込量	100
(1) 介護予防訪問入浴介護	100
(2) 介護予防訪問看護	100
(3) 介護予防訪問リハビリテーション	101
(4) 介護予防居宅療養管理指導	101
(5) 介護予防通所リハビリテーション	102
(6) 介護予防短期入所生活介護	102
(7) 介護予防短期入所療養介護	103
(8) 介護予防福祉用具貸与	103
(9) 特定介護予防福祉用具販売	104
(10) 介護予防住宅改修	104
(11) 介護予防特定施設入居者生活介護	105
(12) 介護予防支援	105
6 地域密着型サービス見込量	106
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	106
(2) 夜間対応型訪問介護	106
(3) 地域密着型通所介護	107
(4) 認知症対応型通所介護	107

(5) 小規模多機能型居宅介護	108
(6) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	108
(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護	109
(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	109
(9) 看護小規模多機能型居宅介護	110
(10) 介護予防認知症対応型通所介護	110
(11) 介護予防小規模多機能型居宅介護	111
(12) 介護予防認知症対応型共同生活介護	111
7 施設サービス見込量	112
(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	112
(2) 介護老人保健施設	112
(3) 介護医療院	113
(4) 介護療養型医療施設	113
8 地域支援事業費の見込み	114
9 第8期埼玉県介護保険財政について	114
(1) 埼玉県の介護給付費の見込み	114
(2) 埼玉県内の介護保険料平均額の推移	114
(3) 市町村別保険料一覧	115
第2節 介護保険施設等の必要入所定員総数	117
1 特別養護老人ホームの必要入所定員総数	117
2 介護老人保健施設の必要入所定員総数	118
3 介護療養型医療施設の必要入所定員総数	118
4 介護医療院の必要入所定員総数	119
5 特定施設の総定員数	120
第3節 老人福祉サービスの見込み	121
1 養護老人ホーム	121
2 軽費老人ホーム（A型、B型及びケアハウス）	122
3 生活支援ハウス（高齢者生活支援センター）、老人福祉センター	122
4 在宅介護支援センター	122
第4節 老人福祉圏域の状況について	123
南部圏域	125
南西部圏域	131
東部圏域	137
さいたま圏域	143
県央圏域	149
川越比企圏域	155
西部圏域	161
利根圏域	167
北部圏域	173
秩父圏域	179

資料編	185
第1節 計画の策定について	187
1 埼玉県高齢者支援計画推進会議における審議	187
2 庁内関係課との連携	193
3 国基本指針との整合性の確保	194
4 市町村計画との整合性の確保	194
5 埼玉県社会福祉審議会への報告	195
6 県民コメントの実施	195
第2節 計画の進行管理・点検・評価	196
1 数値目標一覧	196
2 取組一覧	198

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本県はこれまで、経済・人口ともに右肩上がりの成長を続けてきましたが、団塊の世代¹が後期高齢者となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代²が65歳以上の高齢者となる令和22年（2040年）を見据えると、現役世代人口が減少する中で、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者人口が全国一のスピードで増加することが見込まれています。

人口減少・異次元の高齢化という活力の低下が懸念される時代であっても、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となる地域包括ケアシステムを更に推進し、「支える側」、「支えられる側」という従来を超えて、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会づくりが必要です。

また、近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害や感染症が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築し、災害や感染症への対応力の強化を図ることが必要です。

そこで、令和7年（2025年）、令和22年（2040年）を見据え、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の総合的な推進、災害や感染症への対応力強化及び持続可能な介護保険制度の運営など中長期的な観点から必要な施策を推進するため新たな計画を策定します。

2 計画の基本理念

本計画では、高齢者を取り巻く状況とこれまでの施策を踏まえ、以下の基本理念を掲げます。

第8期埼玉県高齢者支援計画の基本理念

- 生涯にわたる学びの支援など多様な活動支援を通じて、高齢者が地域社会とつながり、自らが持つ豊富な知識や技術、経験を活かし、様々な分野において活躍できる社会を目指します。
- 地域共生社会の実現に向け、中核的な基盤となる地域包括ケアシステムを更に推進し、「支える側」、「支えられる側」という従来を超えて、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「日本一暮らしやすい埼玉」を目指します。

¹ 団塊の世代：第一次ベビーブーム（昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年））の間に生まれた世代

² 団塊ジュニア世代：第二次ベビーブーム（昭和46年（1971年）～昭和49年（1974年））の間に生まれた世代

3 計画の位置付け

本計画は、介護保険法第 118 条に基づく介護保険事業支援計画、老人福祉法第 20 条の 9 に基づく老人福祉計画及び認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策推進計画として定める本県における高齢者の総合計画であり、県の総合計画である埼玉県 5 年計画の分野別計画です。

また、埼玉県地域保健医療計画や埼玉県地域福祉支援計画などの関連する県計画や、市町村が策定する介護保険事業計画及び老人福祉計画との整合性を図りつつ策定しています。

関連する県の主な計画	
・ 埼玉県 5 年計画	・ 埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略
・ 埼玉県地域保健医療計画	・ 埼玉県地域福祉支援計画
・ 埼玉県障害者支援計画	・ 埼玉県ケアラー支援計画
・ 埼玉県再犯防止推進計画	・ 埼玉県健康長寿計画
・ 埼玉県高齢者居住安定確保計画	・ 埼玉県賃貸住宅供給促進計画
・ 埼玉県住生活基本計画	・ 埼玉県地域防災計画
・ 埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画	など

4 計画の期間

令和 3 年度から令和 5 年度（2021 年度～2023 年度）までの 3 年間とします。

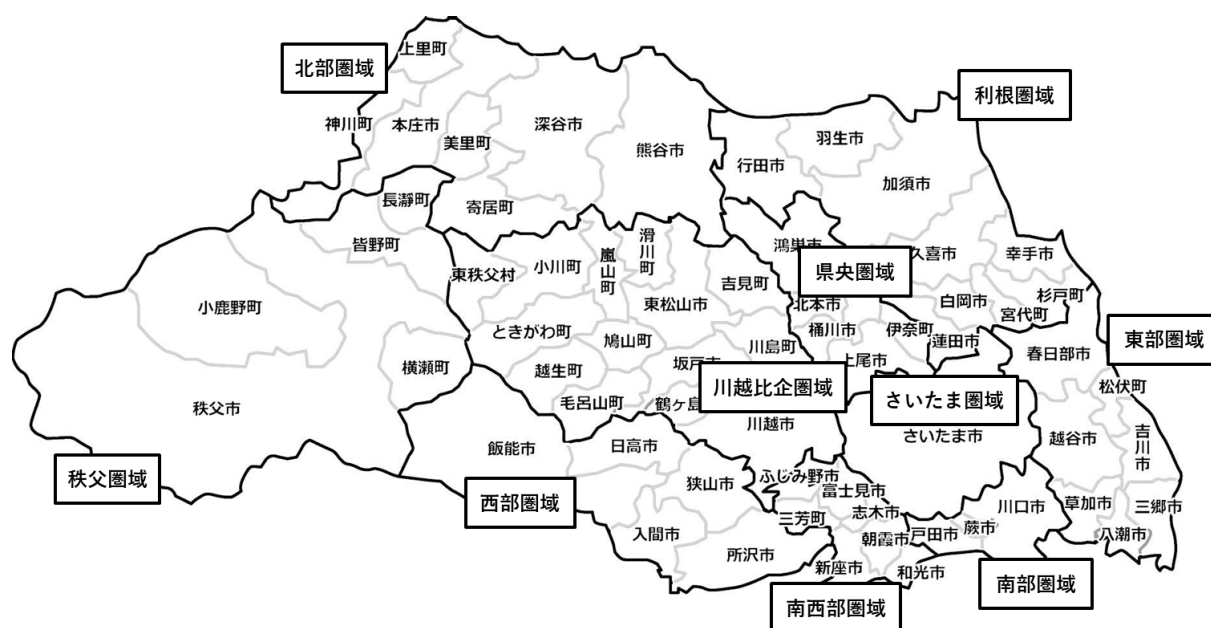
計画期間中の法改正及びそれに伴う制度改正、社会情勢の著しい変化、高齢者福祉に関する状況の変化などに応じて計画の変更を行うことがあります。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第 7 期計画	→								
第 8 期計画				→					
第 9 期計画							→		

5 老人福祉圏域の設定

老人福祉圏域とは、介護保険法第118条第2項第1号の規定により、都道府県が介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数及びその他の介護給付等対象サービス量の見込みを定める区域として設定するものです。

本県では、福祉サービスと保健医療サービスの一体的な整備を図る観点から、埼玉県地域保健医療計画で定める二次保健医療圏と一致した10の老人福祉圏域を設定しています。



圏域	県福祉事務所	圏域内市町村
南部	東部中央	川口市、蕨市、戸田市
南西部	西部	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
東部	東部中央	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
さいたま	東部中央	さいたま市
県央	東部中央	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
川越比企	西部	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
西部	西部	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
利根	東部中央	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
北部	北部	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父	秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

第2章 高齢者を取り巻く状況

1 人口及び高齢化率の推移と見通し

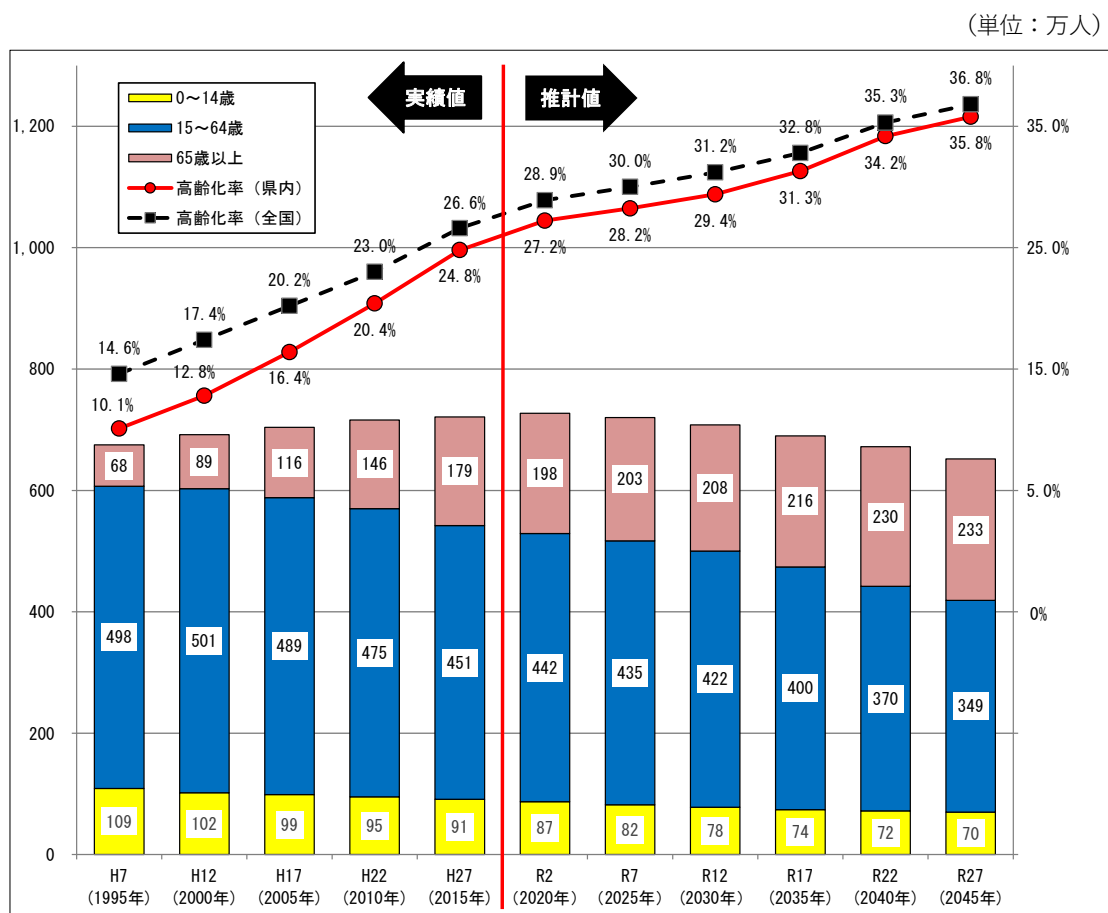
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和2年の本県の総人口は約727万人で、平成27年（2015年）時点より約6万人増加していますが、令和7年（2025年）には720万人、令和17年（2035年）には700万人を割ることが見込まれています。

令和2年の本県の高齢者（65歳以上）人口は過去最高の約198万人で、高齢化率は27.2%となっています。

また、いわゆる団塊世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）の高齢者人口は、約203万人、高齢化率は28.2%となる見込みです。

さらに、団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22年（2040年）には約230万人となり、令和2年時点より約32万人増加し、高齢化率は34.2%となる見込みです（図2-1-1）。

■図2-1-1 本県の人口及び高齢化率の推移と見通し（年齢区分別）



資料：総務省統計局「国勢調査」[H7～H27]

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」[R2～R27]

※国勢調査の人口総数には年齢不詳を含むため、年齢別人口の合計とは一致しない。

2 前期・後期高齢者数の推移と見通し

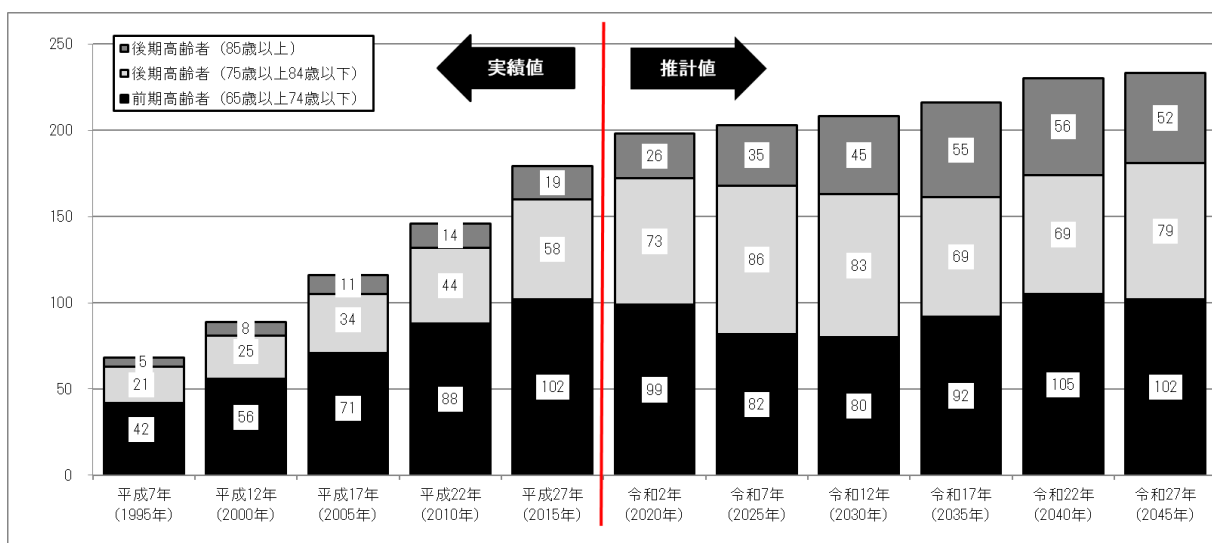
令和2年の本県の前期高齢者と後期高齢者（75歳以上の方）の推計人口はともに約99万人となっています。

本県は、今後、後期高齢者人口が全国トップクラスのスピードで増加すると見込まれています。いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）には約121万人、令和22年（2040年）には約125万人に達する見込みです。

また、後期高齢者のうち、特に介護ニーズの高い85歳以上の高齢者は、令和22年（2040年）には、約56万人に増加し、令和2年に比べて約2倍以上に増加することが見込まれます（図2-2-1及び図2-2-2）。

■図2-2-1 本県の前期高齢者・後期高齢者数の推移と見通し

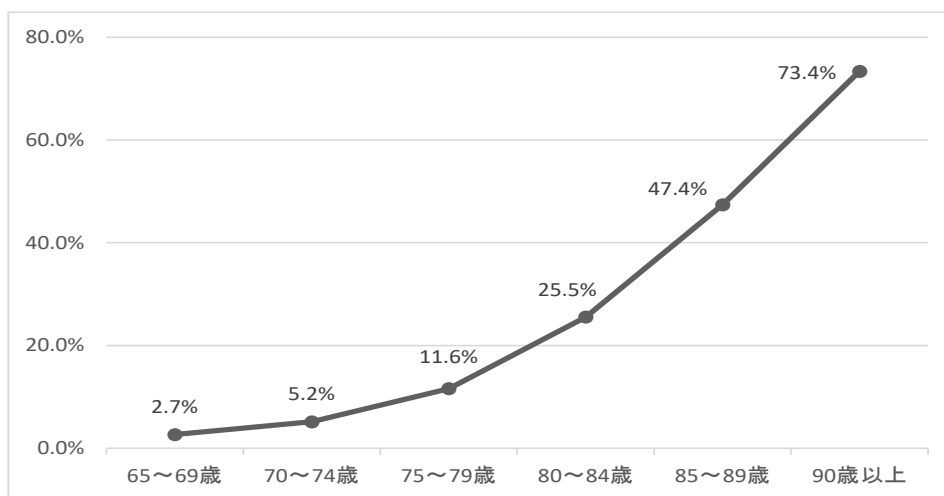
（単位：万人）



資料：総務省統計局「国勢調査」〔平成7年～平成27年〕、埼玉県推計〔令和2年～令和27年〕

■図2-2-2 年齢階級別要支援・要介護認定率

本県の65歳～69歳の要介護認定率は2.7%であるのに対し、85歳～89歳の要介護認定率は47.4%、90歳以上が73.4%となっています（図2-2-2）。



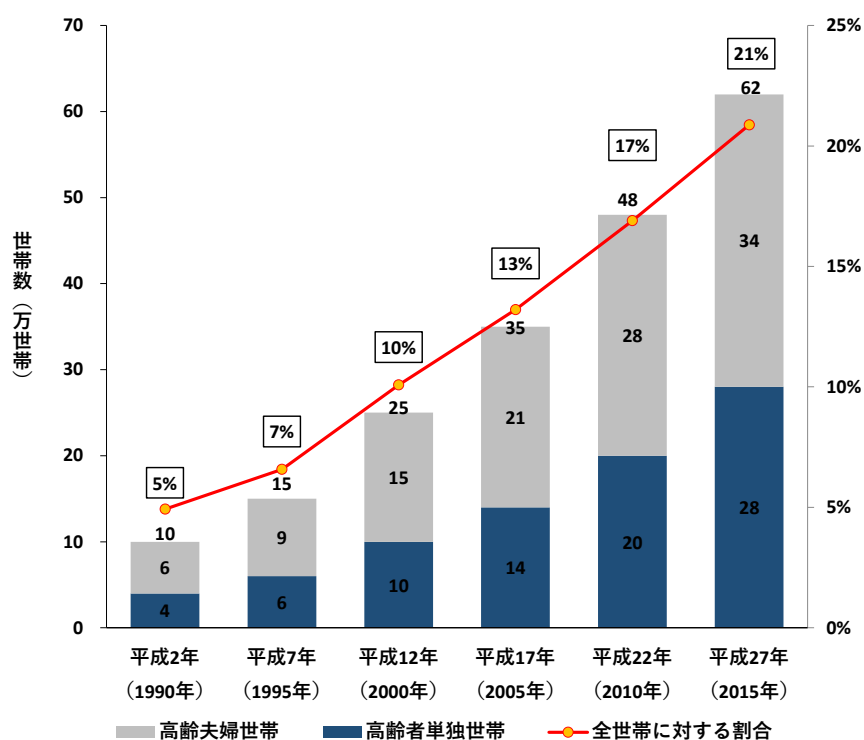
資料：介護保険事業状況報告月報（令和元年12月）、埼玉県町（丁）字別人口調査（令和2年1月1日）

3 高齢者単独世帯・高齢者夫婦世帯数の推移と見通し

高齢者単独世帯及び高齢者夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）は、平成2年（1990年）には合わせて約10万世帯で、全世帯の5%でしたが、平成27年（2015年）には約62万世帯と25年間で約6倍となり、全世帯の約21%を占めています（図2-3-1）。

今後、埼玉県における高齢者単独・夫婦世帯は増加傾向が続き、令和22年（2040年）には、65歳以上世帯に占める割合が約69%に増加すると見込まれています（図2-3-2）。

■図2-3-1 高齢者単独・夫婦世帯数の推移



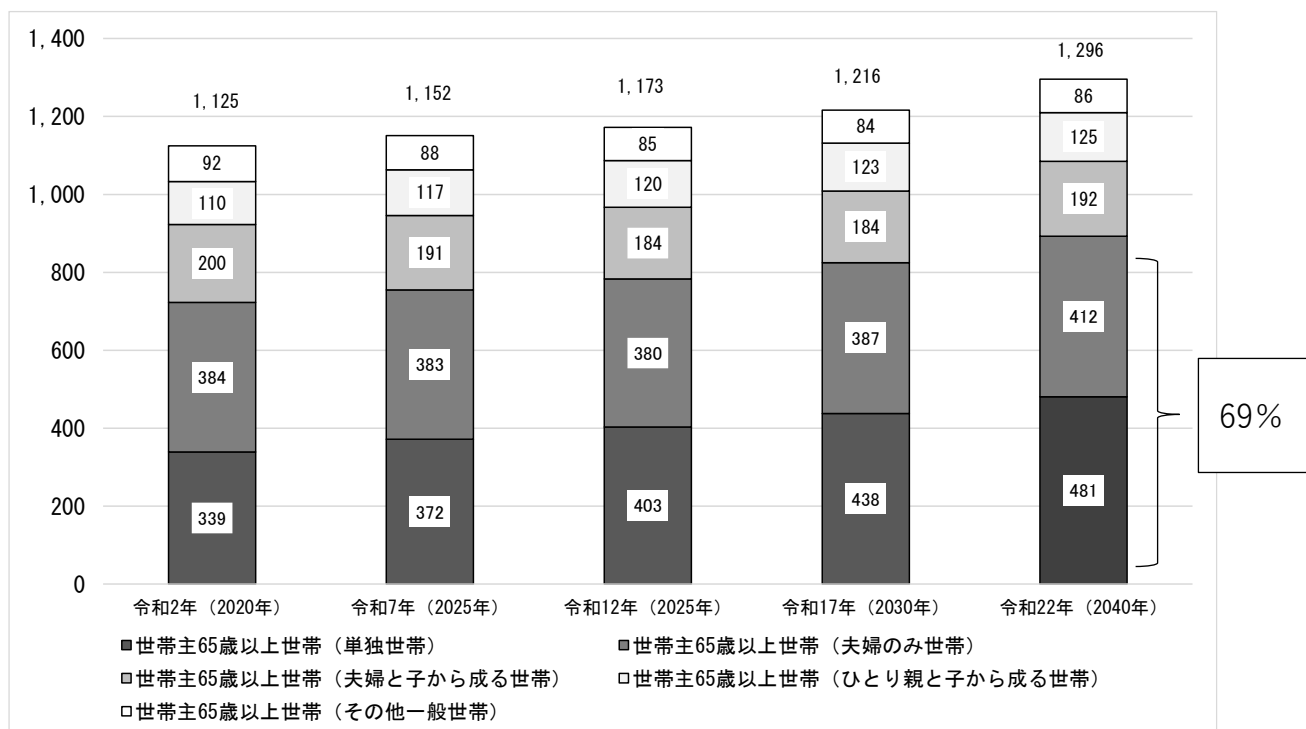
資料：総務省統計局「国勢調査」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

		65歳以上の単独高齢者世帯数	高齢夫婦のみ世帯数 ※夫65歳以上 妻60歳以上	全世帯数
埼玉県 (世帯)	平成2年 1990年	39,905	58,870	2,027,970
	平成7年 1995年	60,766	93,183	2,278,736
	平成12年 2000年	97,324	145,458	2,482,374
	平成17年 2005年	143,923	209,242	2,650,115
	平成22年 2010年	204,212	277,297	2,841,595
	平成27年 2015年	275,777	343,334	2,971,659

資料：総務省統計局「国勢調査」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

■図2-3-2 高齢者単独・夫婦世帯数の見通し

(単位：千世帯)



資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019年推計）をもとに
埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

■図2-3-3 高齢者単独世帯数の見通し（全国比較）

都道府県	世帯数 (1,000世帯)					増加率	増加率順
	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和2年→ 令和22年	
全 国	7,025	7,512	7,959	8,418	8,963	127.6%	—
沖縄県	67	77	86	95	104	155.2%	1
滋賀県	55	61	67	73	80	145.5%	2
神奈川県	475	517	564	620	676	142.3%	3
埼玉県	339	372	403	438	481	141.9%	4
愛知県	341	370	400	434	477	139.9%	5

資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（2019年推計）をもとに
埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

4 介護者の状況

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、主な介護者の約4割（42.7%）が70歳以上の高齢者で、高齢者が高齢者を介護する割合が高くなっています。

本県では、高齢化と核家族化が進み、高齢者のみの世帯が増加しています。

高齢者のみの世帯で、家族等による介護が困難になった場合に備え、介護サービスや介護の担い手を確保していく必要があります。

一方で60歳未満の人が要介護者等を介護する割合は約3割（26.7%）になっており、介護者が介護や看護により離職することがないように介護サービスの基盤整備を進めていく必要があります（図2-4-1）。

■図2-4-1 要介護者等の主な介護者の年齢階級構成割合（全国）

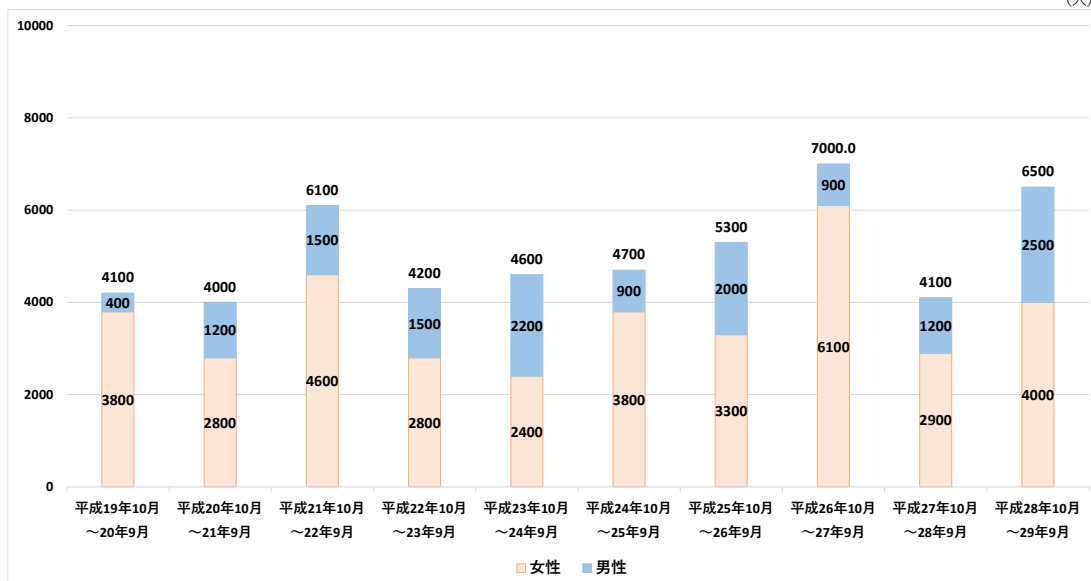
（単位：％）

		同居の主な介護者の年齢					
		40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
要 介 護 者 等 の 年 齢	総数	1.5	5.6	19.6	30.6	26.5	16.2
	40～64歳	1.8	16.0	24.4	29.5	18.8	9.5
	65～69歳	7.4	4.4	5.7	59.3	21.6	1.6
	70～79歳	1.8	9.5	9.6	12.7	56.0	10.2
	80～89歳	1.1	4.3	31.6	21.6	16.2	25.1
	90歳以上	0.6	2.5	10.3	58.2	18.4	10.1

資料：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

■図2-4-2 介護・看護により離職した人数の推移（埼玉県）

（人）



資料：総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

5 老人福祉圏域別の高齢化率の見通し

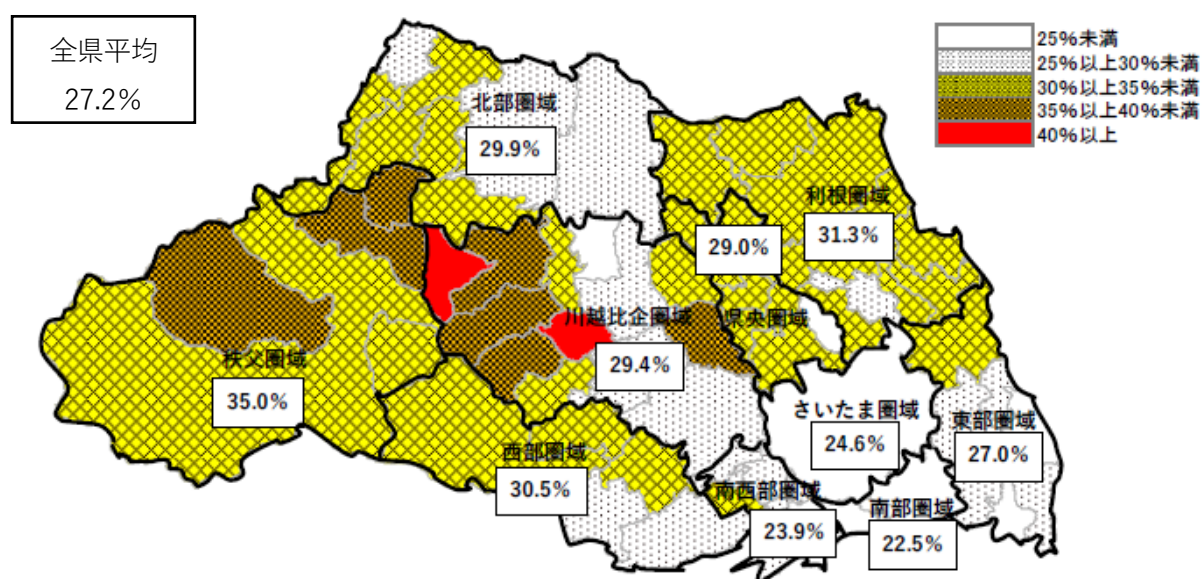
(1) 65歳以上高齢者人口の割合（高齢化率）の見通し

全ての圏域において高齢化が進展する中、高齢化率の県平均の割合は、令和2年（2020年）は27.2%ですが、令和7年（2025年）には28.2%、令和22年（2040年）には34.2%に増加する見込みです。

また、圏域別の高齢化率は、令和2年（2020年）、令和7年（2025年）においては、秩父圏域が最も高く、県央、川越比企、西部、利根、北部、秩父の6つの圏域で全県平均を上回っています（図2-5-1及び図2-5-2）。さらに、令和22年（2040年）においては、秩父圏域と西部圏域で40%を超えるなど人口の約4割が高齢者となることを見込まれます（図2-5-3）。

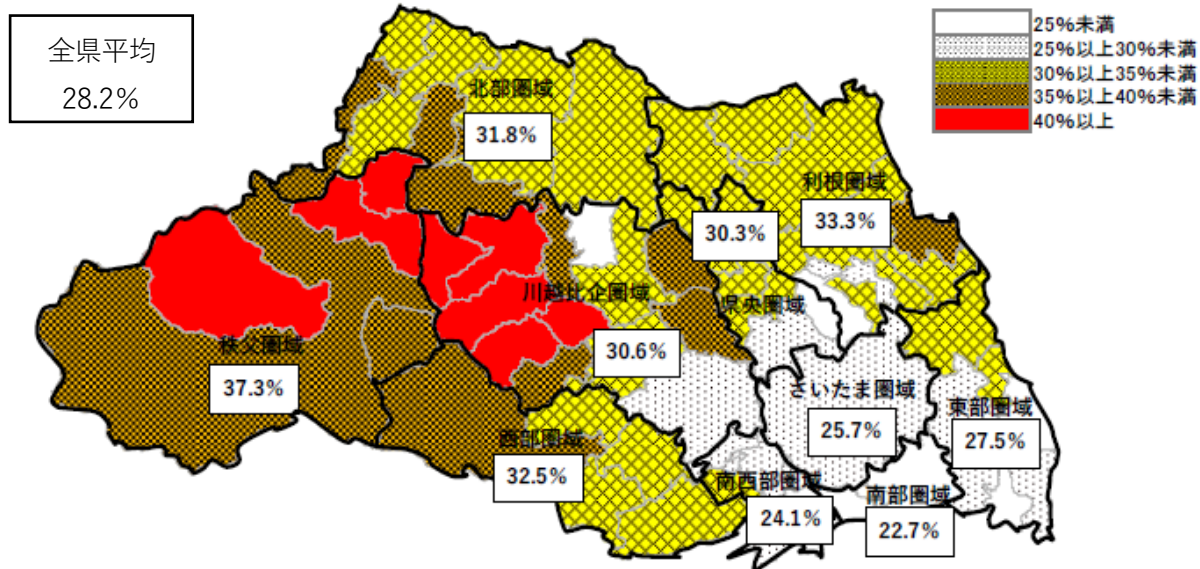
また、市町村別の高齢化率では、令和22年（2040年）において8つの自治体で高齢化率が50%を超え、2人に1人以上が高齢者となることを見込まれます。（図2-5-3）。

■図2-5-1 65歳以上高齢者人口の割合(2020年推計値)



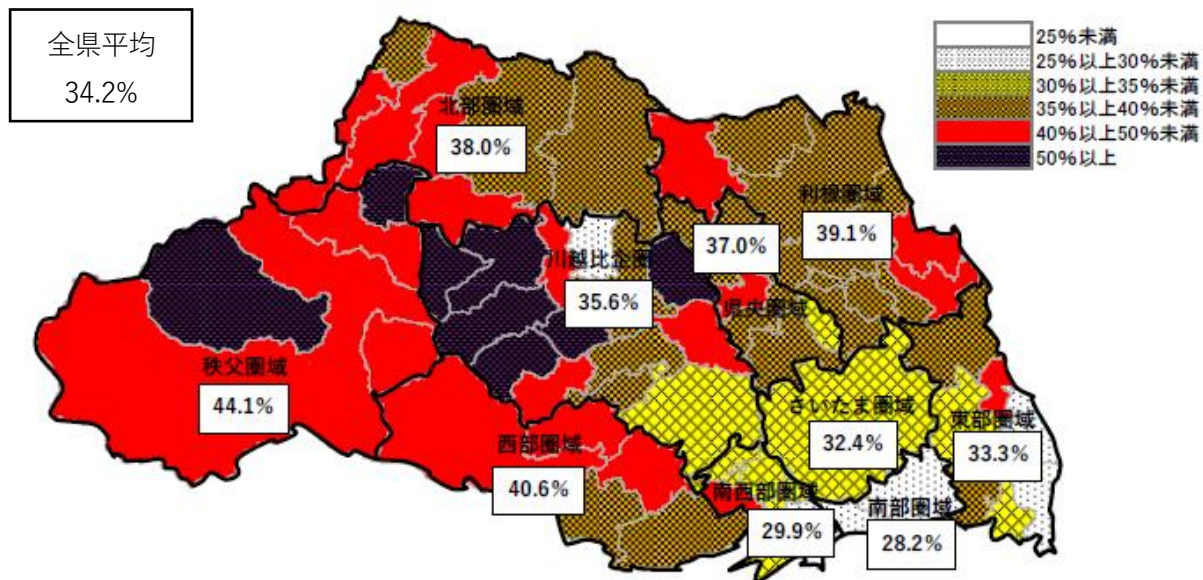
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

■図2-5-2 65歳以上高齢者人口の割合(2025年推計値)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

■図2-5-3 65歳以上高齢者人口の割合(2040年推計値)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

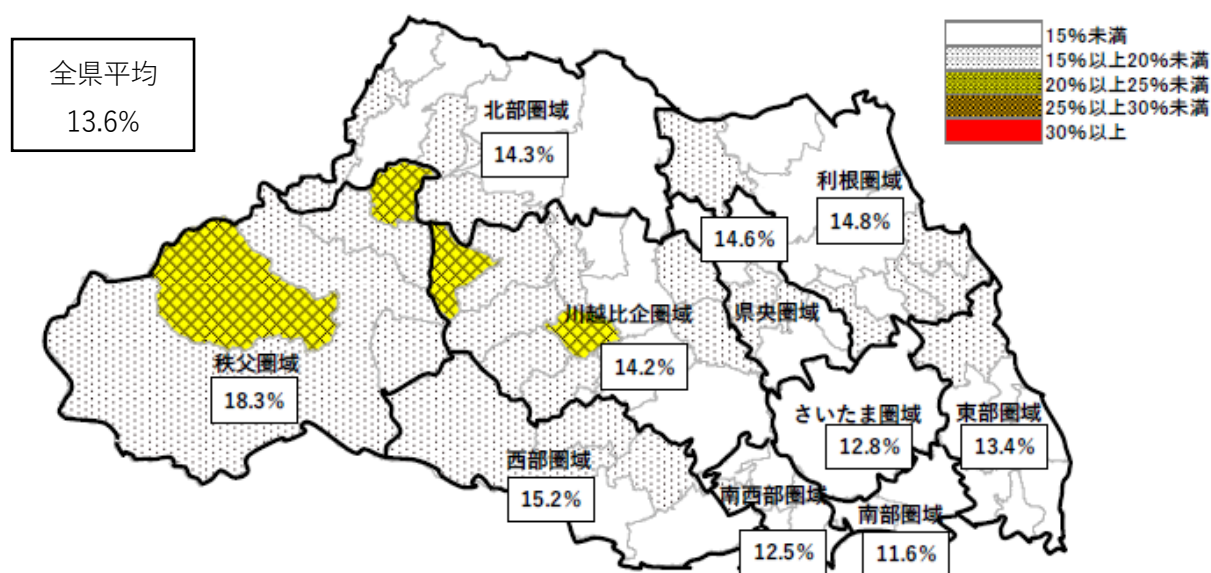
(2) 75歳以上高齢者人口の割合の見通し

本県の総人口に占める75歳以上高齢者人口の割合は、令和2年(2020年)は13.6%ですが、令和7年(2025年)には16.8%、令和22年(2040年)には18.5%に増加する見込みです。

また、圏域別の割合は、令和2年(2020年)、令和7年(2025年)、令和22年(2040年)のいずれにおいても、秩父圏域が最も高く、県央、川越比企、西部、利根、北部、秩父の6つの圏域で全県平均を上回っています(図2-5-4～図2-5-6)。

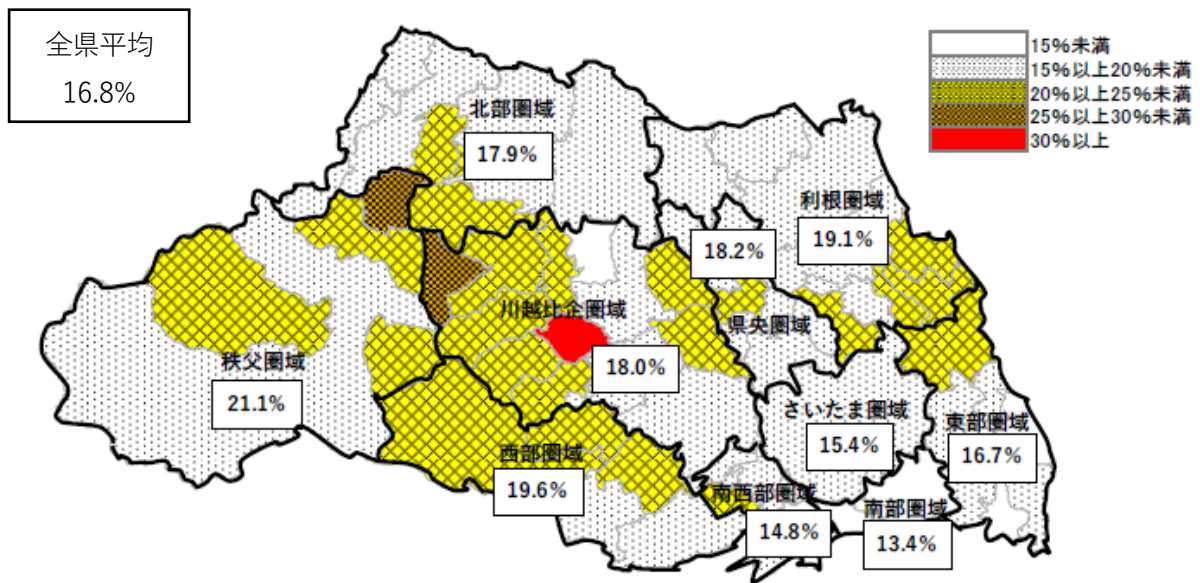
また、市町村別の割合では、令和22年(2040年)において2つの自治体で人口の4割以上が75歳以上の高齢者となることを見込まれます。(図2-5-6)。

■図2-5-4 75歳以上高齢者人口の割合(2020年推計値)



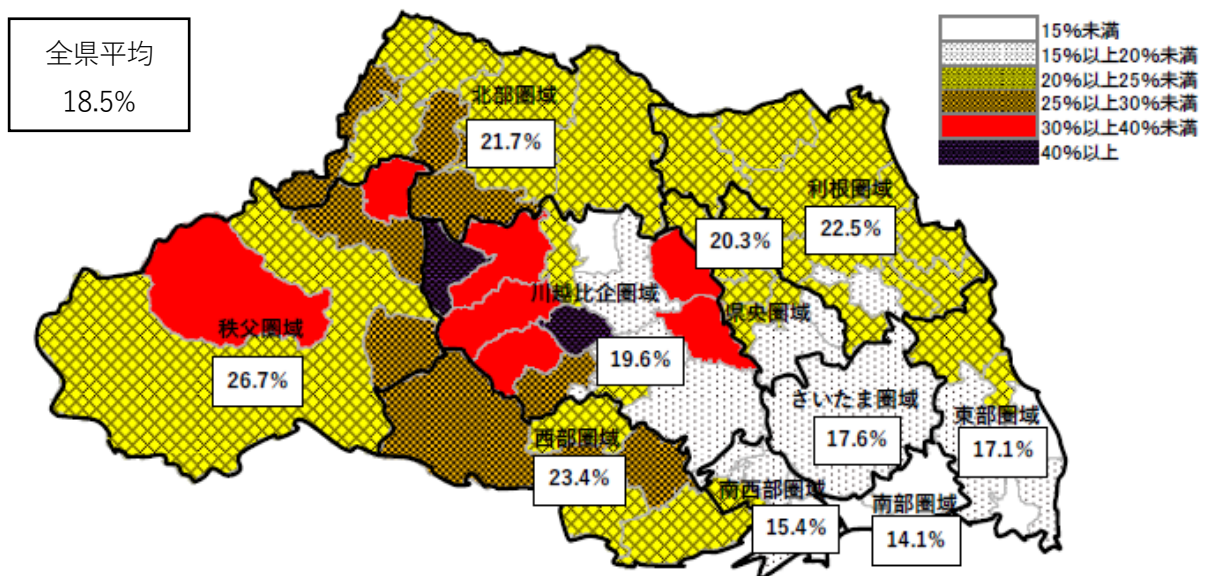
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

■図2-5-5 75歳以上高齢者人口の割合(2025年推計値)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

■図2-5-6 75歳以上高齢者人口の割合(2040年推計値)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

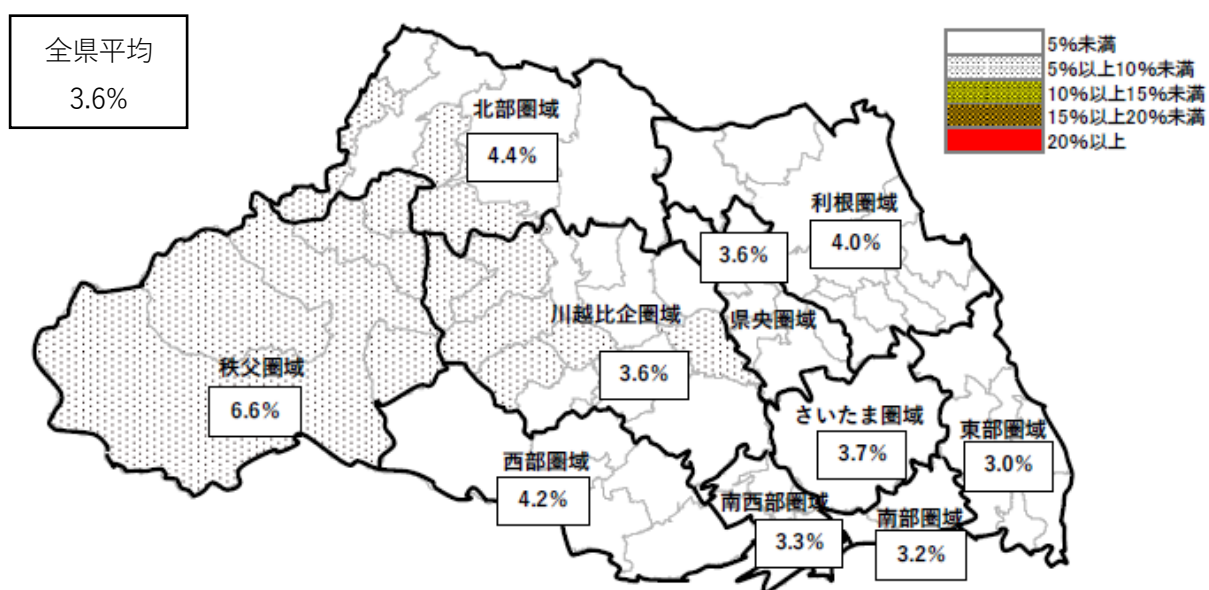
(3) 85歳以上高齢者人口の割合の見通し

本県の総人口に占める85歳以上高齢者人口の割合は、令和2年(2020年)は3.6%ですが、令和7年(2025年)には4.9%、令和22年(2040年)には8.3%に増加する見込みです。

また、圏域別の割合は、令和2年(2020年)、令和7年(2025年)、令和22年(2040年)のいずれも、秩父圏域が最も高くなっています(図2-5-7~図2-5-9)。

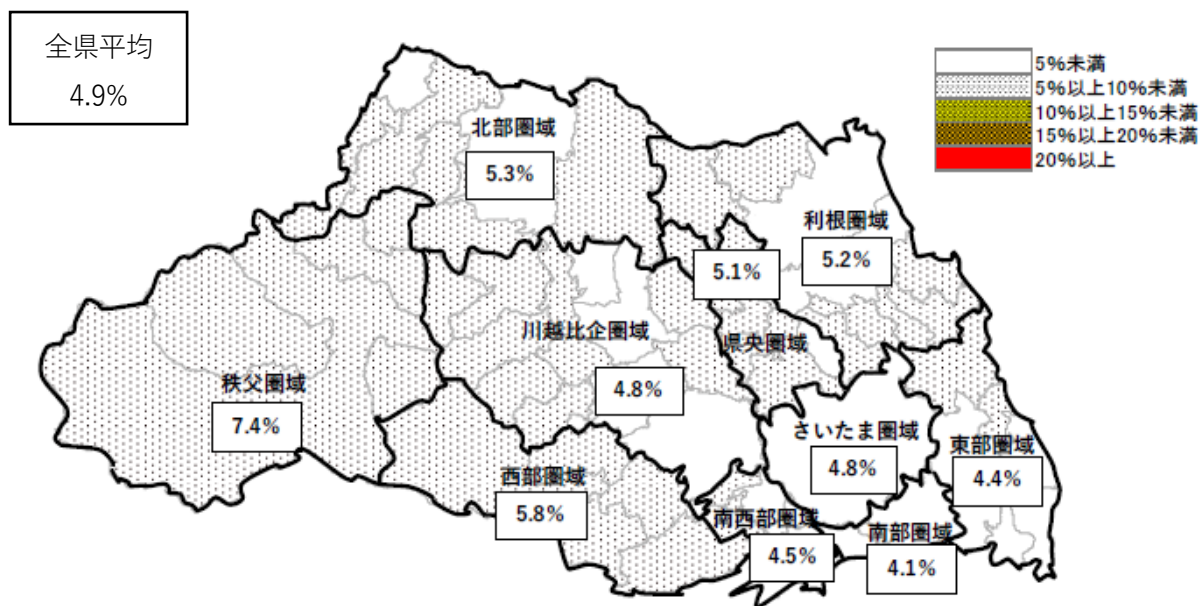
また、市町村別の割合では、令和22年(2040年)において2つの自治体で人口の2割以上が85歳以上の高齢者となることを見込まれます(図2-5-9)。

■図2-5-7 85歳以上高齢者人口の割合(2020年推計値)



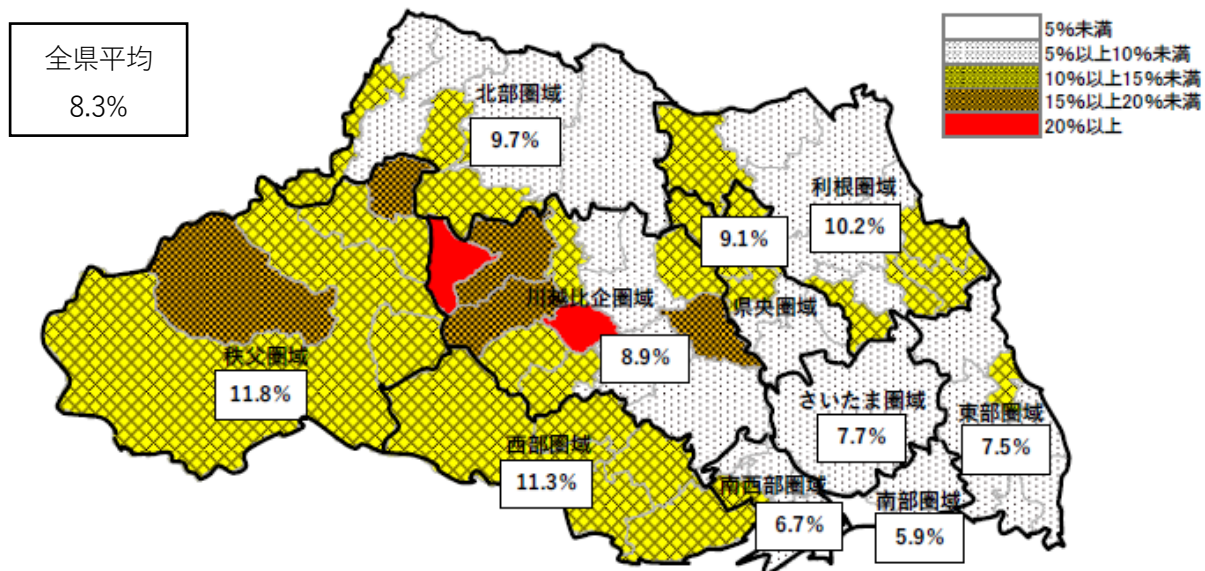
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

■図2-5-8 85歳以上高齢者人口の割合(2025年推計値)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

■図2-5-9 85歳以上高齢者人口の割合(2040年推計値)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

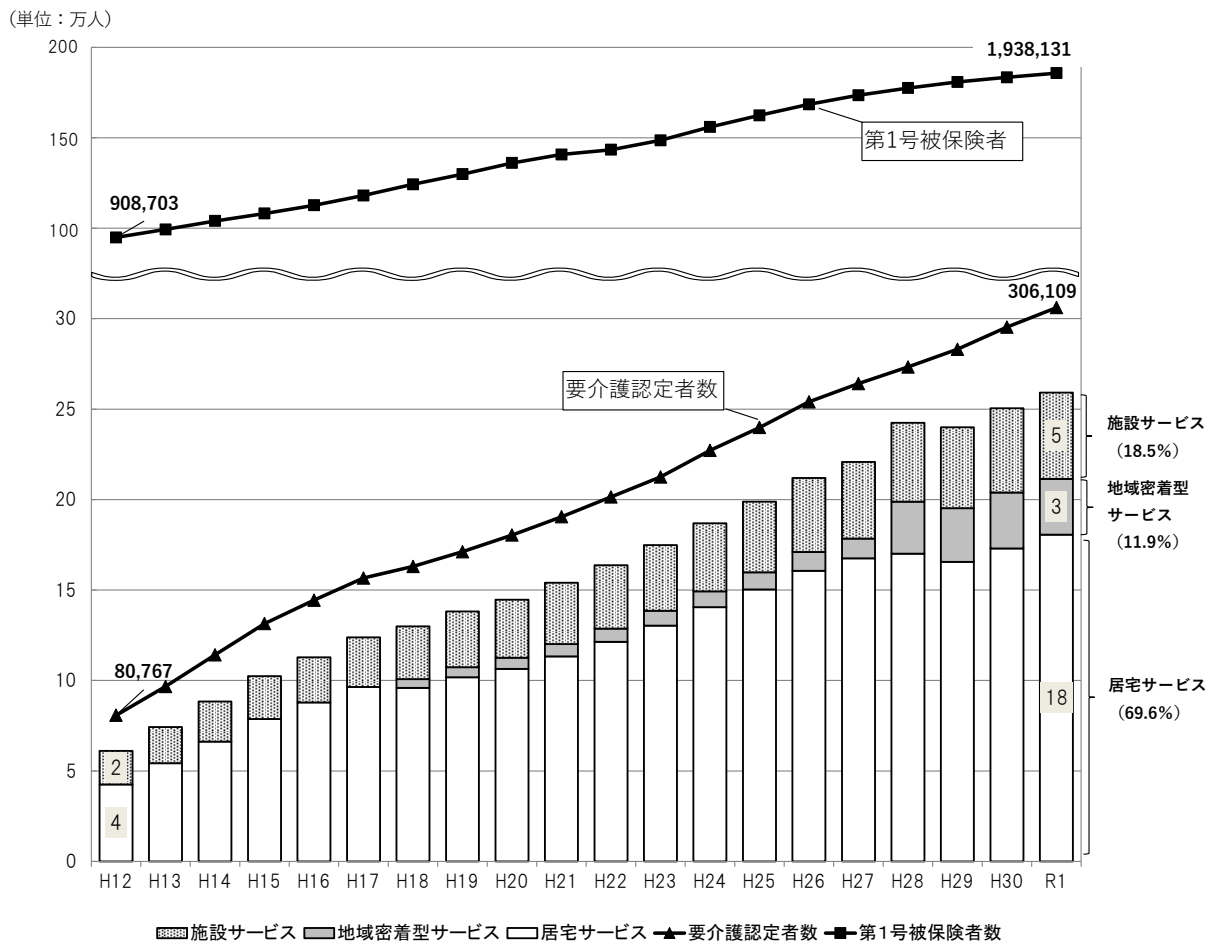
6 要介護認定者数及び介護サービスの利用者数の推移

本県の令和元年度末の要介護（要支援）認定者数は約 31 万人で、介護保険制度創設時の平成 12 年 4 月と比較すると、約 3.8 倍に増加しています。介護保険の第 1 号被保険者は約 194 万人、このうち要介護（要支援）認定者は約 30 万人で、要介護認定率は 15.4% となっています。

また、要介護（要支援）認定者のうち、実際に介護サービスを利用している方は約 26 万人で、その割合は 84.7% となっています。

利用されているサービスは、居宅サービスが 69.6% で最も多く、次いで施設サービスが 18.5%、地域密着型サービスが 11.9% となっています（図 2-6-1）。

■図 2-6-1 要介護認定者数及び介護サービスの利用者数の推移



65歳以上高齢者数 (第1号被保険者数)	要介護認定者数	介護サービス利用者数 (令和2年3月利用分)
1,938,131人 (2.1倍)	306,109人 (3.8倍)	259,127人 (6.8倍)
	1号被保険者のみ 298,293人	(対認定者比84.7%)
	要介護認定率15.4%	

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（各年度3月末日）」をもとに埼玉県福祉部地域包括ケア課作成

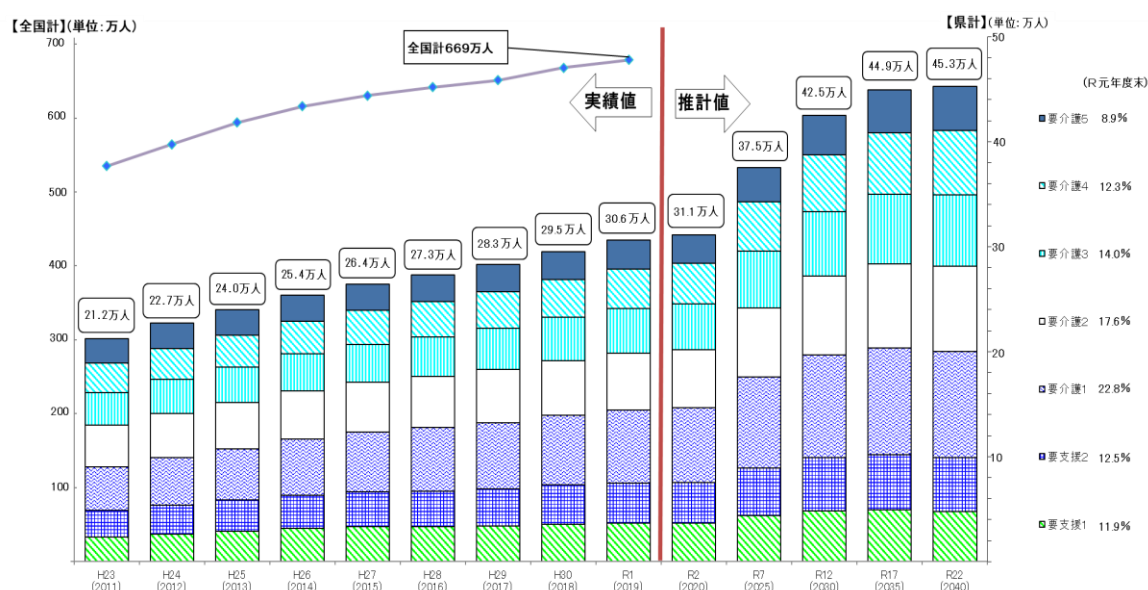
7 要介護度別認定者の割合の推移と見通し

本県の令和元年度末の要介護（要支援）認定者の割合を要介護度別にみると、要介護1が22.8%で最も高く、次いで要介護2、要介護3となっています（図2-7-1）。

また、厚生労働省の国民生活基礎調査によると、介護が必要となった主な原因について、「認知症」が23.6%と最も多く、次いで、「脳血管疾患（脳卒中）」21.6%、「高齢による衰弱」17.2%となっています（図2-7-2）。

今後、本県の要支援・要介護者数は、令和7年度（2025年度）は約37.5万人、令和22年度（2040年度）は約45.3万人に増加することが見込まれます。

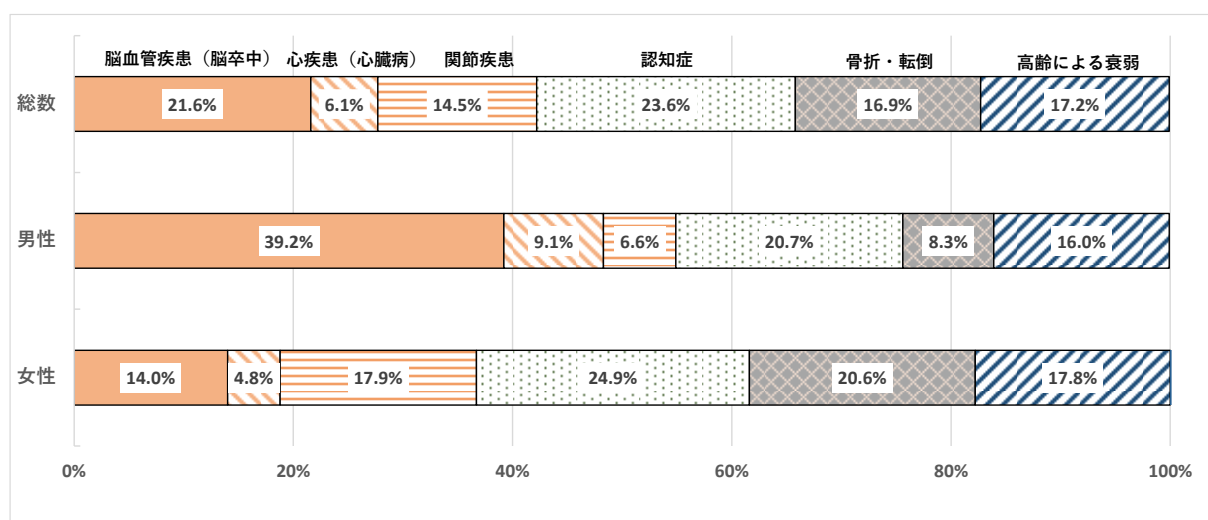
図2-7-1 要介護度別認定者の割合の推移と見通し



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年度3月末日）[H23～R1]

埼玉県推計（地域包括ケア「見える化」システム将来推計）[R2～R22]

図2-7-2 介護が必要となった主な原因（全国）



資料：厚生労働省「2019国民生活基礎調査」

8 地域資源の状況

(1) 介護サービス事業所

本県の令和元年度末の介護サービス事業所数を介護保険制度創設時と比べると、訪問介護については約 3.2 倍に増加していますが、近年はほぼ横ばいとなっています。

また、訪問看護については約 24 倍に増加しており、近年も増加傾向にあります(図 2-8-1)。

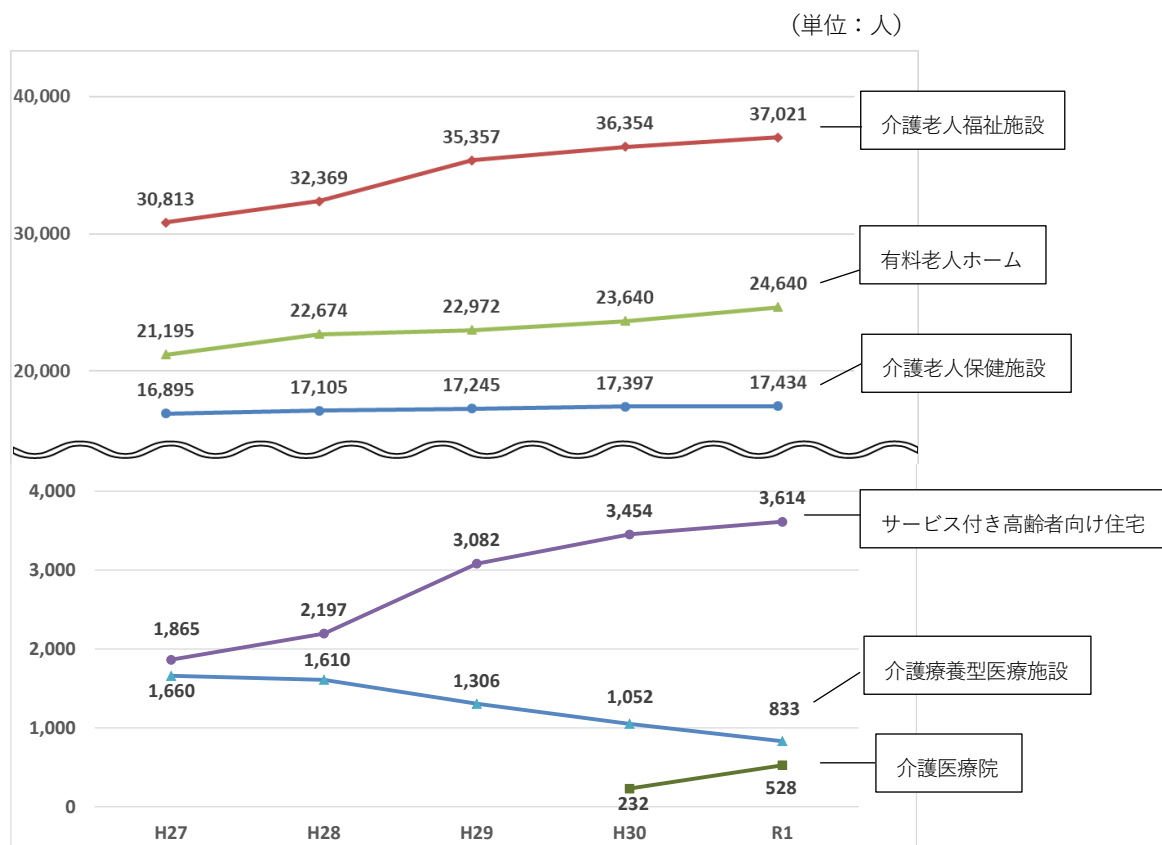
県内の介護施設等の定員数は、増加傾向にあります。施設別に見ると、介護老人福祉施設(37,021人)、有料老人ホーム(24,640人)、サービス付き高齢者向け住宅(3,614人)等の定員数が増加傾向にあります(図 2-8-2)。

■図 2-8-1 主な介護サービス事業所数の推移

	平成 12 年 4 月	平成 29 年度末	令和元年度末
訪問介護	433	1,380	1,372
訪問看護	168	3,841	4,061
訪問リハビリテーション	1,283	3,319	3,473
通所介護	258	1,106	1,166
通所リハビリテーション	114	339	303
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	61	63
看護小規模多機能型居宅介護	—	11	14
小規模多機能型居宅介護	—	130	135

資料：埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

■図 2-8-2 県内の介護施設等の定員数の推移



※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は介護保険法上の指定を受けている施設のみである。

資料：埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

(2) 介護職員

介護サービス施設・事業所調査によると、埼玉県内の介護職員数は平成25年度から令和元年度にかけて約7.1万人から約9.3万人に増加しています（図2-8-3）。

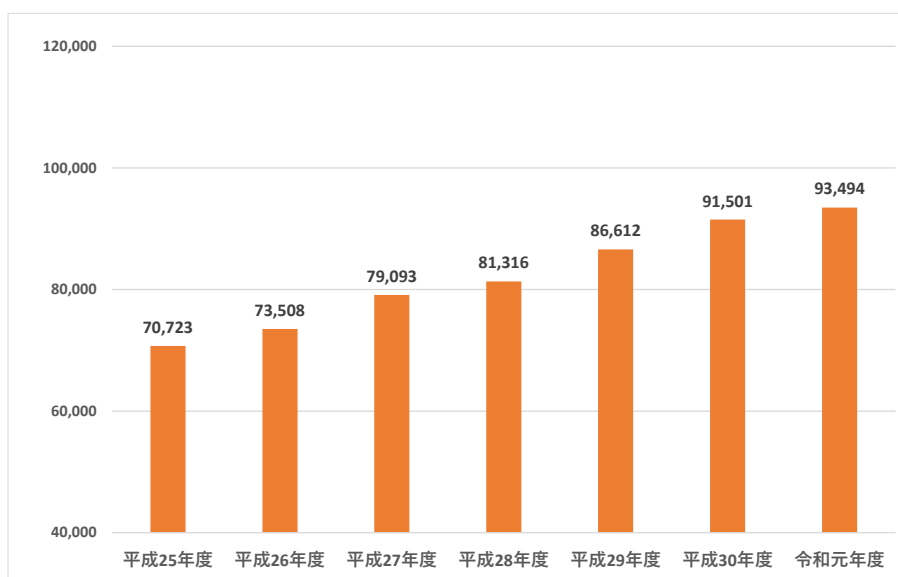
第8期介護保険事業支援計画の策定にあたり、厚生労働省が作成した「介護人材需給推計ワークシート」での推計によると、本県は、令和7年度（2025年度）には約11.5万人の介護職員が必要になると見込まれます（表1）。

令和元年度介護労働実態調査によると、「訪問介護員が不足している」と回答した本県の事業所は78.8%となっています（表2）。また、介護従事者が働くうえでの悩み、不安、不満等（複数回答）として、「人手が足りない」が56.3%で最も多く、次いで「仕事のわりに賃金が低い」が39.1%、「身体的負担が大きい（腰痛や体力に不安がある）」が29.6%の順に多くあげられているなど人手不足、賃金、身体的・精神的な負担に対する不安や不満に端的に示されるように厳しい労働環境にあります（表3）。

さらに本県では全国に比べて介護職と全職種における離職率が高くなっています（表4）。

今後、介護現場において介護従事者の負担を減らし、働きやすい環境の整備を図り、介護人材の確保・定着を図ることがこれまで以上に重要となってきます。

■図2-8-3 埼玉県の介護職員数の推移 (単位：人)



資料：厚生労働省「令和元年介護サービス施設・事業所調査」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

■表1 介護人材の需給推計 (単位：人)

	令和元年度 (2019年度)	令和7年度(2025年度)			
		需要見込み	供給見込み	充足率	需給ギャップ ^o
埼玉	93,494	114,644	102,408	89.3%	12,236
全国	2,105,877	2,446,562	2,109,956	86.2%	336,606

資料：埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

※令和元年度実績値：「都道府県別介護職員数の情報提供について」（令和3年1月厚生労働省事務連絡）

※令和7年度推計値：埼玉（埼玉県推計）、全国（平成30年5月厚生労働省公表）

■表2 従業員の過不足状況（埼玉県）

区 分	大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰	不足感
訪問介護員※	37.6%	22.4%	18.8%	20.0%	1.2%	78.8%
介護職員※	15.7%	26.0%	31.9%	25.1%	1.3%	73.6%

※訪問介護員とは、介護保険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家族を訪問して家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行うものをいう。

※介護職員とは、訪問介護以外の介護保険の指定介護事業所で働き、直接介護を行う者をいう。

資料：介護労働安定センター「令和元年度介護労働実態調査（埼玉県版）」

■表3 働く上での悩み、不安、不満等（複数回答）

人手が足りない	56.3%
仕事内容のわりに賃金が低い	39.1%
身体的負担が大きい（腰痛や体力に不安がある）	29.6%
業務に対する社会的評価が低い	23.3%
精神的にきつい	22.4%

資料：介護労働安定センター「令和元年度介護労働実態調査（埼玉県版）」

■表4 介護職と全職種における離職率

介護職	埼玉県	18.9%
	全 国	15.4%
全職種	埼玉県	19.7%
	全 国	15.6%

資料：介護労働安定センター「令和元年度介護労働実態調査」、厚生労働省「2019年（令和元年）雇用動向調査」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

■表5 常勤労働者の勤続年数及び給与額（埼玉県）

区 分		年齢	勤続年数	給与額 ※
全労働者		43.3 歳	11.6 年	332.2 千円
福祉職員	福祉施設介護員	44.0 歳	6.8 年	263.7 千円
	ホームヘルパー	47.3 歳	6.5 年	264.1 千円

※「きまって支給する給与額」

資料：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

(3) 老人クラブ

老人クラブは、地域を基盤とした高齢者の自主組織で、高齢者の生きがいつくり、健康づくり、更には地域づくりの担い手として活動しています。本県には老人クラブ数約2,900クラブ、15.3万人の会員がいます（表6）。

■表6 適正老人クラブ数及び会員数の推移 (各年度末現在)

年 度	クラブ数	会員数
平成27年度	3,145	177,012
平成28年度	3,073	170,701
平成29年度	3,009	165,207
平成30年度	2,957	159,584
令和元年度	2,893	153,257

資料：埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

※適正老人クラブとは、老人クラブ等事業運営要綱の条件を満たしている、年齢60歳以上、会員の規模はおおむね30人以上で活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する者で組織する老人クラブをいう。

(4) 住民主体の通いの場

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動が展開されています（表7）。

■表7 県内の介護予防に資する住民主体の通いの場の状況 (令和2年3月末現在)

項 目	体操 (運動)	会食	茶話会	認知症 予防	趣味活動	その他	合計
通いの場の箇所数	3,018	191	1,153	119	775	95	5,351
参加者実人数	60,054	5,245	23,497	2,436	13,006	1,661	105,899

資料：埼玉県福祉部地域包括ケア課作成

※【通いの場の定義】

- ①体操や趣味活動等を行い、介護予防に資すると市町村が判断するもの。
- ②通いの場の運営主体は住民である。
- ③通いの場の運営について、市町村が財政的支援を行っているものに限らない。
- ④月1回以上の活動実績がある。

(5) 生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターとは、高齢者の日常生活の支援や社会参加を推進するため、ボランティア等を担い手とした生活支援サービスの資源開発やサービス提供主体間のネットワークの構築、地域のニーズと地域資源のマッチング等を行う調整役です。第1層は各市町村の全域を、第2層は主に日常生活圏域（中学校区など）で住民主体の地域づくりを進めやすい圏域を所管しています（表8）。

■表8 生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置状況

(令和2年3月末現在)

項目	第1層協議体	第2層協議体
生活支援コーディネーター設置人数	90	226
協議体設置数	62	246

資料：埼玉県福祉部県地域包括ケア課作成

(6) 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」と認知症サポーターの養成講座の講師役になる「キャラバン・メイト」を約52万人養成しています（表9）。また、地域における医療・介護等の資源を連携させ、認知症の人やその家族への支援を行う「認知症地域支援推進員」を県内に393人配置しています。

■表9 県内の認知症サポーター等養成者数

(令和2年3月末現在)

項目	人数
「認知症サポーター」と「キャラバン・メイト」の養成者数	525,418人
認知症地域支援推進員数	393人

資料：埼玉県福祉部地域包括ケア課作成

(7) 市町村の包括的な相談支援体制

市町村によっては、相談者の様々な福祉に関する相談を1か所で行うワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームを設置しています。（表10）。

■表10 市町村総合相談支援体制の構築状況 (令和2年3月末現在)

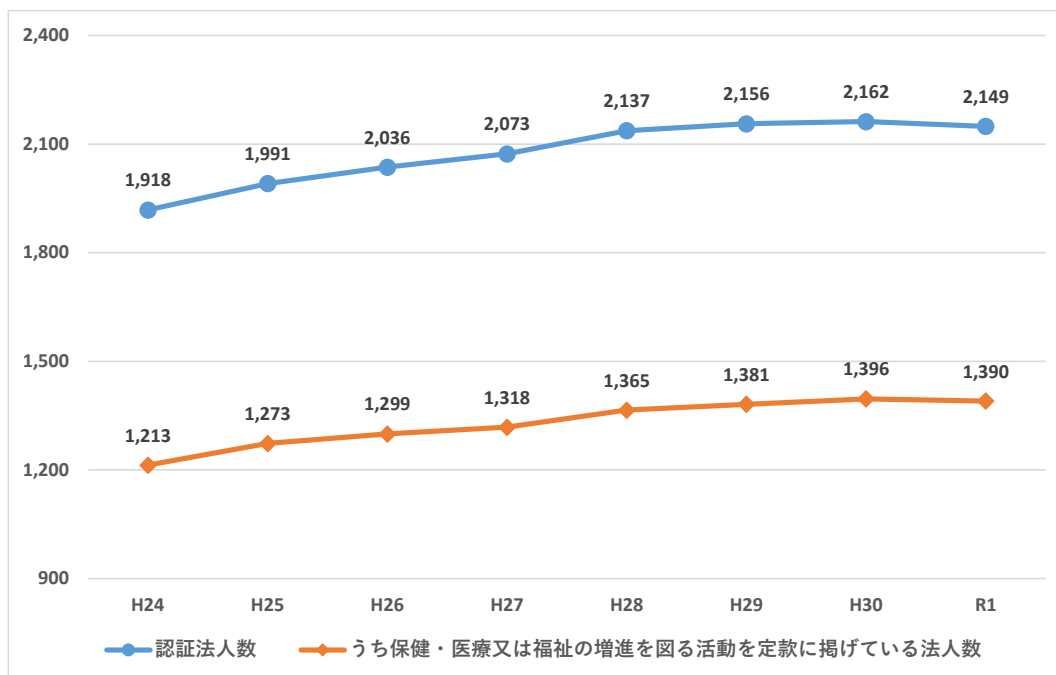
項目	市町村数
ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数	26市町村

資料：埼玉県福祉部福祉政策課作成

(8) NPO等の状況

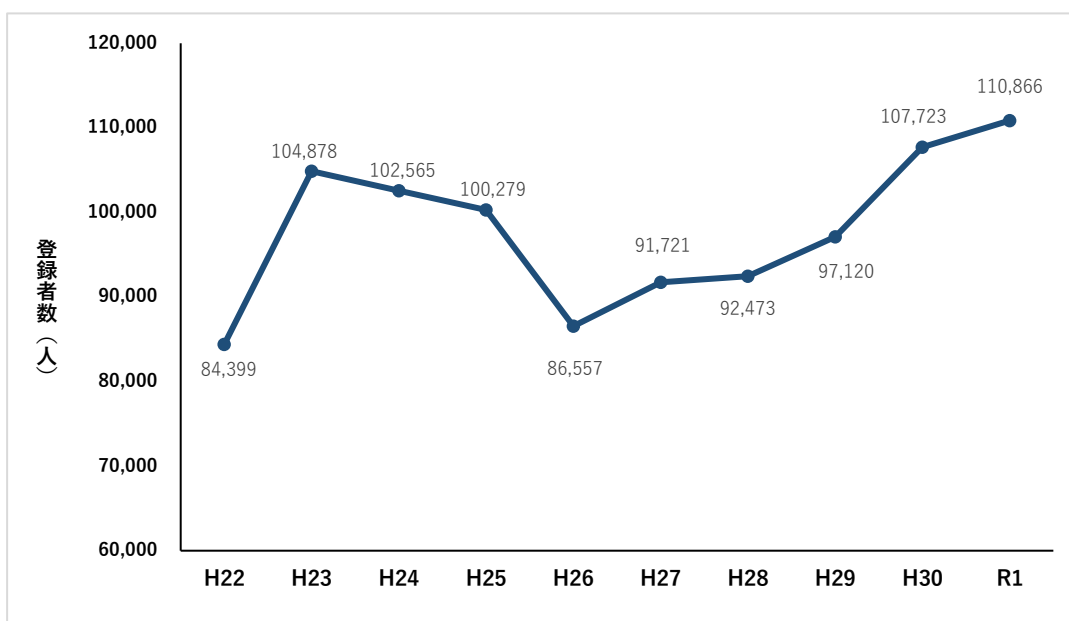
NPO法人について見ると、令和元年時点で2,149団体が認証を受けており、うち保健・医療又は福祉の増進を図る活動を定款に掲げている法人数は1,390団体になります(図2-8-4)。ボランティア活動に取り組む人材は、平成26年(2014年)以降増加傾向にあり、令和元年時点で110,866人がボランティア登録を受けています(図2-8-5)。

■図2-8-4 NPO法人の認証件数の推移



資料：埼玉県県民生活部共助社会づくり課作成

■図2-8-5 ボランティア登録者数の推移



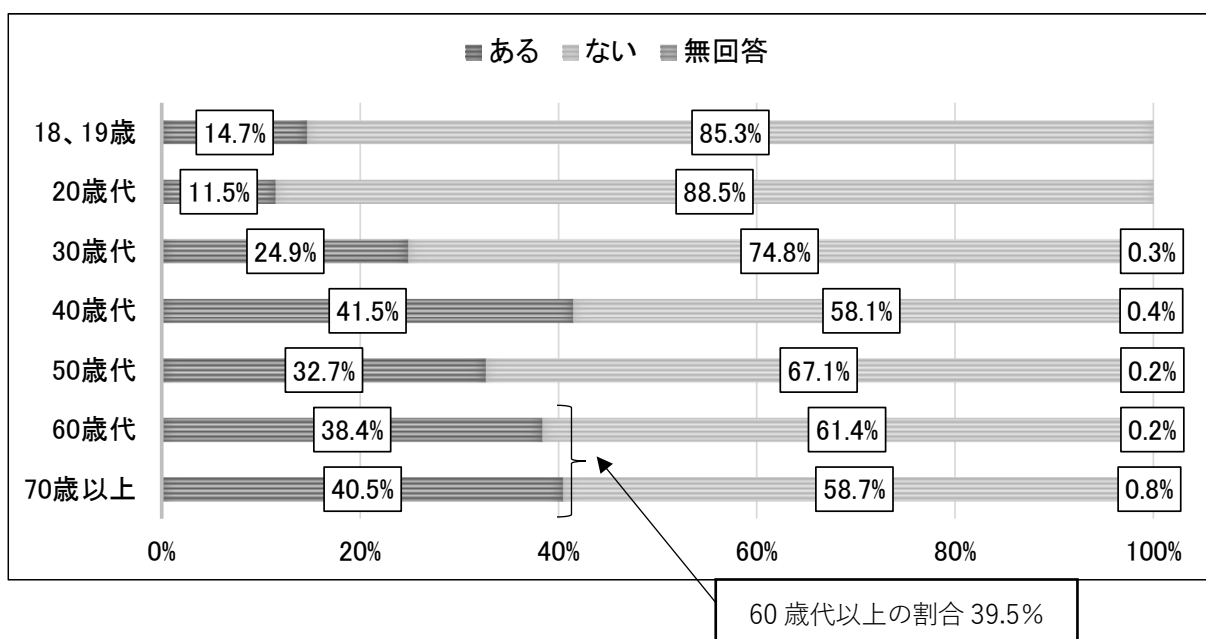
資料：埼玉県社会福祉協議会による

9 シニアの地域社会活動への参加

令和2年度の埼玉県政世論調査によると、地域社会活動への参加経験があるシニア（60歳以上の方）の割合は39.5%となっています（図2-9-1）。

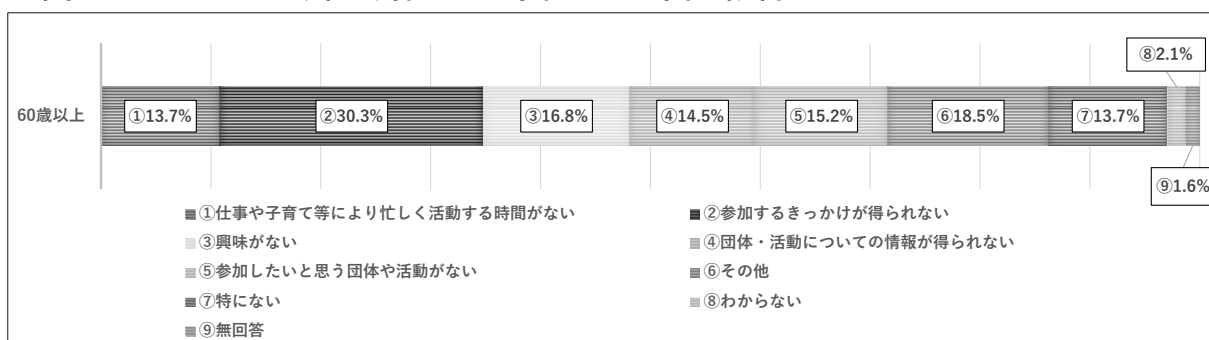
また、60歳以上の方の地域社会活動への不参加の理由をみると、参加するきっかけが得られない（30.3%）が最も多くなっています（図2-9-2）。

■図2-9-1 地域社会活動への参加経験がある方の割合



資料：埼玉県県民生活部広聴広報課「令和2年度埼玉県政世論調査」

■図2-9-2 地域社会活動への不参加の理由の割合



※複数回答可としているため合計が100%にならない

資料：埼玉県県民生活部広聴広報課「令和2年度埼玉県政世論調査」

10 高齢者の就労

本県の高齢者の就業割合は、年齢階級別に見ると全国平均に比べ、70歳以上の高齢者の就業割合が高くなっています（表11）。

また、令和2年7月に実施した県政サポーターアンケートによると、「少なくとも70歳くらいまで働きたい」と考える方は56%となっています（図2-10-1）。

60歳以降に働くとしたら、どのような働き方を希望するか尋ねたところ、「パートタイム（短時間勤務など）」が最も多く、47.5%となっています（図2-10-2）。

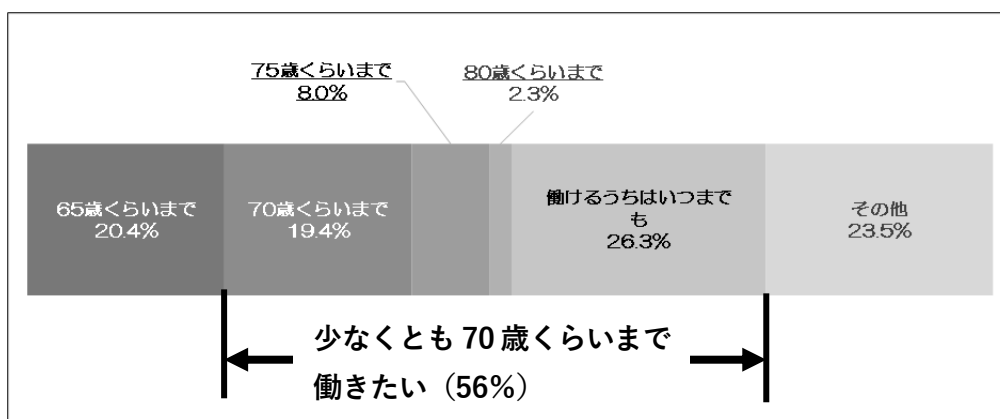
■表11 高齢者の就業割合

（単位：％）

区分	65～69歳	70～74歳	75歳以上
埼玉県	45.5	29.4	11.2
全国	45.5	29.0	10.4

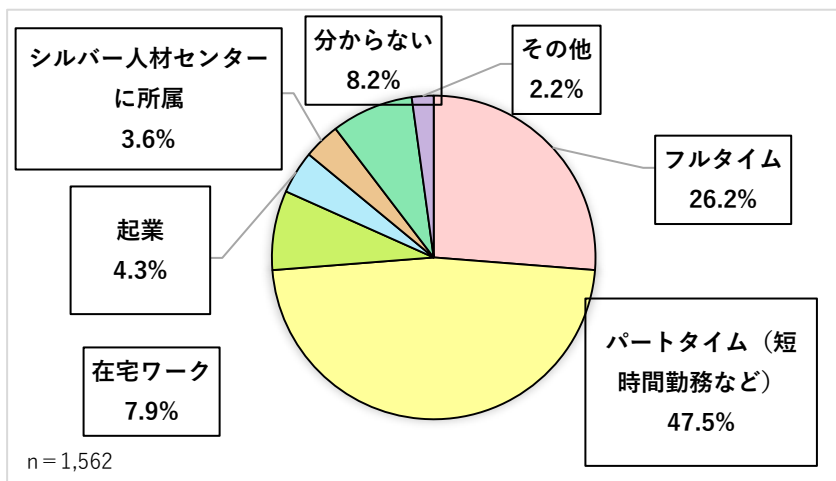
資料：総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

■図2-10-1 就労希望年齢について



資料：埼玉県「県政サポーターアンケート」（2020年）結果をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

■図2-10-2 どのような働き方を希望するかについて



資料：埼玉県「県政サポーターアンケート」（2020年）結果をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

1 1 健康寿命と長寿の状況

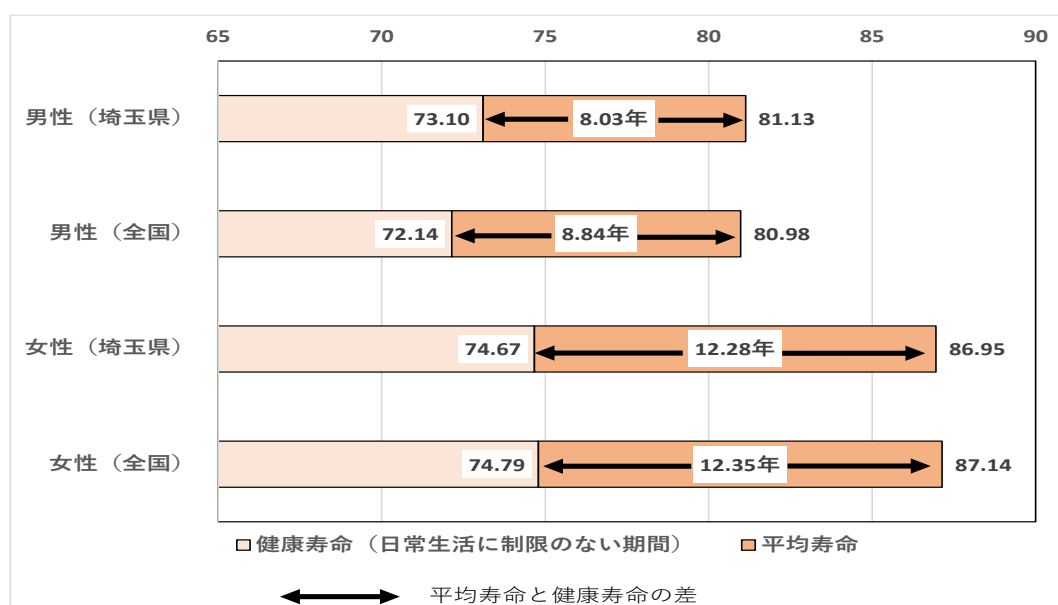
国が発表している健康寿命は、国民生活基礎調査を基に「日常生活に制限のない期間」として算出しており、平成 28 年（2016 年）の本県の健康寿命は男性 73.10 年（全国 2 位）、女性 74.67 年（全国 29 位）となっています。

平成 28 年（2016 年）の本県の平均寿命は、男性は全国平均より高く、81.13 年となっており、女性は全国平均より低く、86.95 年となっています。健康寿命と平均寿命の差は、男性で 8.03 年、女性で 12.28 年となっています（図 2-11-1）。

本県の百歳以上の高齢者は、令和 2 年 9 月現在、2,941 人で、10 年前（平成 22 年）と比較すると、約 2.2 倍となっています（図 2-11-2）。

■図 2-11-1 本県の平均寿命と健康寿命の差

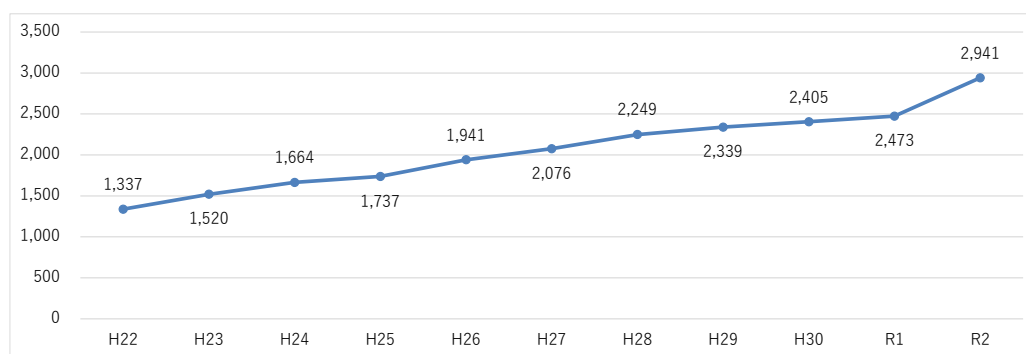
（平成 28 年現在）



資料：第 11 回健康日本 21（第二次）推進専門委員会資料（厚生労働省）

■図 2-11-2 本県の百歳以上高齢者数の推移

（単位：人）

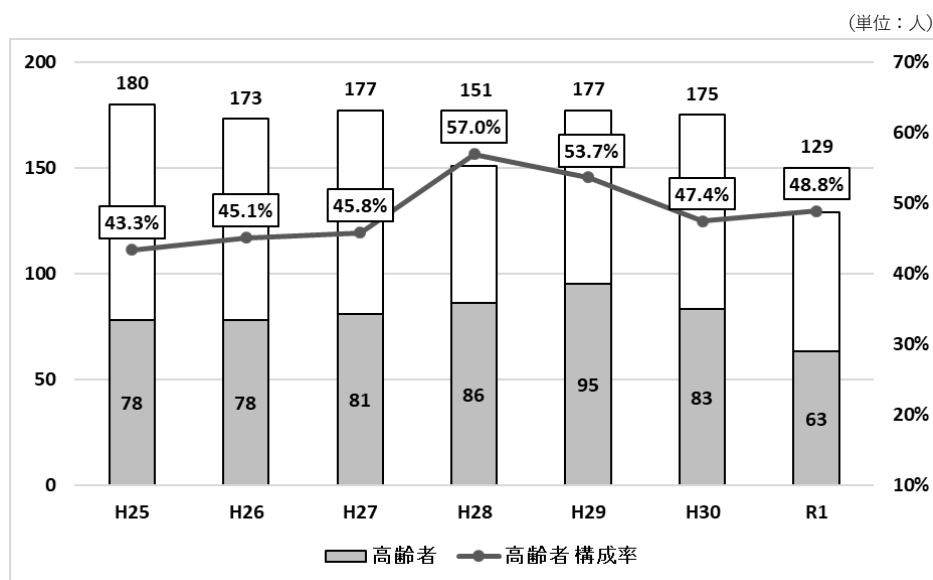


資料：埼玉県福祉部高齢者福祉課「百歳高齢者等関係調査」（各年 9 月 1 日現在）

1 2 高齢者の交通事故発生件数

令和元年中における埼玉県内の交通事故死者数は129人（前年比46人減）で、そのうち高齢者は63人（前年比20人減）となっています。また、総数に占める高齢者の割合は48.8%となっています。（図2-12-1）。

■図2-12-1 県内の高齢者の交通事故死者数の推移

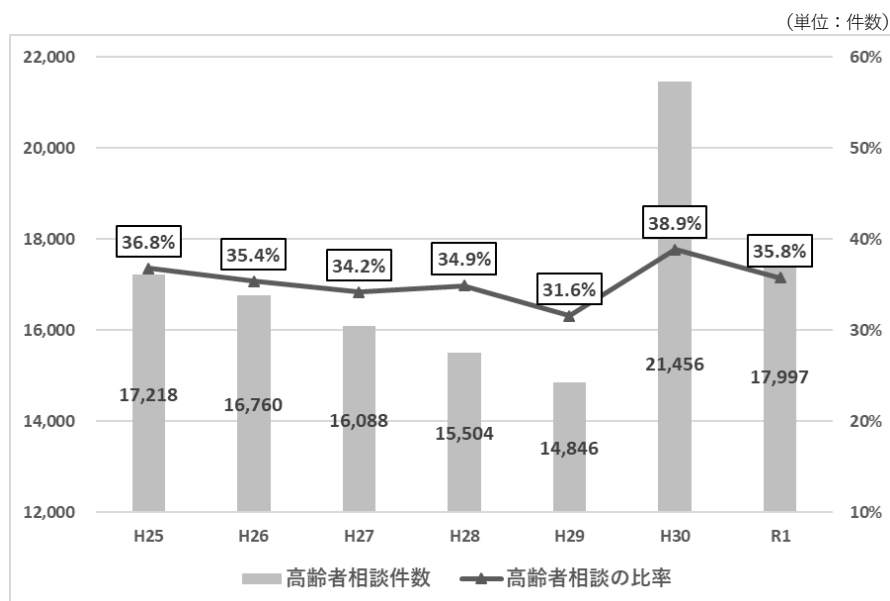


資料：埼玉県交通事故統計資料にもとづき埼玉県県民生活部防犯交通・安全課作成

1 3 高齢者の消費者被害の状況

令和元年度における65歳以上の相談は17,997件（構成比35.8%）で、突出して多かった平成30年度からは減少しましたが、平成29年度と比較すると3,151件増加（21.2%増）となっています（図2-13-1）。

■図2-13-1 高齢者の相談件数と構成比の推移



資料：令和元年度埼玉県消費生活相談年報

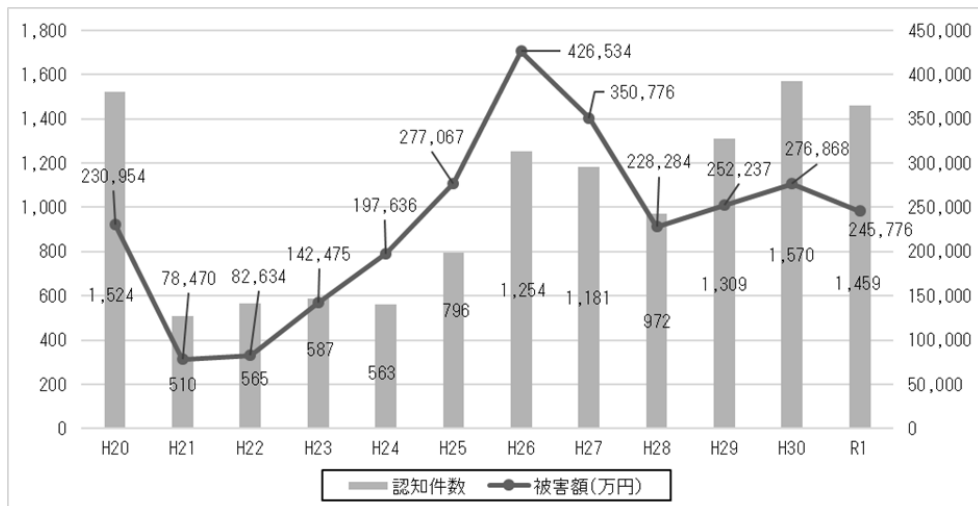
※平成28年度以前は60歳以上、平成29年度以降は65歳以上の相談件数

1 4 特殊詐欺の認知件数・被害金額

オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺は、令和元年には認知件数が 1,459 件、被害総額は約 24.6 億円となっています（図 2 - 1 4 - 1）。

■図 2 - 1 4 - 1 特殊詐欺の認知件数・被害金額

(単位：件数、被害額(万円))



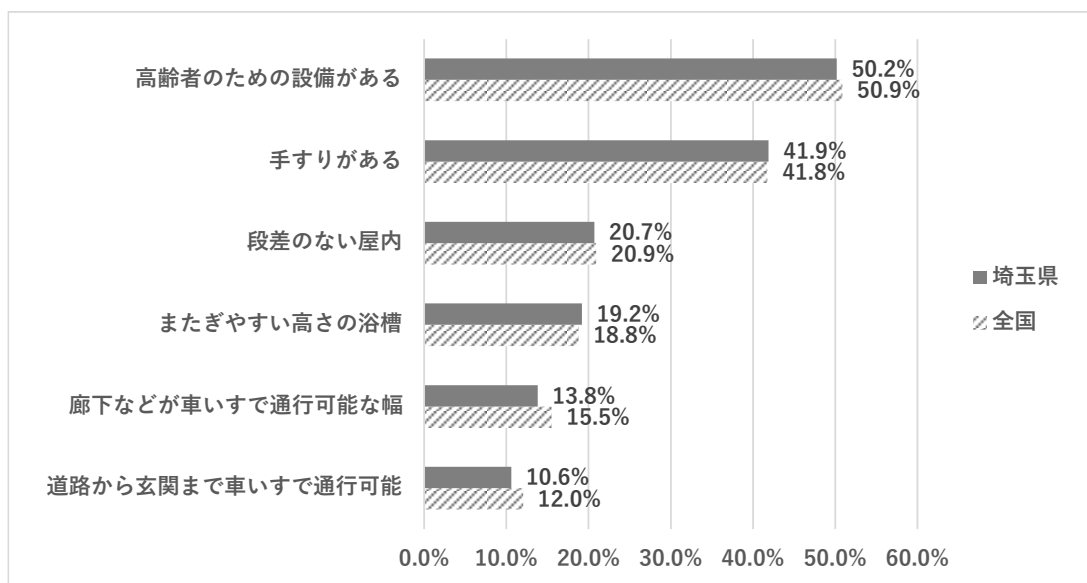
資料：埼玉県警察本部

※平成 22 年までは振り込め詐欺のみ、平成 23 年からはその他の特殊詐欺を含む特殊詐欺総数

1 5 住まいのバリアフリー化の状況

本県におけるバリアフリーの設備がある住宅の割合は、住宅全体の 50.2% となっており、設備の内訳は、「手すりがある」が 41.9%、「段差のない屋内」が 20.7%、「またぎやすい高さの浴槽」が 19.2% となっています（図 2 - 1 5 - 1）。

■図 2 - 1 5 - 1 住まいのバリアフリー化の状況



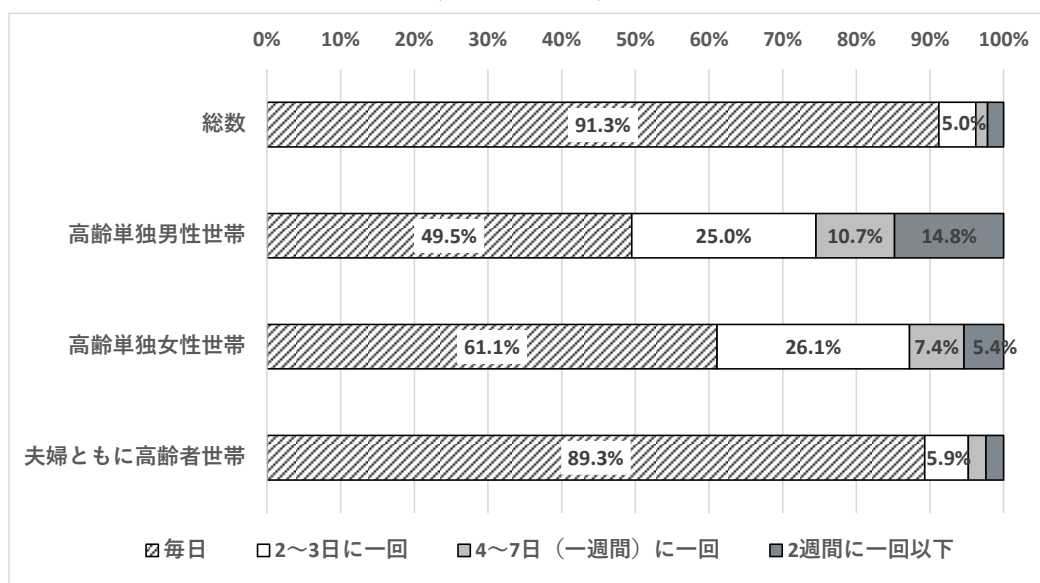
資料：総務省「平成 30 年度住宅・土地統計調査」をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

16 人とのつながり・支え合いの状況

国立社会保障・人口問題研究所の「生活と支え合いに関する調査」によると、「普段どの程度、人と会話や世間話をするか（家族との会話や電話でのあいさつ程度の会話を含む）」では、全体では91.3%が「毎日」となっていますが、高齢単独世帯では、男性世帯が49.5%、女性世帯が61.1%と低くなっています（図2-16-1）。

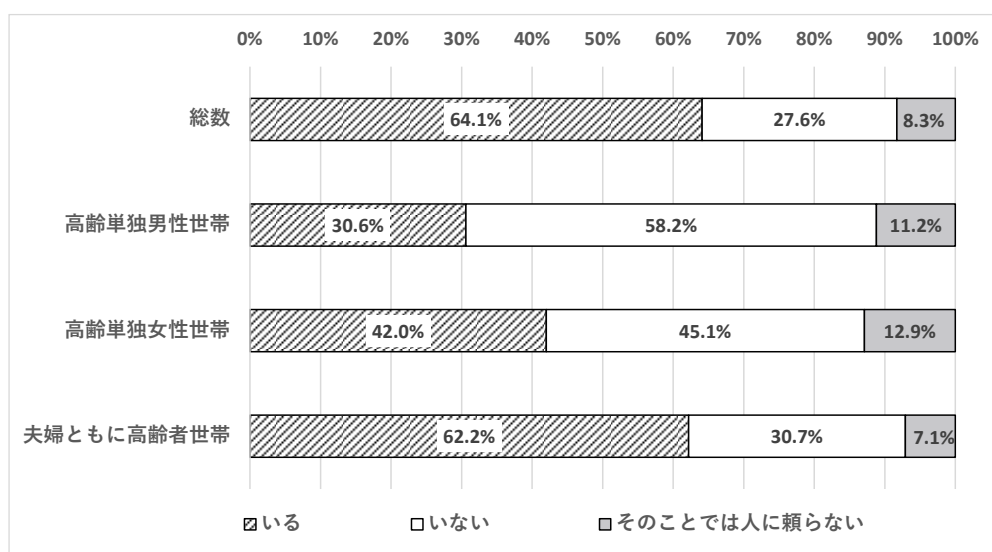
また、「介護や看病で頼れる人（娘や息子以外）」がいるかどうかでは、「頼れる人がいる」とする人は、全体では64.1%となっていますが、高齢単独世帯では男性が30.6%、女性が42.0%と低くなっています（図2-16-2）。

■図2-16-1 会話頻度（世帯類型別）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（2017年7月）をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

■図2-16-2 「介護や看病で頼れる人（娘や息子以外）」がいる割合



資料：国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（2017年7月）をもとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

※「総数」にはその他、不詳等を含む。

17 生活保護を受給している高齢者世帯数

令和2年11月現在の生活保護の世帯数は76,497世帯で、保護者数は97,103人です。保護率は1.32%で、全国の保護率1.63%より低くなっています（表12）。

近年は、平成20年9月のリーマンショックなどを契機とした経済情勢の悪化により、保護を受給する世帯が急増しましたが、平成26年以降、雇用情勢の好転などにより稼働年齢層のいる世帯の伸びは落ち着いています。

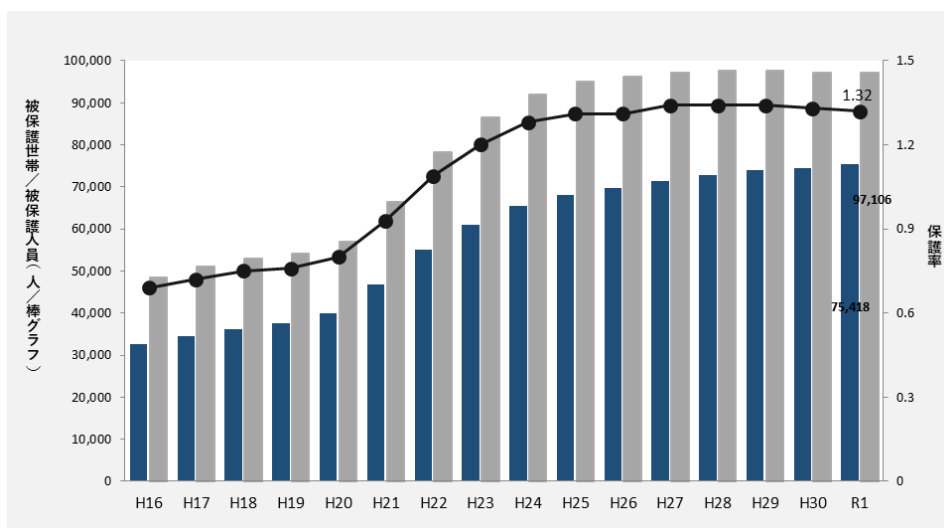
一方、本県の急速な高齢化とともに、高齢者世帯は年々増加し、保護受給世帯全体を押し上げています。令和2年11月現在の生活保護世帯に占める高齢者世帯の割合は53.6%となっています（表13）。

■表12 埼玉県の保護率（令和2年11月速報）

	埼玉県	全国
被保護世帯数	76,497	1,636,411
被保護人員	97,103	2,048,675
保護率	1.32%	1.63%

資料：埼玉県福祉部社会福祉課作成 ※指定都市、中核市含む

■図2-17-1 年度別保護率（12ヶ月平均）等の推移



資料：埼玉県福祉部社会福祉課作成

■表13 世帯類型別世帯の割合（令和2年11月現在）

	高齢者世帯	傷病・障害者世帯	母子世帯	その他世帯
埼玉県	53.6%	24.7%	4.6%	17.0%
全国	55.4%	24.9%	4.6%	15.1%

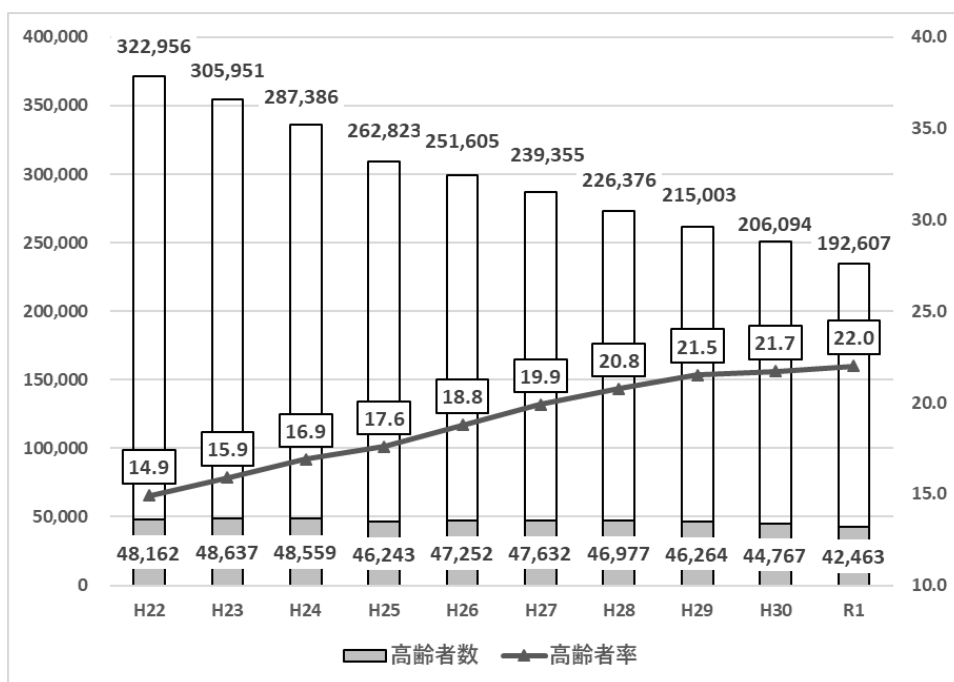
資料：埼玉県福祉部社会福祉課作成 ※構成比は端数処理しているため、合計が100%にならない場合がある。

1 8 刑法犯の検挙人員に占める高齢者の割合

犯罪白書によると全国の刑法犯の検挙人員に占める高齢者（65歳以上者）の割合は2割を超えており、その割合は年々増加傾向にあります（図2-18-1）。

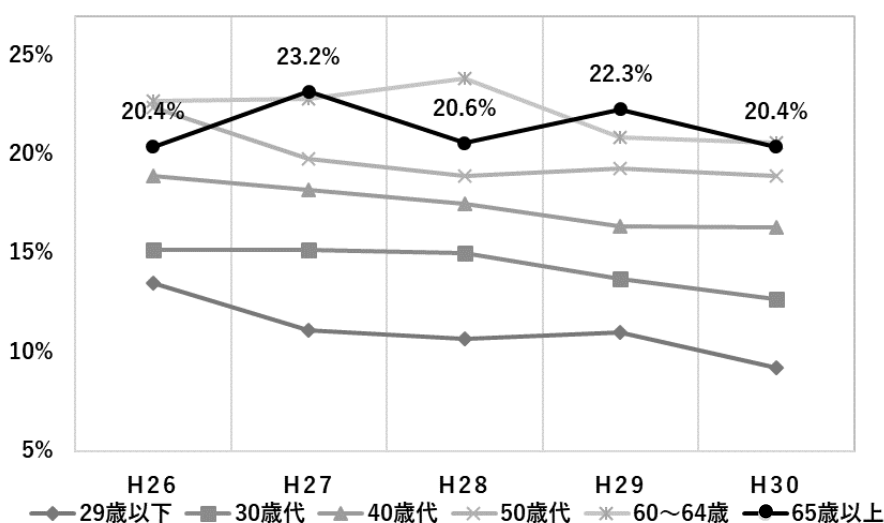
また、全国における出所後2年以内に刑務所に再び入所する年齢別の割合は、高齢者が高い傾向にあります。（図2-18-2）。

■図2-18-1 刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合



資料：法務省「令和2年度版犯罪白書」もとに埼玉県福祉部高齢者福祉課作成

■図2-18-2 出所受刑者の2年以内の再入率（年齢別）



資料：法務省「令和2年度版犯罪白書」をもとに埼玉県福祉部社会福祉課作成

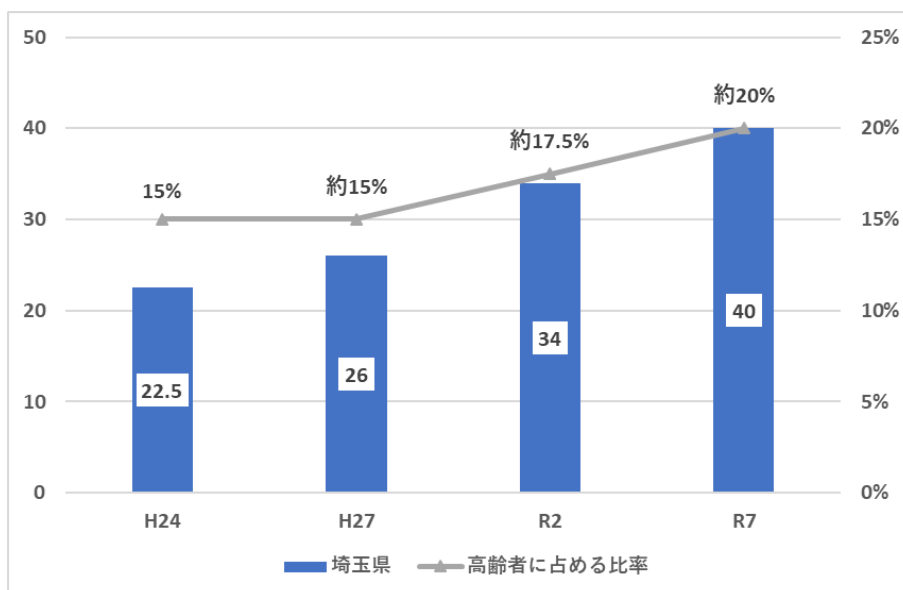
19 認知症高齢者の状況

令和2年現在、県内の認知症を有する高齢者は約34万人と推計されています。認知症高齢者は、今後、これまで以上のペースで増加すると見込まれており、令和7年には約40万人に達する見込みです（図2-19-1）。

また、本県における認知症サポーター養成講座の受講者数は、令和元年度末に累計で約52万人となり、10年前（平成21年度）と比較すると約10倍となっています（図2-19-2）。

■図2-19-1 認知症高齢者数

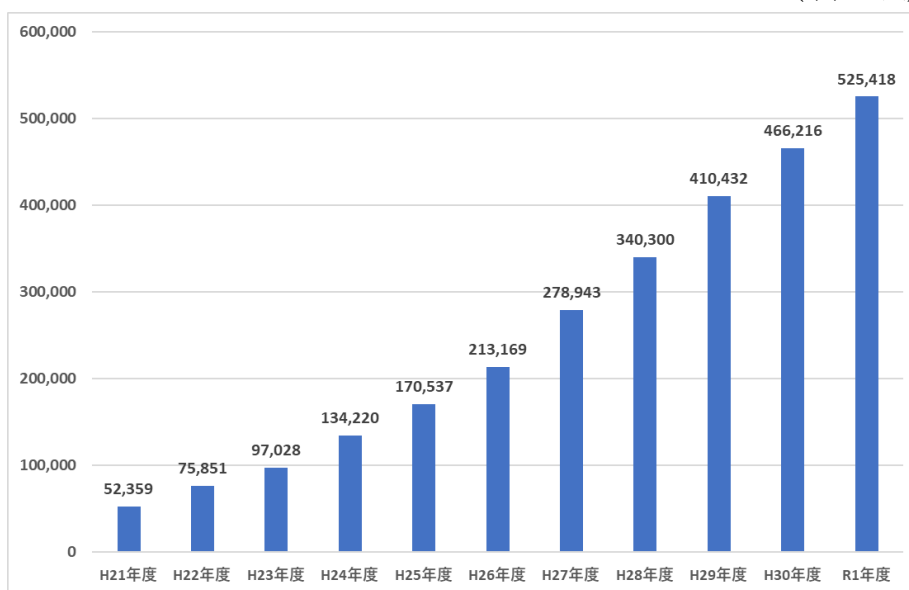
（単位：万人）



資料：埼玉県福祉部地域包括ケア課作成

■図2-19-2 埼玉県における認知症サポーター養成講座受講者数の累計推移

（単位：人）



資料：埼玉県福祉部地域包括ケア課作成

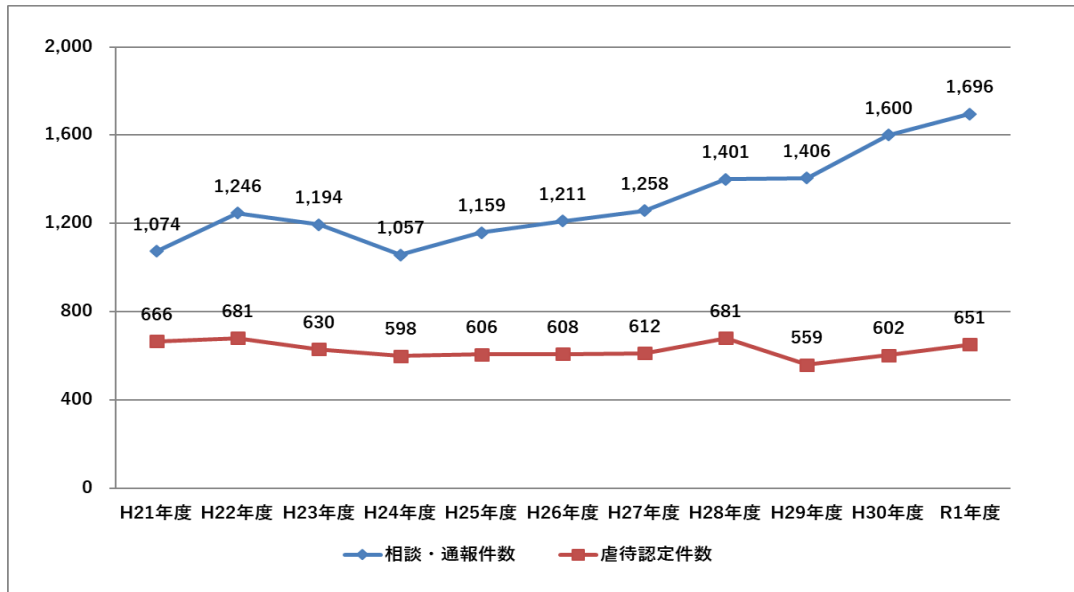
20 高齢者虐待の相談通報・認定件数

県内市町村への家族などの養護者による高齢者虐待の通報件数は、令和元年度は年間1,700件近くと増加傾向にあります。また、県内市町村が虐待と認定した事例は651件となっています（図2-20-1）。

家族などの養護者による高齢者虐待の状況について、令和元年度に県内市町村が虐待と認定した事例では、身体的虐待が484件で最も多く、次いで心理的虐待、経済的虐待となっています（図2-20-2）。

■図2-20-1 高齢者虐待の相談通報・認定件数

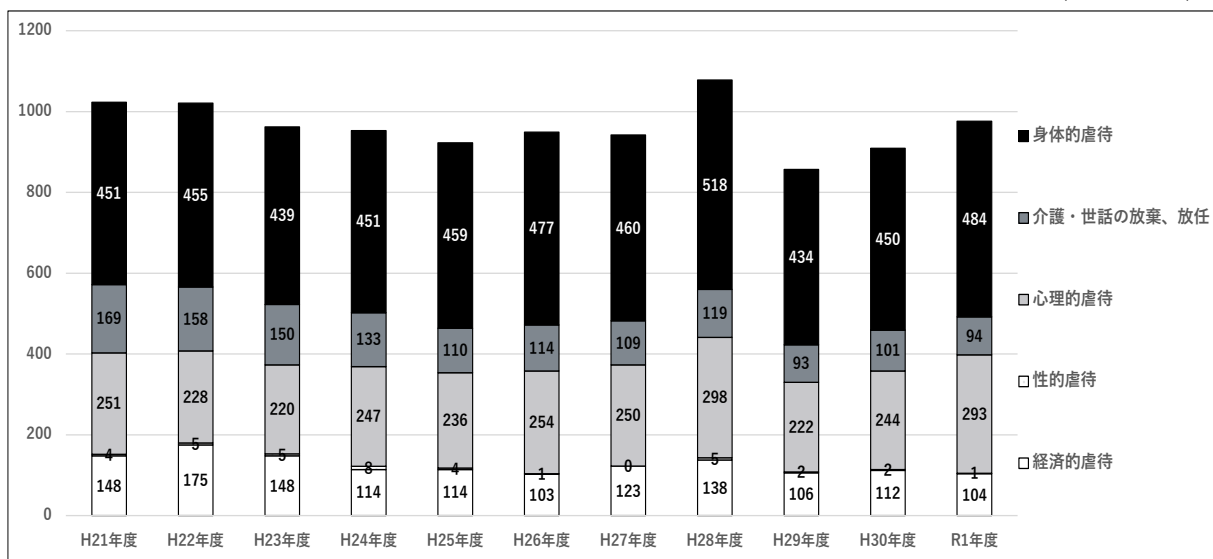
(単位:件数)



資料：埼玉県福祉部地域包括ケア課作成

■図2-20-2 高齢者虐待の類型

(単位:件数)



資料：埼玉県福祉部地域包括ケア課作成

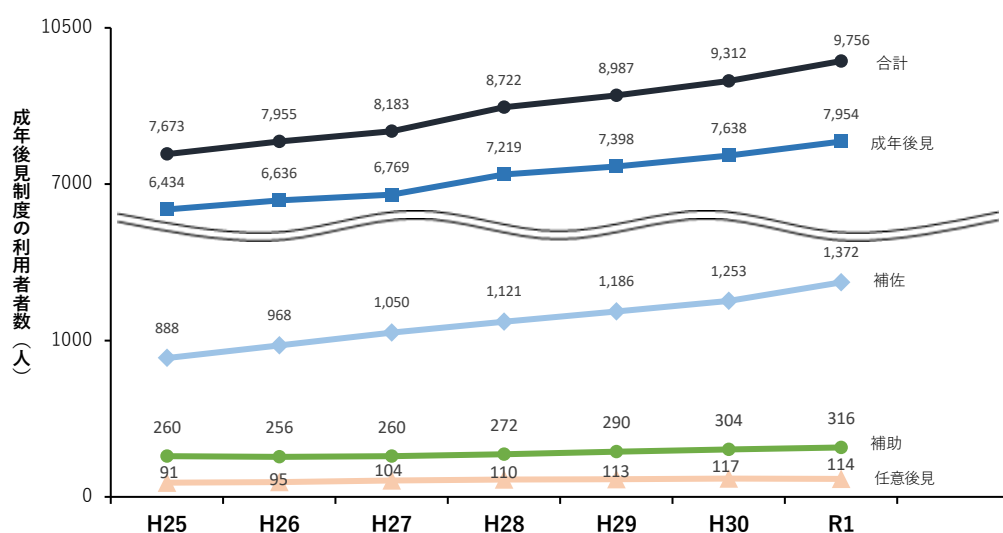
※事例によっては複数の類型に該当する場合があるため、虐待認定件数とは一致しません。

2 1 権利擁護の状況

本県における成年後見制度（成年後見、補佐、補助、任意後見）の利用者は増加傾向にあり、利用者数は令和元年時点で9,756人となっています（図2-21-1）。

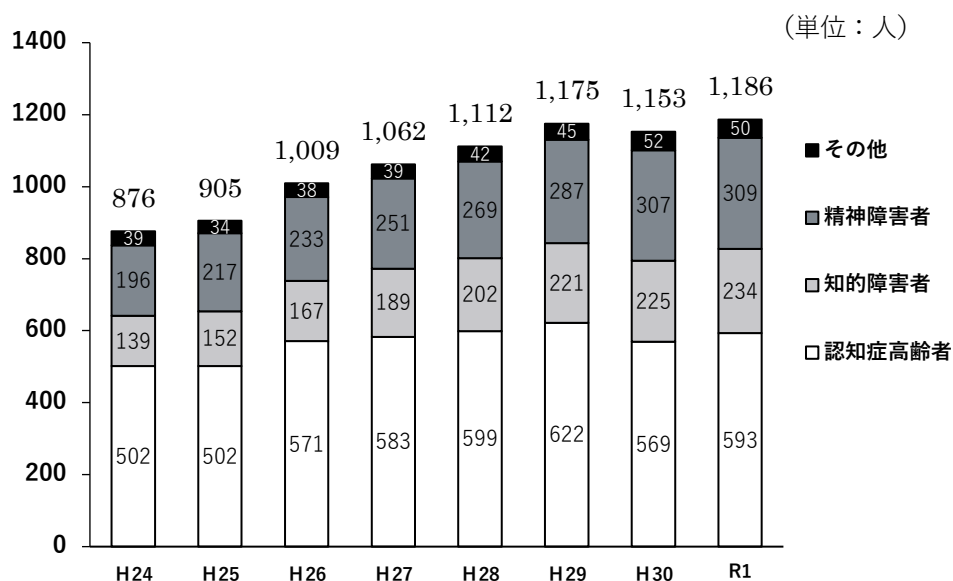
また、埼玉県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会に委託して「日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）」を実施しています。この事業は、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理など、高齢者や障害者の日常生活を支援するもので、生活支援員等による見守りを行うなど、本人に寄り添った支援が可能となっており、利用者は増加傾向にあります（図2-21-2）。

■図2-21-1 成年後見制度の利用状況の推移



資料：埼玉県福祉部地域包括ケア課作成

■図2-21-2 日常生活自立支援事業の利用者数推移



資料：埼玉県社会福祉協議会

第3章 施策の展開

1 施策の基本目標

生涯にわたる学びの支援など多様な活動支援を通じて、高齢者が地域社会とつながり、自らが持つ豊富な知識、技術や経験を活かし、様々な分野において活躍できる社会を目指します。また、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となる地域包括ケアシステムを更に推進し、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「日本一暮らしやすい埼玉」を目指すため、次の6つの柱を基本目標に施策を展開します。

第1節 高齢者の活躍支援と安心して暮らせる地域社会づくり

第2節 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進

第3節 認知症施策の総合的な推進（埼玉県認知症施策推進計画）

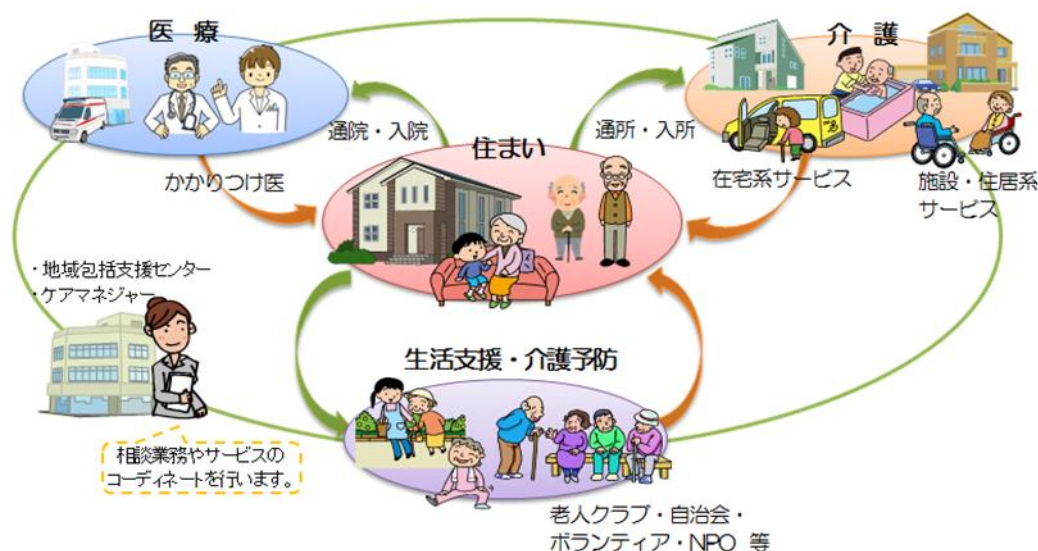
第4節 介護保険施設等の整備

第5節 介護人材の確保・定着・イメージアップ

第6節 介護保険の持続可能な制度運営

【地域包括ケアシステムとは】

地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けての中核的な基盤となるものであり、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する体制



2 施策の体系

基本目標	施策	個別項目	
第1節 高齢者の 活躍支援と 安心して暮らせる 地域社会づくり	1 多様な活動支援	(1) 生涯にわたる学びの支援	
		(2) 地域活動への参加促進	
		(3) スポーツや文化活動への参加支援	
	2 就業の支援	(1) 多様な働き方の支援	
		(2) 職業訓練の実施	
	3 生涯を通じた健康の確保	(1) 健康長寿社会づくりの推進	
		(2) 生活習慣病の予防対策の推進	
		(3) 介護予防の推進	
	4 暮らしの安心・安全の確保	(1) 交通事故の防止	
		(2) 高齢者を狙った犯罪・消費者被害の防止	
		(3) 防災対策の推進	
		(4) 公共施設等のバリアフリー化	
(5) ユニバーサルデザインの推進			
第2節 地域共生社会の 実現に向けた 地域包括ケア システムの推進	1 自立支援、介護予防及び 重度化防止の推進	(1) 自立支援型ケアマネジメントの促進	
		(2) 地域包括支援センターの機能強化	
		(3) 介護予防の推進【再掲】	
	2 医療と介護の連携強化	(1) 在宅医療・介護連携の推進	
		(2) 在宅医療体制の充実	
		3 生活支援体制の整備	(1) 生活支援サービスの体制整備の促進
			(2) 地域リハビリテーションの推進
			(3) 地域密着型サービスの充実
	(4) ケアラーへの支援		
	(5) 福祉用具の普及促進		
	4 高齢者の住まいの充実	(1) 多様な住まいの供給	
		(2) 公営住宅における支援	
		(3) 住宅のバリアフリー化の促進	
	5 包括的な支援体制の整備	(1) 高齢者の孤立の防止	
		(2) 包括的な支援体制の構築	

基本目標	施策	個別項目
第3節 認知症施策の 総合的な推進 (埼玉県認知症施 策推進計画)	1 認知症施策の総合的な推進	(1) 普及啓発・本人発信支援・予防
		(2) 医療・ケア・介護サービスへの支援
		(3) 若年性認知症等の人への支援
		(4) 認知症バリアフリーの推進・社会参加支援
	2 権利擁護の推進	
3 虐待防止の推進		
第4節 介護保険施設等の 整備	1 特別養護老人ホーム等の 整備	(1) 特別養護老人ホームの整備
		(2) 介護老人保健施設の整備
		(3) 生活環境の改善促進
		(4) 特別養護老人ホーム等に関する情報提供
		(5) 介護医療院の整備
		(6) 介護施設における看取りの充実
	2 有料老人ホーム等の適切な運営の確保	
3 施設等の災害及び感染症 対策の強化	(1) 施設等の災害対策の体制整備	
	(2) 施設等の感染症対策の強化	
第5節 介護人材の確保 ・定着・ イメージアップ	1 介護人材の確保・定着・ イメージアップ	(1) 介護資格のない者への就業支援
		(2) 多様な人材の参入促進
		(3) 外国人の介護現場での就労支援
		(4) 働きやすい職場環境の整備促進
		(5) 介護のイメージアップ
2 介護人材の専門性の向上		
第6節 介護保険の持続 可能な制度運営	1 保険者機能の強化の推進	
	2 介護給付適正化の推進	
	3 適正な事業運営の確保	(1) 指導、監査の実施
		(2) 介護サービス情報の公表

第1節 高齢者の活躍支援と安心して暮らせる地域社会づくり

■現状と課題

本県では、今後、75歳以上の後期高齢者人口が全国トップクラスのスピードで増加します。また、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年(2040年)には、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者が急増する一方、現役世代が減少します。このような中で社会の活力を維持し、生涯現役社会を実現していくためには、高齢者が地域社会とつながり、役割を持って、様々な分野において活躍できるような社会の仕組みづくりが必要です。

人生100年時代を見据え、高齢者の生涯にわたる学びの場、就労的活動や地域でのボランティア活動など多様な居場所と出番をつくる必要があります。また、より多くの高齢者が社会とつながり、いつまでも元気に活躍できるよう、生涯を通じた健康の確保の取組が必要となります。

■課題への対策

地域社会の中で多様な居場所と出番があり、高齢者が生きがいを持っていきいきと活躍できるよう、学習機会を提供するとともに、地域活動やスポーツ・文化活動などへの参加を支援します。

また、意欲ある高齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で働き続けられるよう就業相談や職業訓練の実施など、高齢者に対するきめ細かな就業支援を行います。

あわせて、県民一人一人が生涯にわたって心身の健康を維持していけるよう、健康長寿社会づくりや生活習慣病の予防などの取組を推進します。

さらに、高齢者の交通事故や高齢者を狙った犯罪・消費者被害の防止、災害時の避難支援体制の確立など、暮らしの安心・安全を確保するとともに、公共施設などのバリアフリー化を促進するなど、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進します。

1 多様な活動支援

(1) 生涯にわたる学びの支援

- 県民の様々な学習ニーズに応えるため、一人一人が生涯を通じて学ぶことのできる環境を整備し、多様な学習機会を提供します。

	主な取組
1	(公財)いきいき埼玉 ³ が実施する「埼玉未来大学」の運営支援を通じ、元気に自立して生活するための知識や習慣、社会デビューを後押しするノウハウなどの学習機会を提供し、地域の担い手となるシニア層を育成します。

³ (公財)いきいき埼玉：県民活動総合センター(伊奈町)に本部を置く、NPO・ボランティア活動、生涯学習活動、高齢者の生きがいづくりや地域参加、就業機会の提供等に関する事業を行っている公益財団法人

2	県内外の大学と協力して、大学の開放授業講座（リカレント教育） ⁴ を実施します。
3	高齢者向け市民大学などに関する情報を埼玉県ホームページ内の「生涯学習ステーション」にて提供します。
4	県民への多様な学習機会の提供のため、県内の県立学校などにおいて、学校の特色を活かし、様々な講座を実施します。
5	県民が主体的に学習活動に参加できるよう、県立学校の学習・文化施設を地域に開放します。
6	県政出前講座 ⁵ を通じ、県政について分かりやすく説明し、高齢者の知識の習得を支援します。

数値目標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
大学の開放授業講座（リカレント教育）受講者数	725人／年	800人／年

（2）地域活動への参加促進

- 県民の地域活動への参加を促進するとともに、NPOやボランティア活動に関する総合的な情報提供を行います。
- また、老人クラブが行うボランティアなどの活動を支援します。

	主な取組
7	彩の国コミュニティ協議会を通じて、市町村協議会が行う地域活動を支援し、県民のコミュニティ活動への参加を促進します。
8	NPO・ボランティア団体など、共助の担い手を支援するために必要な情報の収集や発信が容易にできる総合的な双方向の情報システム「NPO情報ステーション」及び埼玉県共助総合ポータルサイト「埼玉共助スタイル」を運営し、県民へ情報を提供します。
9	WEB上のバーチャル研究所「埼玉人生100年時代の楽しみ方研究所」において、地域活動の効能や地域デビューの事例等の情報発信を行い、地域活動を後押しします。
10	ボランティア活動など地域福祉活動の支援や、ボランティア参加の促進を図ることにより、地域住民が支え合う福祉社会の構築を推進します。
11	老人クラブが行うボランティアなどの活動を支援します。

数値目標	現状値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
地域社会活動に参加している65歳以上の県民の割合	40.3%	50.0%

※この数値目標は、本計画の上位計画である埼玉県5か年計画（令和4年度～令和8年度）の目標値であり、終期は令和8年度となっています。

⁴ 大学の開放授業講座（リカレント教育）：埼玉県と協定を締結した大学において、一部の授業を55歳以上の方を対象に開放するもの。生活の充実や社会参加のきっかけづくりを目的としている。

⁵ 県政出前講座：県の職員が、地域で行われる集会や団体の会議、学校の授業などに伺い、県政について分かりやすく説明する講座。県が重点的に取り組む事業や、安心、安全、福祉など県民の生活に関係の深いテーマを用意している。

(3) スポーツや文化活動への参加支援

- スポーツや文化活動などを通じた高齢者の健康増進や仲間づくりを支援します。

主な取組	
12	全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ埼玉県選手団を派遣します。
13	彩の国プラチナフェスティバルとして、創作展及びシルバースポーツ大会を開催します。
14	高齢者がスポーツ・レクリエーションに気軽に参加できる場や機会を充実します。
15	身近なスポーツ団体を活性化します。
16	高齢者による演劇などの文化芸術活動の充実を図ります。
17	社会福祉施設や病院に長期にわたり、入院・入所するなど、コンサート会場に出かけることが困難な方に、生の音楽を鑑賞する機会を提供します。
18	文化振興基金を活用して、県内でアマチュア文化団体が行う文化活動の成果発表を支援します。
19	県民及び県内の芸術文化団体が主体となり、県内各地で様々な芸術文化活動の発表・展示などを行う芸術文化の祭典を開催します。

数値目標	現状値（令和2年度）	目標値（令和4年度末）
週に1回以上スポーツをする県民の割合	57.2%	65.0%

※埼玉県スポーツ推進計画（平成30年度～令和4年度）

2 就業の支援

(1) 多様な働き方の支援

- 働く意欲のある高齢者への就業支援を行うとともに、企業への働きかけを通じ、高齢者の働く場を拡大します。
- また、高齢者に地域での仕事を提供するシルバー人材センターを支援します。

	主な取組
20	就職支援セミナーや就職相談、職業紹介などを実施し、高齢者の就職を支援します。
21	シニアが働きやすい職場環境づくりなどを行う企業を「シニア活躍推進宣言企業 ⁶ 」として認定し、高齢者の働く場の拡大を図ります。
22	地域における身近な働く場を提供するシルバー人材センター ⁷ への支援を行います。

数値目標	現状値（令和2年度末）	目標値（令和8年度末）
シニア活躍推進宣言企業のうち70歳以上の高齢者が働ける制度のある企業の数	1,136社	1,800社

※この数値目標は、本計画の上位計画である埼玉県5か年計画（令和4年度～令和8年度）の目標値であり、終期は令和8年度となっています。

(2) 職業訓練の実施

- 働きたい高齢者の職業能力の向上を図るため、県立高等技術専門校や民間教育訓練機関による職業訓練を行います。

	主な取組
23	県立高等技術専門校において、高齢者の就職に資する職業訓練を実施します。
24	民間の教育訓練機関等を活用し、高齢者の就職に資する職業訓練を実施します。

⁶ シニア活躍推進宣言企業：定年の廃止、定年年齢の引き上げ、シニアが働きやすい職場環境づくりなどを進める企業等に宣言をしていただき、埼玉県が認定した企業

⁷ シルバー人材センター：生きがいを求めて、また、仕事を通じて社会参加しようとする高齢者に対して、地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を提供する組織

3 生涯を通じた健康の確保

(1) 健康長寿社会づくりの推進

- 県民、県、市町村、関係団体（民間含む）などが一体となって、誰もが毎日を健康で生き生きと暮らすことができる健康長寿社会づくりを推進します。
- また、健康寿命を延伸し、多くの高齢者が生涯にわたって活躍する活力ある社会をつくる取組を推進します。

	主な取組
25	「健康長寿埼玉プロジェクト」を県内市町村等に普及し、健康寿命の延伸を目指します。
26	ウォーキングや特定健康診査の受診などによりポイントを貯め、抽選により賞品が当たる「埼玉県コバトン健康マイレージ」を運用し、県民の健康増進を促進します。
27	県民自らが健康づくりを実践するとともに、健康に役立つ情報を草の根レベルで広めるため、「健康長寿サポーター ⁸ 」及び「スーパー健康長寿サポーター ⁹ 」を養成します。

数値目標	現状値（平成30年）	目標値（令和5年）
健康寿命の延伸（65歳に到達した人が「要介護2」以上になるまでの期間）	男性 17.64年 女性 20.46年	男性 18.17年 女性 20.98年

※埼玉県地域保健医療計画（平成30年度～令和5年度）

数値目標	現状値（平成28年）	目標値（令和4年）
健康寿命の延伸（日常生活に制限のない期間の平均）	男性 73.10年 女性 74.67年	男性 73.85年 女性 75.42年

※埼玉県地域保健医療計画（平成30年度～令和5年度）

数値目標	現状値（令和元年度末）	目標値（令和6年度末）
健康長寿サポーターの延べ養成数	92,762人	145,000人

※この数値目標値は、埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）の目標値であり、終期は令和6年度となっています。

(2) 生活習慣病の予防対策の推進

- 生活習慣病の改善など県民一人一人の主体的な健康づくりを支援します。

⁸ 健康長寿サポーター：自分の健康づくりに取り組むとともに、役に立つ健康情報を、家族、友人、周りの皆さまに広めていただく方。

⁹ スーパー健康長寿サポーター：健康長寿サポーターの活動を具体化し、地域の健康づくりのリーダーとして、サポーター養成講習の講師を担う方。

- また、メタボリックシンドロームなど生活習慣病の危険因子を早期に発見する特定健康診査や生活習慣の改善のための特定保健指導の実施等は、生活習慣病の発症予防・重症化予防にとって重要であることから、実施率を向上させるための取組を推進します。
- さらに、「8020 運動」など歯と口腔の健康づくりを推進します。

	主な取組
28	生活習慣の改善など、県民一人一人の主体的な健康づくりを支援するとともに、効果的な保健事業のための市町村支援や特定健康診査の受診及び特定保健指導の実施を促進します。
29	生活習慣病に関わる歯科関連保健指導を充実します。
30	「8020 運動」の推進など、県民一人一人の歯と口腔の健康づくりを支援します。

数値目標	現状値（平成 29 年度）	目標値（令和 5 年度）
特定健康診査の受診率	53.8%	70.0%

※埼玉県健康長寿計画（令和元年度～令和 5 年度）

数値目標	現状値（平成 29 年度）	目標値（令和 5 年度）
特定保健指導の実施率	15.1%	45.0%

※埼玉県健康長寿計画（令和元年度～令和 5 年度）

（3）介護予防の推進

- 高齢者が地域において自立した日常生活を営めるよう、要介護状態となることをできる限り防ぐため、市町村における介護予防事業等の取組を継続的に支援します。
- また、新型コロナウイルス感染症等の感染予防のために外出を控えることを余儀なくされている高齢者を対象とした市町村による介護予防の取組を支援します。
- さらに、埼玉県後期高齢者医療広域連合等と連携し、市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組が着実に進むよう支援します。

	主な取組
31	住民主体の通いの場（体操教室など）の立ち上げを支援するため、アドバイザー（リハビリテーション専門職等）を養成し派遣するとともに、研修を実施します。
32	先進的な取組の紹介やグループワークなどを行う研修を行い、市町村の効果的な介護予防事業の実施を支援します。
33	市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を支援するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合及び埼玉県国民健康保険団体連合会と連携し、市町村に対し研修等を実施します。

4 暮らしの安心・安全の確保

(1) 交通事故の防止

- 高齢者の関係する交通事故を防止するため、県民総ぐるみの交通安全運動を推進し、県民一人一人の交通安全への意識を高めるとともに、年齢や職業など対象に応じた交通安全教育を実施します。
- また、運転免許証の自主返納をしやすい環境を整備します。

	主な取組
34	民生委員や交通安全母の会会員が高齢者世帯を訪問し、交通安全のほか、防犯、悪徳商法について継続した注意喚起を実施します。
35	老人福祉センターや観光バス車内など高齢者が多く集まる場所において、老人福祉センター職員やバスガイドが利用者に対して交通安全のワンポイントアドバイスを実施します。
36	高齢者を対象とした交通安全講習会を開催します。
37	高齢者自転車大会を開催し、高齢者の交通安全意識を高揚させるとともに、身体機能の変化が運転に及ぼす影響を認識してもらい、高齢者の関係する交通事故の抑止を図ります。
38	高齢者自転車安全講習制度では、高齢者を対象とした自転車に関する安全講習や学科・実技試験を実施し、講習受講者に対しては警察署長名の修了証を交付します。
39	警察署長が委嘱した「高齢者交通安全声掛け隊」が、戸外を通行する高齢者への声掛けや高齢者世帯への訪問をし、啓発品を活用した交通安全に関するワンポイントアドバイスを実施します。
40	一定期間に交通事故を複数回惹起させるなど、真に危険性の高い高齢運転者に対し、戸別訪問等による身体機能の低下や認知機能の低下を自覚した運転などの個別指導を実施します。
41	高齢者を交通事故から守るため、行政、交通関係団体、タクシー・バス事業者などにおいて、援護を必要とする高齢者を発見した場合の通報協力体制を確立するなど、高齢者保護のネットワーク化を促進します。
42	免許センター施設での各種イベントを通じ、交通事故の防止及び被害軽減に効果があるとされる安全運転サポート車の試乗体験や講習などの実施により、運転支援機能を体験できる機会を設け、先進安全技術と運転支援機能の限界を正しく認識いただくなど、高齢運転者に対する安全運転の継続を支援します。
43	企業・団体の協賛により、運転経歴証明書の提示で商品代金やタクシー料金の割引を受けられるサービスを通じて日常生活の支援を行い、運転免許証の自主返納をしやすい環境を整備して高齢者の交通事故防止を図ります。
44	認知機能の低下等により、運転免許を自主返納する65歳以上の高齢者の不安の解消等を図るため、速やかに生活に関する支援等の相談が受けられるよう、自主返納の機会に市町村の地域包括センターへ個人情報を提供する制度について県民へ周知し、利用の促進を図ります。

(2) 高齢者を狙った犯罪・消費者被害の防止

- オレオレ詐欺などの特殊詐欺やひったくりなど的高齢者を狙った犯罪を防止するため、公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会や警察本部と協力して防犯リーダーを養成するとともに、高齢者に対する防犯指導の実施や防犯意識の啓発を推進します。
- また、消費生活に関する相談体制を整備・充実するとともに、消費生活講座、消費者教育の実施や悪質事業者の処分・指導などにより、高齢者等の消費者被害の未然防止に取り組みます。
- さらに、消費生活分野と福祉分野が連携し、高齢者等の見守りやトラブルの解決を図る体制を充実させます。

	主な取組
45	公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会が行う防犯リーダーの養成を支援します。
46	防犯意識の普及啓発や住民による自主的な防犯活動の促進及び県民、市町村、事業者との連携により、犯罪を起こしにくいまちづくりを推進します。
47	高齢者やその家族に対する防犯指導、金融機関等と連携した水際防止対策などによる特殊詐欺被害防止対策を推進します。
48	駅頭や大型商業施設など街頭における犯罪被害防止キャンペーンを実施し、高齢者の防犯意識の向上を図ります。
49	高齢者を対象に被害が多発する特殊詐欺やひったくりなどの防犯講話や寸劇を交えた対話方式による防犯指導を実施し、防犯意識の向上を図ります。
50	県警メールマガジンや防災行政無線、新聞の折り込みチラシなど各種広報媒体を積極的に活用し、最新の犯罪情勢や防犯対策に関する情報を発信し、防犯意識の向上を図ります。
51	高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置を支援するとともに、消費者被害防止サポーター ¹⁰ の活用を進めます。

数値目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
埼玉県老人クラブ連合会防犯リーダーの延べ養成数	2,326人	2,450人

数値目標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
1年以内に消費者被害の経験がある、または嫌な思いをした県民の割合	20.1%	13.8%

※この数値目標は、本計画の上位計画である埼玉県5か年計画（令和4年度～令和8年度）の目標値であり、終期は令和8年度となっています。

¹⁰ 消費者被害防止サポーター：高齢者等の消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、地域で見守り活動や啓発活動を行うボランティア

(3) 防災対策の推進

- 災害時に支援が必要な方への避難行動支援体制を確立するため、市町村の避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新を支援します。
- また、介護保険施設などの福祉避難所への指定や福祉避難所の開設訓練の実施について、指定権者である市町村を支援します。
- さらに、大規模災害の発生時に被災地で不足する福祉人材を派遣する「災害派遣福祉チーム（DWA T）」を整備し、高齢者など配慮を必要とする被災者に適切な支援を行うことにより、被災下の生活による心身状況の悪化などの二次被害を防止します。

主な取組	
52	避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成について市町村を支援します。
53	福祉避難所の指定や福祉避難所の開設訓練の実施について市町村を支援します。
54	大規模災害時に避難所などへ避難した高齢者などに対して相談援助や応急的な介助などの福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWA T）」を整備します。
55	大規模災害が起きた際には、ボランティアの応援を円滑に受け入れるため、埼玉県社会福祉協議会が県災害ボランティア支援センターの設置・運営をするとともに、市町村ボランティアセンター等を支援します。
56	非常災害対策計画 ¹¹ の策定などの取組が遅れている介護保険施設を指導します。

数値目標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数	49 市町	全市町村

※第6期埼玉県障害者支援計画（令和3年度～令和5年度）

(4) 公共施設等のバリアフリー化

- 誰もが快適に安心して公共施設や公共交通機関及び道路を利用できるよう、バリアフリー化を促進します。

主な取組	
57	県有施設の改修にあたって、エレベーター、トイレ、スロープなどのバリアフリー化に配慮します。
58	鉄道駅のエレベーター、スロープ及び障害者対応型トイレなどの整備を支援し、鉄道駅のバリアフリー化を促進するとともに、視覚障害者などの転落防止対策の推進について鉄道事業者に働き掛けます。
59	路線バスへのノンステップバスの導入を支援し、路線バスのバリアフリー化を促進します。
60	幅の広い歩道の整備や段差の解消など、道路のバリアフリー化を推進します。

¹¹ 非常災害対策計画：災害発生時における職員の役割分担や基本行動などについて、あらかじめ定めておく計画

61	特定道路 ¹² や生活関連経路について、一体的な歩行空間のネットワーク形成を図ります。
62	高齢者等感应信号機 ¹³ など、高齢者に配慮した交通安全施設の整備を推進します。

数値目標	現状値（令和元年度末）	目標値（令和6年度末）
県内ノンステップバス導入率	76.8%	85.0%

※この数値目標は、埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）の目標値であり、終期は令和6年度となっています。

数値目標	現状値（平成30年度末）	目標値（令和6年度末）
幅の広い歩道の整備延長	1,372 km	1,445 km

※この数値目標は、埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）の目標値であり、終期は令和6年度となっています。

（5）ユニバーサルデザイン¹⁴の推進

- 建築物や製品などについて、全ての人が暮らしやすい社会環境を整えるためのユニバーサルデザインの普及を促進します。

	主な取組
63	ユニバーサルデザインの普及啓発、多様な関係者の参画によるユニバーサルデザインの実践を支援するため、埼玉県ユニバーサルデザイン推進アドバイザーを派遣し、取組を支援します。

¹² 特定道路：主要鉄道駅と福祉施設等を結ぶ道路や福祉施設等を相互に結ぶ道路、多数の高齢者・障害者などの移動が通常徒歩で行われる道路で、国土交通大臣が指定した区間のこと。

¹³ 高齢者等感应信号機：横断歩行者の青表示時間を通常より長く（約1.2倍）する機能を有する信号機。専用の押ボタン（白色）を押した場合に時間が変わる。

¹⁴ ユニバーサルデザイン：年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすい街や利用しやすい施設、製品、サービスなどを作っていこうとする考え方

第2節 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進

■現状と課題

地域共生社会を実現するためには「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会づくりが必要です。

地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤として、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムを更に深化し、必要なサービスや支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせる体制整備が求められています。

■課題への対策

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を更に進めます。

特に、医療・介護のサービスの連携や市町村における自立支援、介護予防、日常生活の支援などの取組を強化します。

さらに、高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保や、地域共生社会の実現に向けた市町村の包括的な支援体制の構築を支援します。

1 自立支援、介護予防及び重度化防止の推進

(1) 自立支援型ケアマネジメントの促進

- 高齢者の自立した日常生活を支援するため、市町村が中心となって医療、介護などの多職種協働により実施する自立支援型の地域ケア会議が充実するよう支援します。

	主な取組
64	市町村における自立支援型の地域ケア会議の運営等を支援するため、支援を担うアドバイザーを市町村へ派遣するとともに、市町村職員などを対象とした研修を実施して会議のコーディネーター（司会者）を養成します。

数値目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和3年度)
多職種協働による自立支援型地域ケア会議の定期的な実施及びモニタリング（事後評価）会議の実施市町村数	40 市町村	全市町村

(2) 地域包括支援センター¹⁵の機能強化

- 高齢者の生活を支える総合機関であり、地域包括ケアシステム構築の要となる地域包括支援センターの機能強化を促進します。

	主な取組
65	地域包括ケアシステムの機能強化を図るため、市町村や地域包括支援センターの職員を対象とした研修を実施します。

(3) 介護予防の推進【再掲】

- 高齢者が地域において自立した日常生活を営めるよう、要介護状態となることをできる限り防ぐため、市町村における介護予防事業等の取組を継続的に支援します。
- また、新型コロナウイルス感染症等の感染予防のために外出を控えることを余儀なくされている高齢者を対象とした市町村による介護予防の取組を支援します。
- さらに、埼玉県後期高齢者医療広域連合等と連携し、市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組が着実に進むよう支援します。

	主な取組
再掲	住民主体の通いの場（体操教室など）の立ち上げを支援するため、アドバイザー（リハビリテーション専門職等）を養成し派遣するとともに、研修を実施します。
再掲	先進的な取組の紹介やグループワークなどを行う研修を行い、市町村の効果的な介護予防事業の実施を支援します。
再掲	市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を支援するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合及び埼玉県国民健康保険団体連合会と連携し、市町村に対し研修等を実施します。

¹⁵ 地域包括支援センター：市町村が設置し、高齢者や家族に対する総合的な相談支援や介護予防のケアマネジメント、虐待の防止や早期発見などの権利擁護事業、ケアマネジャーへの支援などを行う機関

2 医療と介護の連携強化

(1) 在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなどを行う際に、在宅医療と介護のサービスが切れ目なく提供できる体制を構築するため、病院や訪問診療・往診医などの医療機関と地域包括支援センターなどとの連携を強化します。
- また、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士、介護支援専門員、介護職員など多職種での情報共有をより円滑に進めていくため、ICTによる医療・介護連携ネットワークシステムの普及・拡大を図ります。

	主な取組
66	市町村が在宅医療・介護連携推進事業を効果的に実施できるよう、市町村職員及び在宅医療連携拠点 ¹⁶ のコーディネーターを対象とした研修を実施します。
67	介護支援専門員や医療従事者を対象に、医療と介護・福祉の連携事例の紹介や高齢者がかかりやすい疾病の理解を深める研修を実施します。
68	在宅医療連携拠点を広域的に支援するとともに、在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町村を支援します。
69	ICTの活用により、在宅医療と介護の連携を推進します。



¹⁶ 在宅医療連携拠点：県内に 30 ある郡市医師会の地域ごとに設置されており、ケアマネジャー資格を持つ看護師など、福祉にも精通した専門職が配置されている。

(2) 在宅医療体制の充実

- 在宅医療の中心となる、かかりつけ医及びかかりつけ歯科医などの定着を促進するとともに、地域で在宅医療に関する相談を受けることができる体制の整備を進めます。
- また、多職種連携による在宅医療を推進するため、在宅医療に関わる医療や介護の人材育成を図ります。

	主な取組
70	地域における在宅歯科医療推進拠点の整備を進め、機能を充実します。
71	県民が「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」を持ち、定期的な健康診断などを受診することの勧奨を促進します。
72	「かかりつけ薬剤師」や「かかりつけ薬局」の定着を促進します。
73	訪問看護ステーションにおける体験実習や、高度な医療に対応する訪問看護師を育成する訪問看護ステーションへの支援などを行うことにより、在宅医療を担う訪問看護師の確保・定着、資質向上を図ります。
再掲	在宅医療連携拠点を広域的に支援するとともに、在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町村を支援します。

数値目標	現状値 (令和元年度末)	目標値 (令和5年度末)
訪問診療を実施する医療機関数 (在宅時医学総合指導管理料及び施設入居時等医学総合指導管理料の届出医療機関数)	828 か所	1,075 か所

※埼玉県地域保健医療計画 (平成30年度～令和5年度)

数値目標	現状値 (令和2年9月末)	目標値 (令和5年度末)
在宅歯科医療実施登録機関数	800 医療機関	1,200 医療機関

※埼玉県地域保健医療計画 (平成30年度～令和5年度)

数値目標	現状値 (令和2年度末)	目標値 (令和5年度末)
地域連携薬局の認定を取得した薬局数	0 薬局	500 薬局

※埼玉県地域保健医療計画 (平成30年度～令和5年度)

数値目標	現状値 (平成30年末)	目標値 (令和4年末)
訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員数	2,458 人	3,414 人

※埼玉県地域保健医療計画 (平成30年度～令和5年度)

3 生活支援体制の整備

(1) 生活支援サービスの体制整備の促進

- 日常生活を支援する体制を構築するため、サービスの担い手の養成やサービスを提供する関係機関のネットワークの構築を支援します。
- また、元気な高齢者が地域社会の担い手として援助が必要な高齢者などを支える役割を担うなど、お互いに助け合う共助の精神に満ちた社会づくりを推進します。

主な取組	
74	老人クラブの会員が地域の一人暮らしや寝たきりなどの高齢者を訪問し、話し相手、情報提供、電球の交換や日用品の買い物代行といった日常生活の援助、外出援助などを行う「老人クラブ友愛活動」を促進します。
75	市町村の「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」 ¹⁷ の配置を支援するため、研修や情報交換会を実施します。また、生活支援アドバイザーを埼玉県社会福祉協議会に配置し、生活支援コーディネーターへの助言などを実施します。
76	地域の元気な高齢者などがちょっとした困り事をもつ高齢者などを手助けし、その謝礼を地域振興券などで受け取る「地域支え合いの仕組み」の実施団体を支援します。

数値目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和3年度)
住民参加による地域ごとの協議の場（第2層協議体）の設置及び定期的な話し合いの実施市町村数	48 市町村	全市町村

※この数値目標は、本計画の上位計画である埼玉県5か年計画（平成29年度～令和3年度）の独自指標をさらに充実・具体化させた客観的基準であり、終期は令和3年度となっています。

(2) 地域リハビリテーションの推進

- 地域のリハビリテーションを医療から介護へ切れ目なく継続できるよう、リハビリテーション専門職などを活用するほか、介護支援専門員への医療的な知識付与、医師と介護支援専門員との連携を推進します。
- また、市町村におけるPDCAサイクルを活用した効果的な地域のリハビリテーションサービス提供体制の構築を支援します。

¹⁷ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）：地域において生活支援や介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築などのコーディネート機能を果たす者

	主な取組
77	急性期病床及び療養病床から回復期病床（地域包括ケア病床及び回復期リハビリテーション病床 ¹⁸⁾ ）への転換を行う医療機関に対して、施設整備費及び設備整備費を補助することにより、転換を促進します。
78	二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーションケアサポートセンターと協力医療機関などが連携した体制を整備し、総合リハビリテーションセンターとも連携して、市町村へのリハビリテーション専門職の派遣などを充実します。
79	市町村におけるPDCAサイクルを活用した効果的な地域のリハビリテーションサービス提供体制の構築を支援します。
再掲	介護支援専門員や医療従事者を対象に、医療と介護・福祉の連携事例の紹介や高齢者がかかりやすい疾病の理解を深める研修を実施します。

(3) 地域密着型サービス¹⁹⁾の充実

- 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能型居宅介護など、身近な地域で行われる地域密着型サービスの充実を図ります。
- また、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供する看護小規模多機能型居宅介護の普及により、医療ニーズの高い高齢者に対するケアの充実を図ります。
- さらに、小規模な特別養護老人ホームや、認知症高齢者が家庭的な環境で介護や日常生活上の世話を受けることができる認知症高齢者グループホームの整備を促進します。

	主な取組
80	24時間対応の定期巡回・随時対応サービス、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、小規模な特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどの施設の整備費を補助することにより、整備を促進します。

¹⁸⁾ 回復期リハビリテーション病床：脳血管疾患または大腿骨頸部骨折などの病気で急性期を脱しても、まだ医学的・社会的・心理的なサポートが必要な患者に対して、多くの専門職がチームを組んで集中的なリハビリテーションを実施し、心身ともに回復した状態で自宅や社会へ戻っていただくことを目的とした病床

¹⁹⁾ 地域密着型サービス：中重度の要介護状態になっても、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのもので、原則として当該市町村の住民のみが利用できるサービス

(4) ケアラーへの支援

- ケアラーの存在を広く県民に知ってもらうための啓発・広報活動に取り組みます。
- ケアラーからの相談内容に応じて適切な支援を行っていくために、支援の担い手となる人材を育成します。
- 働く人が家族などの介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する方が働き続けられる社会の実現を目指します。

	主な取組
81	ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の創設など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動を実施します。
82	地域包括支援センターの職員等に対し、ケアラーからの相談に対応するための研修を実施します。
83	働きながら介護を続ける介護者の離職を防止し、介護と仕事の両立を支援するため、相談・情報提供の窓口を設置します。

ケアラーについて

埼玉県ケアラー支援条例では、「ケアラー」とは、高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者と定義しています。また、「ヤングケアラー」とは、ケアラーのうち、18歳未満の者と定義しています。

条例の基本理念として、ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように、また、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することがないように社会全体で支えるように行わなければならないと定められています。

さらに、ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行わなければならないと定めています。

なお、埼玉県では、条例に基づき、ケアラー及びヤングケアラーの支援に関する基本方針や具体的施策を定めた「埼玉県ケアラー支援計画」を策定しています。

(5) 福祉用具の普及促進

- 身体機能が低下した高齢者の自立を促進するとともに、介護する家族などの負担を軽減するため、福祉用具の利用を促進します。

主な取組	
84	介護すまいる館 ²⁰ において、福祉用具などの利用支援やユニバーサルデザインについて、県民への普及啓発を実施します。
85	福祉用具及びユニバーサルデザインなどに関する研修及び普及啓発を推進します。

数値目標	現状値 (令和元年度末)	目標値 (令和5年度末)
介護すまいる館による福祉用具の普及・相談件数	47,127 人/年	50,000 人/年

4 高齢者の住まいの充実

(1) 多様な住まいの供給

- 民間事業者と協力し、高齢者が民間賃貸住宅で安心して暮らせる支援体制を構築します。
- また、サービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、質の高いサービス付き高齢者向け住宅を供給します。

主な取組	
86	住宅セーフティネット法 ²¹ に基づく高齢者などの入居を拒まない賃貸住宅の登録制度などについて、不動産団体などと連携を強化し、広く周知を図ります。
87	「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」 ²² において、不動産団体や居住支援団体などと連携・協力し、民間賃貸住宅の家賃保証、入居後の見守り支援サービスなど、入居支援サービスの情報収集・発信を推進します。
88	高齢者が賃借人として、バリアフリー化された住宅に終身に渡って安心して住み続けるため、終身建物賃貸借制度の周知や、活用を促進します。

²⁰ 介護すまいる館：さいたま市浦和区にある彩の国すこやかプラザ内に設置されている福祉用具の総合展示場。民間事業者団体の協力を得て、最新の福祉用具の展示・販売及びその選び方などについて相談を行っている。

²¹ 住宅セーフティネット法：正式名称は「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）

²² 埼玉県住まい安心支援ネットワーク：県及び市町村、埼玉県住宅供給公社、UR（独立行政法人都市再生機構）、埼玉県社会福祉協議会、関係団体などから成り、民間住宅事業者や不動産団体と連携し、住宅セーフティネットや子育て支援などの活動を行う団体。住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会の機能を兼ね備えている。

89	サービス付き高齢者向け住宅について分かりやすいリーフレットなどを作成し、制度の概要や入居に際しての注意点など、必要な情報を県民に提供します。
90	サービス付き高齢者向け住宅の円滑な登録と適切な運営のため、施設が提供する生活支援サービスについて指導を行い、質の確保を図ります。
91	立入検査などの指導を的確に行い、サービス付き高齢者向け住宅の質の向上を図ります。

数値目標	現状値 (令和元年度末)	目標値 (令和6年度末)
サービス付き高齢者向け住宅の供給戸数	15,078 戸	17,300 戸

※この数値目標は、本計画の上位計画である「まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）」の目標値となっています。

(2) 公営住宅における支援

- 公営住宅への高齢者向け施設の併設を推進します。
- また、高齢者が所得などに応じた住まいを安定して確保できるよう、公営住宅における高齢者の優先入居を促進するとともに、共助によるコミュニティ活性化や、見守り・安否確認体制の整備を促進します。

	主な取組
92	県営住宅の建て替えにより生み出した創出地を活用し、民間事業者が整備・運営を行う高齢者向け施設などを誘致します。
93	住宅に困窮する高齢者のため、入居収入基準の緩和や募集倍率の優遇などを実施します。
94	階段の昇り降りなどに支障がある高齢者に対して、低階層への住み替えを支援します。
95	高齢者が交流することで元気に暮らせる「単身高齢者モデル住宅」を整備します。
96	県営住宅において、移動販売を実施することにより、県営住宅に居住する高齢者の買物支援に取り組みます。
97	県営住宅などを定期的に来訪する新聞販売店や保守点検業者などの民間事業者及び団地自治会などを登録し、普段の事業活動の中で入居者の異変を察知した場合に、県住宅供給公社などに通報してもらう「見守りサポーター」制度を促進します。

(3) 住宅のバリアフリー化の促進

- 高齢者が自らの身体機能が低下した場合においても、安心して現在の住宅で生活が送れるよう、住宅のバリアフリー化を促進します。

	主な取組
98	県内市町村の住宅リフォームに対する補助制度の充実により、既存住宅のバリアフリー改修を支援します。

99	高齢期の住まい方に関して、所有者自らが将来を見据えて早めに備え、安心して改修工事を行えるよう、住まい相談プラザや市町村の相談窓口において「リフォームの手引」を配布し、バリアフリー改修や住み替えのメリットなどの情報を提供します。
100	県民に対し、リフォーム瑕疵保険制度、リフォーム工事検査制度、リフォーム事業者登録制度など、安心なバリアフリー改修ができる仕組みを周知します。
101	設計者・施工者に対し、介護保険制度やリフォームに関する補助及び融資制度、バリアフリー改修技術などの情報を、建築関連団体を通じ提供します。

数値目標	現状値（平成 25 年）	目標値（令和 5 年）
全住宅の高度なバリアフリー化 ²³ 率	6.2%	16%

数値目標	現状値（平成 30 年）	目標値（令和 5 年）
高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー ²⁴ 化率	39.0%	64%

²³ 高度なバリアフリー化：「2 箇所以上の手すりの設置」「段差のない屋内」「車いすが通行可能な廊下幅」の全てを満たすもの

²⁴ 一定のバリアフリー化：2 箇所以上の手すりの設置又は屋内の段差が解消されたもの

5 包括的な支援体制の整備

(1) 高齢者の孤立の防止

- 高齢者の社会からの孤立を防ぐため、見守りをはじめとする地域における支援体制の構築を促進します。

	主な取組
102	住民、関係機関・団体による支え合いや孤立防止の取組を通して、ともに生き支え合う人づくり、地域づくりについて考えることを目的として、埼玉県社会福祉協議会が実施する共生・共助つながりづくりに関する取組を支援します。
103	市町村における、民生委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者と接する機会が多い事業者を構成員とする「要援護高齢者等支援ネットワーク」の取組を支援します。
104	民間企業など多様な主体が高齢者をサポートする体制を整備するため、「プラチナ・サポート・ショップ」登録事業を通じ、介護保険外の高齢者サービスの開発に取り組みます。
再掲	地域の元気な高齢者などがちょっとした困り事をもつ高齢者などを手助けし、その謝礼を地域振興券などで受け取る「地域支え合いの仕組み」の実施団体を支援します。
再掲	県営住宅などを定期的に来訪する新聞販売店や保守点検業者などの民間事業者及び団地自治会などを登録し、普段の事業活動の中で入居者の異変を察知した場合に、県住宅供給公社などに通報してもらう「見守りサポーター」制度を促進します。

(2) 包括的な支援体制の構築

- 地域共生社会の実現に向けて、生活困窮や社会的孤立の状態にあるなど、複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱えている高齢者等を必要なサービスにつなげるために、市町村における包括的な支援体制の構築を支援します。

	主な取組
105	市町村における包括的な支援体制の整備を支援するため、市町村へのアドバイザー派遣、市町村間の情報交換の場の設定及び研修等を実施します。
106	重層的支援体制整備事業に取り組む市町村に対し、適切な情報提供や先進事例の提供を行います。
107	市町村及び市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点等相談機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築しコーディネートする能力を高める研修を実施します。
108	社会福祉法人が地域の生活困窮者に対して相談・支援を行う「彩の国あんしんセーフティネット事業」が生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業と連携して実施できるよう支援します。
109	無料低額宿泊所に入所している生活保護受給者に対して、民間アパートや養護老人ホーム、グループホーム等への入居支援を行います。
110	刑務所等の出所後に帰住先のない高齢者や障害者で福祉の支援が必要な方に対し、住居や生活保護等の福祉サービス受給に向けた相談・調整等を行うことにより再犯を防ぐとともに、地域での自立した生活を促進します。
再掲	市町村の「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置を支援するため、研修や情報交換会を実施します。また、生活支援アドバイザーを埼玉県社会福祉協議会に配置し、生活支援コーディネーターへの助言などを実施します。

再掲	高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置を支援するとともに、消費者被害防止サポーターの活用を進めます。
----	--

重層的支援体制整備事業とは

令和2年（2020年）6月5日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、同12日に公布されました。市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「Ⅰ 相談支援（包括的な相談支援）」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業（市町村の任意事業）が新たに創設されました。

県では、法改正の趣旨を踏まえ、市町村における包括的な支援体制の構築をさらに支援していきます。

Ⅰ 相談支援（包括的な相談支援）
<p>介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援を実施</p> <p>【強化される機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能） ・個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につなぎ続ける伴走支援を中心的に担う機能
Ⅱ 参加支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施 ○ 長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う
Ⅲ 地域づくりに向けた支援
<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施 ○ 以下の場及び機能を確保 <ul style="list-style-type: none"> ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出す

出典：令和2年7月「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料をもとに埼玉県福祉部福祉政策課が作成

※Ⅰ～Ⅲを一体的に実施。Ⅰ～Ⅲを通じ、「継続的な支援」、「多機関協働による支援」を実施

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の概要

国際的には豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取り組みが進められています。わが国においても SDGs の実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。

この SDGs の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであります。

SDGs では 2030 年を年限として、17 の共通目標を提示しています。社会福祉分野における事業や活動は、この目標のいくつかをすでに体現しています。

たとえば SDGs の目標 1 の「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」は、生活困窮の状態にある高齢者等への支援に重なります。

目標 3 の「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」は、地域包括ケアの推進そのものということが言えます。

SDGs の 17 の目標における取り組みを意識し、SDGs の達成に貢献していきます。

出典：外務省 HP



第3節 認知症施策の総合的な推進（埼玉県認知症施策推進計画）

■現状と課題

全国における平成24年の認知症の人の数は約462万人でしたが、平成30年には500万人を超えたと推定されています。埼玉県では、平成24年は22万5千人でしたが、令和7年には40万人、令和22年には58万人に達すると見込まれています。

また、65歳未満で発症する若年性認知症の人の数は全国で3万5千人、埼玉県で2千2百人と推計されています。

さらに、軽度認知障害（MCI）²⁵は、高齢者人口の約13%いるとされているところです。

認知症は誰もがなりうるものであり、家族が認知症になることを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

一方、高齢者の単独世帯や高齢夫婦のみの世帯が増えており、行方不明になる認知症の人の数も年々増加しています。

こうした現状において、認知症の人がより安心して生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でよい環境のもと、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現、認知症があってもなくてもともに生きる社会の実現が求められています。

そのような社会の実現のためには、以下の取組を推進し、認知症の人やその家族に対する切れ目のない支援を実施することが重要です。

- （1）認知症に対する正しい理解をさらに広め、認知症予防に資する可能性のある活動を推進すること。
- （2）認知症に関する医療・ケア・介護サービスをさらに充実させるとともに、ケアラーを支援すること。
- （3）若年性認知症については、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ多角的に支援すること。
- （4）認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組。

また、成年後見制度が必要な人たちが利用しやすい環境の整備や、認知症の人などの尊厳が守られるよう虐待を防止していくことが必要です。

²⁵ 軽度認知障害（MCI）：診断基準は確立されていないが、年齢に比し、記憶力が低下している状態をいう。認知症の予備軍とも言われている。

■課題への対策

令和元年6月、国の関係閣僚会議は「認知症施策推進大綱」をとりまとめ、「共生」と「予防」を車の両輪とする考え方の下、5つの柱に沿って施策を推進することとしました。

また、令和2年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、国及び地方公共団体は、地域における認知症の人への支援体制の整備その他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならぬと定められました。

そこで、本県は、こうした国の動向や、先に掲げた多くの課題を踏まえ、県の認知症施策を総合的に推進するため、本県の実情に即した認知症施策推進計画を策定することとしました。

この第3節は「埼玉県認知症施策推進計画」として策定したものです。

計画を策定するために、あらかじめ、認知症の人やその家族の意見を聴くだけでなく、認知症の人を支援している関係団体や事業所からも意見を聴いてきました。

さらに、外部の有識者等で構成している「埼玉県認知症施策推進会議」（議長：社会福祉法人シナプス 丸木雄一理事長）を4回開催し、計画の内容を議論してまいりました。

その結果、4つの柱による施策体系に編成し、今後の取組を明確にするとともに、取組をさらに推進するための数値目標を設定したところです。

国の「認知症施策推進大綱」は、「『共生』と『予防』を車の両輪として施策を推進していく」としています。また、「『予防』とは、『認知症にならない』という意味ではなく、『認知症になるのを遅らせる』『認知症になっても進行を緩やかにする』という意味である」と定義しており、さらに「認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法等の研究開発を進める」としています。

一方、「予防」を強調することは、予防法が確立されていないなか、認知症は誰もがなりうるものであるにもかかわらず、認知症になったことや進行したことは、予防を講じなかったから、努力が足りなかったからとみなされる恐れもあります。

埼玉県では、このことを踏まえ、「予防」に資する可能性のある取組に努めつつも、「共生」のための取組に重きをおいて計画を策定しました。このため、認知症施策推進計画における理念は以下のとおりとしています。

「認知症の人が尊厳と希望をもって地域とともに生きる社会の実現」

なお、認知症施策推進計画における認知症施策全般についても新型コロナウイルス感染症拡大により活動が抑制されるなどの影響があります。認知症サポーター²⁶養成講座や、その他の研修、認知症の人やその家族が集まる「つどい」など多くの取組が感染症への対応を要しますが、適宜、委託先団体などと調整して認知症の人の安全・安心を第一に対応していきます。

²⁶ 認知症サポーター：認知症に対する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする応援者。県や市町村、職場等で実施されている認知症サポーター養成講座（60分～90分）の受講が必要。

1 認知症施策の総合的な推進

(1) 普及啓発・本人発信支援・予防

- 認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターについて、埼玉県ではこれまで52万人以上を養成しました。この認知症サポーターや、養成講座の講師となるキャラバン・メイト²⁷の養成を引き続き進めるとともに、関係職域や、小学校、中学校、高校などにおける養成講座をさらに拡充します。
- 世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及びアルツハイマー月間（毎年9月）の機会を捉えて認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催します。
- 認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組みます。その一つとして、国の実施例を参考に、埼玉県の「希望大使²⁸」を設置します。なお「希望大使」の用務内容や人選などについては、認知症の人やその家族の意見を十分に聴きながら検討します。
- 認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング²⁹」の取組を一層普及します。また、思いを共有できるピアサポーターによる支援など、認知症の人本人による相談活動を支援します。
- 認知症は未だ発症や進行の仕組みの解明が不十分であり、根本的治療薬や予防法は確立されていません。このことをしっかりと踏まえた上で、県としては認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。その他、予防に関する最新の情報について、収集や提供に努めます。また、市町村が作成している「認知症ケアパス³⁰」の積極的な活用を支援し、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法等が明確に伝わるようにします。

	主な取組
111	認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成を推進するとともに、小学校・中学校・高校などにおける養成講座をさらに拡充します。
112	世界アルツハイマーデー及びアルツハイマー月間などの機会を捉えた普及啓発を推進します。

²⁷ キャラバン・メイト：認知症サポーター養成講座の講師。キャラバン・メイト養成研修を受講することが必要。埼玉県では令和2年9月末現在で累計4,465人が養成講座を受講している。

²⁸ 希望大使：認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、認知症の人本人を県が「希望大使」として任命し、認知症の普及啓発活動への参加・協力や、キャラバン・メイトへの協力などをお願いするもの。厚生労働省では令和2年1月に5人の方を任命している。

²⁹ 本人ミーティング：認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う場。県や市町村はこうした場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の人本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めることとされている。

³⁰ 認知症ケアパス：認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。埼玉県では全ての市町村が作成している。

113	認知症本人大使・埼玉県版「希望大使」を設置し、活動を支援します。
114	「本人ミーティング」などのピアサポート活動を推進します。
115	県立図書館の館内に「認知症情報コーナー」を設置し、認知症に関する資料等を提供するとともに、関連する資料展・講演会などを実施します。
116	高齢者が身近に通うことができる「通いの場」における認知症の予防に資する可能性のある活動を支援します。

数値目標	現状値（令和2年度末）	目標値（令和3年度末）
埼玉県版「希望大使」の設置	未設置	設置

数値目標	現状値（令和2年度末）	目標値（令和5年度末）
「本人ミーティング」を開催している市町村数	6市町村	全市町村

（2）医療・ケア・介護サービスへの支援

- 認知症の早期発見・早期診断・早期治療の徹底と、身近で充実した認知症医療の体制整備を推進します。具体的には、市町村が実施する検診事業を補助し、地域の認知症医療提供体制の拠点として活動を行う認知症疾患医療センター³¹の運営を委託します。
- 地域の支援機関間の連携づくりや、「認知症カフェ³²」を活用した取組の実施、社会参加活動等を通じた地域支援体制づくり、認知症の人やその家族の相談等への対応等を行っている認知症地域支援推進員³³の活動を推進します。
- 複数の専門職により認知症が疑われる人や認知症の人やその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チーム³⁴の活動を推進します。
- かかりつけ医が認知症の疑いがある人や認知症の人に適切に対応できるよう、かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修を実施します。また、かかりつけ医の認知症診断・アドバイザー役を担う認知症サポート医³⁵を引き続き養成します。

³¹ 認知症疾患医療センター：地域において認知症の人やその家族を支援するため、県や政令指定都市が指定する専門医療機関。

³² 認知症カフェ：認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。地域の実情に応じて認知症地域支援推進員が企画する等様々な実施主体・方法で開催されている。

³³ 認知症地域支援推進員：市町村に配置し、地域の支援機関の連携づくりや、認知症ケアパス・認知症カフェ・社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施する。

³⁴ 認知症初期集中支援チーム：認知症サポート医など複数の専門家が認知症が疑われる人や認知症の人やその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を行うチーム。

³⁵ 認知症サポート医：認知症の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。国立長寿医療研究センターの養成研修がある。

- かかりつけ医、歯科医師、薬剤師又は看護職員など医療従事者に対する認知症対応力向上研修を実施することにより、医療従事者が認知症の疑いがある人や認知症の人に適切に対応できるように取り組みます。
- 認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い、できる限り認知症状の進行を遅らせ、BPSD³⁶を予防できるよう、認知症グループホームなどにおいて認知症ケアに携わる介護人材の質の向上を図ります。
- 各市町村における「認知症カフェ」を活用した取組を支援し、認知症の人やその家族からの電話相談、本人・家族交流等を推進します。

	主な取組
117	認知症疾患医療センターの運営を強化し、県民が早期に認知症に対する相談・診断・治療を受けられる体制の推進を図ります。
118	認知症地域支援推進員の認知症施策推進の力量向上のための研修を実施します。
119	認知症初期集中支援チームの質の向上を図るための研修等を実施します。
120	認知症サポート医を養成し、地域における認知症の早期発見・早期対応を充実します。
121	かかりつけ医、歯科医師、薬剤師及び看護職員など医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修を実施します。
122	認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修を推進します。
123	各市町村における認知症カフェの活用、電話相談、本人・家族交流等を推進します。

数値目標	現状値（令和元年度末）	目標値（令和5年度末）
かかりつけ医認知症対応力向上研修の延べ修了者数	1,413人	1,800人

³⁶ BPSD：行動・心理症状。認知症の進行に伴い、認知機能が低下したことによる「中核症状」に加え、環境や周囲の人々との関わり当の影響を受けて、知覚や思考、気分または行動の障害が症状として発現したもの。

(3) 若年性認知症等の人への支援

- 若年性認知症に関するリーフレットの配布、県の専門相談窓口の設置と相談窓口における若年性認知症支援コーディネーター³⁷による支援を引き続き推進します。また、就労・社会参加のネットワーク作りに加え、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員との広域的なネットワークづくりを推進します。
- 若年性認知症の人がすぐに退職にいたらないよう就労継続のための支援や再就職のための支援などを引き続き推進します。
- 若年性認知症の人が活動できる環境づくりを推進します。その一つとして、本人の交流の場である若年性認知症カフェ³⁸の増設を図ります。

	主な取組
124	若年性認知症に関するリーフレットの配布、県の専門相談窓口の設置と相談窓口における若年性認知症支援コーディネーターによる支援などを推進します。
125	若年性認知症の人の就労継続等の支援を行います。
126	若年性認知症カフェの増設など若年性認知症の人の活動の場の拡大等を図ります。

数値目標	現状値（令和2年度末）	目標値（令和5年度末）
県内における若年性認知症カフェの数	6か所	10か所

若年性認知症の人に対する支援の推進について

若年性認知症の推定発症年齢の平均は54.4歳とされており、働き盛りであったり、子育て中であったりする場合があります。このために若年性認知症については、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ多角的に支援することが必要です。

そこで、埼玉県では平成29年から若年性認知症支援コーディネーターを配置し、令和元年からは就労継続等の支援を実施しています。

若年性認知症の人や脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障害の人に対する支援をさらに推進していきます。

³⁷ 若年性認知症支援コーディネーター：若年性認知症の人やその家族、支援関係専門職、事業者等からの医療や福祉サービスなど生活全般にわたる相談に対応したり、支援を行う専門職。埼玉県では、社会参加、就労支援の体制を強化しており、令和2年12月現在で3名配置している。

³⁸ 若年性認知症カフェ：若年性認知症の人やその家族などが集まる認知症カフェ。県の数値目標においては、規模に関わらず、定期的に開催される場を想定している。

(4) 認知症バリアフリーの推進・社会参加支援

- 認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明者になった際に、早期発見・保護ができるよう、ネットワークの活動を推進します。
- 「チームオレンジ³⁹」が各市町村で整備されるよう情報提供を行うとともに、市町村を支援するオレンジ・チューターを設置するなど、広域的な支援を行います。
- 認知症になっても支えられるだけでなく、支える側としての役割と生きがいを持って活動ができる環境づくりを推進します。

	主な取組
127	認知症の人が安全に外出できるよう、徘徊SOSネットワークの活用や地域での訓練の実施など地域での見守り体制の構築を支援します。
128	「チームオレンジ」が各市町村で整備されるよう支援します。

数値目標	現状値（令和2年度末）	目標値（令和5年度末）
「チームオレンジ」を整備している市町村数	0市町村	32市町村

2 権利擁護の推進

- 埼玉県の中の地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関⁴⁰（権利擁護センター等を含む。）の整備や市町村計画⁴¹の策定を推進します。
- さらに、九都県市が協働して成年後見制度利用促進のためのさらなる普及啓発等の取組を実施していきます。

	主な取組
129	成年後見制度の利用を促進するため、市町村における中核機関の設置を促進します。また、成年後見制度の市町村計画の策定を促進します。
130	市町村職員等に対する成年後見申立て手続に関する研修を実施します。また、市町村が市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域での市民後見人の活動を推進する取組を支援します。

³⁹ チームオレンジ：ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み。国の認知症施策推進大綱では、2025年までに全市町村で整備することがKPI（目標）として掲げられている。

⁴⁰（成年後見制度利用促進基本計画に基づく）中核機関：地域連携ネットワークの中核となり、権利擁護のための広報、相談、制度利用促進（受任者マッチング）、後見人支援などの機能を果たす役割を担う機関。市町村が直営又は委託により設置する。

⁴¹（成年後見制度利用促進基本計画に基づく）市町村計画：市町村が成年後見制度利用促進のために、権利擁護を進めるための地域連携や体制整備、中核機関の設置などについて定め、策定する計画。国の成年後見制度利用促進基本計画において市町村が取り組むべき事項としている。

131	判断能力が十分ではない高齢者が市町村社会福祉協議会と契約し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の利用を支援します。
-----	--

数値目標	現状値（令和2年度末）	目標値（令和5年度末）
成年後見制度の市町村計画を策定した市町村数	24 市町村	全市町村

3 虐待防止の推進

- 高齢者の虐待防止等（虐待の禁止並びに虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止等。ここでは虐待に係る養護者等への支援も含む。）に向けた施策を推進します。「埼玉県虐待禁止条例」に基づき、県民の理解を深めるための啓発活動や通報を行いやすい環境の整備に努め、虐待防止等のための研修を実施します。
- また、高齢者の安全の確認や通報等に係る事実確認のための措置が円滑に行われ、養護者等に対する支援も的確にできるよう、市町村の担当職員等に対する研修や助言等を行います。

	主な取組
132	市町村・関係団体と連携しながら、虐待防止などの取組、啓発活動、通報・届出及び相談の環境整備、情報の共有、養護者に対する支援、人材の育成、虐待に係る検証などに取り組みます。
133	高齢者虐待に対応する専門職員（高齢者虐待対応専門員） ⁴² を養成し、市町村の体制整備を支援します。
134	高齢者虐待に関する普及・啓発を行うとともに、市町村における高齢者虐待対応、相談窓口、ネットワークづくりなどの体制整備や取組を支援します。

数値目標	現状値 （令和元年度末）	目標値 （令和5年度末）
高齢者虐待対応専門員の延べ養成者数	2,300 人	3,200 人

⁴² 高齢者虐待対応専門員：埼玉県が実施する高齢者虐待に関する専門的研修を受講した職員。

第4節 介護保険施設等の整備

■現状と課題

本県は今後2040年に向けて介護ニーズが高い85歳以上の高齢者が全国一のスピードで増加します。在宅での生活が困難になった方が安心して介護サービスを受けられるよう、中長期的な観点から特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）などの施設整備を引き続き進める必要があります。

また、2040年を見据えると管内市町村ごとに地域の状況が異なることから、各老人福祉圏域内の広域的調整を踏まえて、必要な施設整備量を勘案することが重要です。

さらに、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、県、市町村、関係団体が連携して、施設の災害・感染症対策の体制整備を図ることが必要です。

■課題への対策

在宅での生活が困難になった方が安心して施設サービスを受けられるよう、特別養護老人ホームをはじめとする多様な介護保険施設を整備するとともに、施設が安定的に運営されるよう介護サービス事業者を支援します。

施設整備に当たっては、老人福祉圏域ごとの入所希望者数の動向、市町村が算定した介護サービス見込量の動向、市町村や設置者の意向、今後の高齢化の状況など地域の事情を十分に踏まえた上で、必要な数を精査し、整備します。

さらに、施設における災害及び感染症対策を強化し、安心・安全な環境を整備します。

1 特別養護老人ホーム等の整備

(1) 特別養護老人ホームの整備

- 常時介護を必要とするなど在宅での生活が困難になった方が、安心して施設サービスを受けられるよう、特別養護老人ホームを整備します。

	主な取組
135	特別養護老人ホームの整備費を補助します。
136	特別養護老人ホームの開設準備に要する経費を補助します。

数値目標	現状値 (令和2年度末見込み)	目標値 (令和5年度末)
特別養護老人ホームの整備数	37,959人分	40,746人分

(2) 介護老人保健施設⁴³の整備

- 病状が安定期にあり、入院治療をする必要がない要介護の方が、看護や医学的管理の下で介護、リハビリテーションなどの施設サービスを受けられるよう、必要な介護老人保健施設を整備します。

	主な取組
137	介護老人保健施設の開設準備に要する経費を補助します。

数値目標	現状値 (令和2年度末見込み)	目標値 (令和5年度末)
介護老人保健施設の整備数	17,244 人分	17,444 人分

(3) 生活環境の改善促進

- 既存の施設の改修に当たっては、入居者の生活環境の改善や質の向上を図るとともにプライバシーの確保に配慮します。

	主な取組
138	入居者の生活環境の改善や質の向上を図るため、施設の改修に要する経費を補助します。

(4) 特別養護老人ホーム等に関する情報提供

- 利用者が施設を選択する際の参考となるよう、県内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の空室状況や、施設を運営する社会福祉法人の決算書類などの情報を公表します。

	主な取組
139	特別養護老人ホームや老人保健施設及び併設の短期入所施設の空室状況、入所希望者の数を県のホームページに掲載し、情報を提供します。
140	財務諸表等電子開示システムにより、法人の運営状況及び財務状況などを公開します。

⁴³ 介護老人保健施設：病状が安定期にあり、入院治療をする必要がない要介護者に看護やリハビリテーション、日常生活の世話などのサービスを提供し、家庭復帰を目指す施設

(5) 介護医療院⁴⁴の整備

- 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重度の要介護者の受入れや看取りなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた介護医療院の整備を図ります。
- また、調査により転換意向を把握し、介護療養型医療施設⁴⁵の設置期限である2023年度までに、介護療養型医療施設から介護医療院への転換を促進します。

	主な取組
141	介護療養型医療施設の設置期限である2023年度までに介護療養型医療施設から介護医療院への転換を促進します。

介護医療院は、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年6月2日公布)により平成30年度から創設された介護保険施設です。

主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的としています。

介護医療院の創設に伴い、現在の介護療養病床については6年間の経過措置期間が設けられ、介護医療院に転換するか、もしくは他の病床に転換または廃止になります。

(6) 介護施設における看取りの充実

- 施設における看取りの役割が重要になっていくことから、医師、看護職員、介護職員が連携して看取りに対応できるよう支援します。

	主な取組
142	介護施設職員を対象とした看取りに関する研修を実施します。

⁴⁴ 介護医療院：要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する介護保険制度上の介護保険施設であるが、医療法上は医療提供施設として位置付けられる。病院または診療所から転換した場合は、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できる。

⁴⁵ 介護療養型医療施設：病状が安定している長期療養患者で常時医学的管理が必要な要介護者に看護やリハビリテーション、その他の必要な医療を提供する介護保険適用の施設。なお、病状が安定している長期療養患者のうち、密度の高い医学的管理や積極的なリハビリテーションを必要とする者を対象とする医療保険適用の療養病床（医療療養病床）もある。

2 有料老人ホーム等の適切な運営の確保

- 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿になっている状況を踏まえ、必要な数を確保するとともに、市町村と連携して設置状況等必要な情報を積極的に把握し、施設が提供する生活支援サービスについて指導を実施し、質の確保を図ります。

	主な取組
143	介護付有料老人ホーム ⁴⁶ などの特定施設入居者生活介護 ⁴⁷ の円滑な登録と適切な運営のため、施設が提供する生活支援サービスについて指導を行い、質の確保を図ります。
144	住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に係る届出等がされたときは、その旨を市町村に通知し、情報連携の強化を図ります。
再掲	サービス付き高齢者向け住宅について分かりやすいリーフレットなどを作成し、制度の概要や入居に際しての注意点など、必要な情報を県民に提供します。
再掲	サービス付き高齢者向け住宅の円滑な登録と適切な運営のため、施設が提供する生活支援サービスについて指導を行い、質の確保を図ります。
再掲	立入検査などの指導を的確に行い、サービス付き高齢者向け住宅の質の向上を図ります。

数値目標	現状値 (令和2年度末見込)	目標値 (令和5年度末)
介護付有料老人ホーム等の設置数	32,446 人分	37,571 人分

⁴⁶ 介護付有料老人ホーム：介護が必要な方を対象とした、介護保険制度の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている有料老人ホーム。施設常駐のスタッフにより介護サービスが提供されるとともに、食事及び入浴や排せつなど日常生活全般のサービスの提供も受けることができる。

⁴⁷ 特定施設入居者生活介護：介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など。入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事などの介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。

3 施設等の災害及び感染症対策の強化

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、日頃から施設における災害及び感染症対策の体制整備を図ります。

また、発生時における介護施設等の業務継続に向けた取組等を支援することにより、災害や感染症が発生した場合であっても必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築します。

(1) 施設等の災害対策の体制整備

- 災害対策として、日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要です。
- このため、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、高齢者等の避難の実効性を確保するように指導します。
- また、施設の改築に要する経費を補助することにより、施設の災害対策を促進します。
- さらに、介護施設等の業務継続計画の策定を支援します。

	主な取組
145	社会福祉施設等における避難確保計画の策定及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施を定期的に確認し、高齢者等の避難の実効性を確保するように指導します。
146	非常用自家発電設備等の整備費を補助することにより、災害対策を促進します。
147	介護施設等の事業継続計画（BCP）策定を支援します。

(2) 施設等の感染症対策の強化

- 感染症対策として、日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた事前準備を行うことが重要です。
- このため、介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制を整備します。
- また、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員を対象に感染症対策の研修等を実施します。
- 通所事業所が新型コロナウイルス感染症の感染予防のために利用を控えている高齢者宅を訪問し、サービスを提供することを支援します。
- さらに、感染症発生時も含め、体制が手薄となった施設へ他施設から応援職員を派遣する互助ネットワークの仕組みを関係団体と連携して構築します。

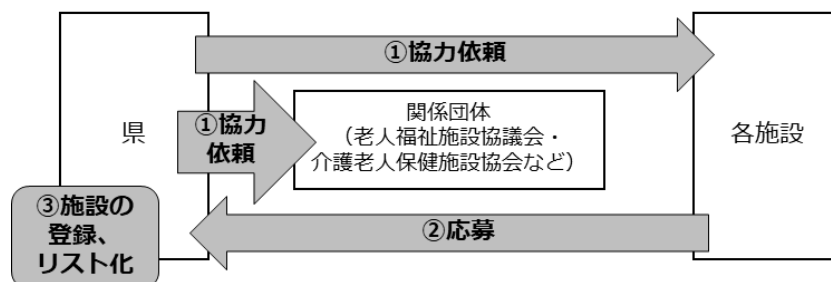
主な取組	
148	彩の国「新しい生活様式」安心宣言 ⁴⁸ 等を活用した施設等の感染症対策を徹底します。
149	簡易陰圧装置・換気設備等の設置費を補助することにより、施設の感染症対策を促進します。
150	防護服等を調達・備蓄し、感染者が出た施設等に速やかに供給します。
151	体制が手薄となった施設へ他施設から応援職員を派遣する互助ネットワークの仕組みを関係団体と連携して構築します。
152	感染症の集団感染が疑われる福祉施設や療養型医療施設へ専門家を派遣するなど、感染症の発生当初から感染拡大防止の支援を行います。
153	介護職員を対象とした感染症対策の研修を実施するなどし、職員の対応力の向上を図ります。

介護施設におけるクラスターの発生に備えた互助ネットワークについて

特別養護老人ホームなどの入所施設においてクラスターが発生し、介護職員に感染が広がり入院や自宅待機等となった場合、介護職員が大幅に不足することとなり、介護サービスの継続が困難になるおそれがあります。

県ではこうした場合に備え、応援職員の派遣等に御協力いただける施設を相互応援施設として登録し、クラスター発生に備えた互助ネットワークを構築しています。

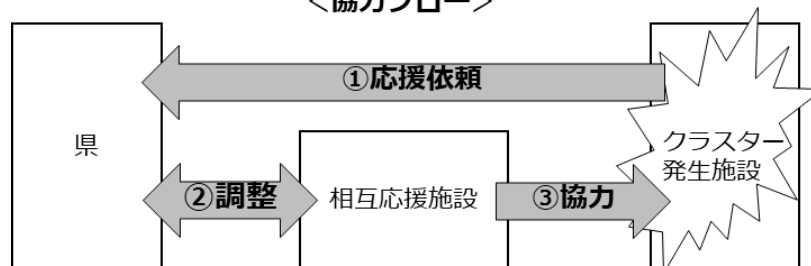
<募集フロー>



クラスターが発生した施設に職員を派遣し、グリーンゾーン（清浄区域）での介護業務の協力などをいただける施設を募集。

* 応援職員による陽性患者や濃厚接触者への介護は想定していない。

<協力フロー>



- ・クラスターが発生した施設は県に応援依頼
- ・県は、近隣の施設を中心に応援を調整

⁴⁸ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言は、企業・団体の皆さまに徹底した感染防止対策（三密の回避等）を実践していただくための取組です。

第5節 介護人材の確保・定着・イメージアップ

■現状と課題

令和7年（2025年）以降、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人材の不足が大きな課題となります。また、介護サービスに対する需要は今後更に高まることが予想されますが、労働環境の厳しさなどから介護分野は離職率が高く、安定的な人材の確保・定着が難しい状況にあります。

このため、人材の確保・定着及び介護職のイメージアップに取り組む必要があります。

また、介護職員の処遇改善、介護現場における業務の切分けや介護ロボット・ICTの活用、高齢者等の多様な人材の参入による業務改善、文書負担の軽減など介護現場を革新し、サービスの質の向上を図りながら働きやすい職場環境の整備が必要です。

■課題への対策

介護資格のない者、高齢者、生活スタイルに合わせて働きたい者、外国人などの就労支援や離職中の有資格者の復職を支援するなど、引き続き、介護人材の確保に取り組めます。

また、介護人材の職場定着を図るため、介護現場における業務の切分けと役割分担の明確化、介護ロボット・ICTの導入支援、文書の簡素化など業務の効率化による介護職員の負担軽減や、ハラスメント対策の実施など働きやすい環境を整備します。

さらに、介護の仕事の魅力をPRすることにより、介護の職場への関心を高めるなど介護のイメージアップに取り組み、介護人材の確保・定着・イメージアップを一体的に実施します。

引き続き、多様な介護ニーズに的確に対応するため、それぞれのニーズに応じたきめ細かな研修などを実施し、介護人材の専門性の向上を図ります。

なお、介護人材の確保・定着・イメージアップについては、埼玉県介護人材確保・定着推進協議会から提案された「埼玉デザイン～未来を見据えた持続可能な介護現場の実現を目指して～⁴⁹」を踏まえて推進します。

1 介護人材の確保・定着・イメージアップ

(1) 介護資格のない者への就業支援

- 介護の職場へ就労を希望する方への職業紹介や職業訓練による人材育成を行うなど、新たな就業を促進します。

⁴⁹ 「埼玉デザイン～未来を見据えた持続可能な介護現場の実現を目指して～」は、介護人材の確保・定着に関する必要な施策を官民一体となって推進するための新たなビジョンとして、令和2年度に「埼玉県介護人材確保・定着推進協議会」において策定したものです。

主な取組	
154	介護未経験者などを対象に職場体験や研修受講を支援し、就職先とのマッチングを実施します。
155	介護職員初任者研修修了後の早期就労者及び在職中の研修修了者に研修受講費を補助することにより、就業を促進します。
156	県立高等技術専門校における施設内訓練や在職者訓練（技能講習）、民間教育訓練機関を活用した委託訓練などにより、介護人材を育成します。
157	埼玉県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金貸付事業 ⁵⁰ に補助することにより、介護分野への就労を促進します。
158	埼玉県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や福祉の仕事合同面接会を実施し、求職者の就業及び介護サービス事業所の人材確保を支援します。
159	市町村が実施する、介護未経験者などを対象とした研修及び介護施設・事業所へのマッチングに係る経費の一部を補助します。
160	人材育成などに優れた取組を行っている事業所を認証します。

数値目標	現状値 (令和元年10月1日)	目標値 (令和6年10月1日)
県内介護職員数	93,494人	111,400人

※この数値目標は、本計画の上位計画である「まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）」の目標値であり、終期は令和6年10月1日となっています。

（2）多様な人材の参入促進

- 高齢者や生活スタイルに合わせて働きたい者などを対象にそれぞれのニーズに合わせた研修及びマッチングを行います。
- 現在、介護職や看護職に就労していない有資格者への就職相談や研修の実施、具体的な仕事のマッチングなどを通じ、復職を支援します。

主な取組	
161	高齢者等を対象に介護に関する入門的研修及びマッチングを実施し、就労を支援します。
162	子育て中の方など生活スタイルに合わせて働きたい者を対象に介護に関する入門的研修及びマッチングを実施し、就労を支援します。
163	埼玉県女性キャリアセンターにおいて、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、企業説明会、職場体験などを実施し、離職中の有資格者（女性）の再就職を支援します。
164	埼玉県ナースセンターにおいて、未就業の看護職有資格者の就労を支援するため、無料職業紹介、再就業技術講習会などを実施します。
165	埼玉県社会福祉協議会が実施する潜在介護職員再就職準備金貸付事業に補助することにより、有資格者に対する再就職準備金の貸付けを実施し、離職した有資格者の再就職を支援します。

⁵⁰ 介護福祉士修学資金貸付事業：介護福祉士養成施設に在学する方で、卒業後、社会福祉施設などに就職し、介護福祉士業務に従事しようとする方に対し、修学資金を貸与し修学支援を行うことで、社会福祉施設などにおける介護福祉士の確保を図ることを目的とする事業。介護福祉士養成施設を卒業後、直ちに県内の社会福祉施設などに就職し、継続して5年間勤務をした場合、この修学資金の返還義務の免除を受けることができる。

(3) 外国人の介護現場での就労支援

- 外国人の介護人材受入制度は経済連携協定（E P A）によるもののほか、技能実習制度、在留資格「介護」、「特定技能」によるものなどがあります。こうした制度を利用して介護福祉士を目指す外国人の日本語学習を支援するなど、介護現場での就労を支援します。

	主な取組
166	経済連携協定（E P A）で受け入れた外国人介護福祉士候補者の日本語習得等に要する経費などを補助します。
167	介護福祉士養成施設における留学生に修学資金を貸与するとともに、留学生の日本語学習に要する経費を補助します。
168	外国人介護人材（留学生、技能実習生及び1号特定技能外国人）の受入に当たって、介護施設・事業所が日本語能力の習得に係る費用及び住居費を負担した場合にその経費の一部を補助します。

(4) 働きやすい職場環境の整備促進

- 介護職員の資格取得を支援するとともに、処遇の改善や休暇を取得しやすい職場づくりなどを促進し、介護人材の定着を図ります。
- 介護現場における業務の切分けや介護ロボット・ICTの導入、元気高齢者等の参入による業務の効率化、生産性向上を図り、介護職員の負担軽減を図ります。
- 国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化等を図り、介護分野の文書に係る負担を軽減します。
- 介護職員のキャリアに応じた研修や介護現場におけるハラスメント対策の研修などを実施し、働きやすい職場づくりを支援します。

	主な取組
169	介護現場で働きながら実務者研修及び介護職員初任者研修を受講した者に係る研修受講料の一部を補助することにより、介護職員の資格取得を支援します。
170	介護職員の家族の看病、介護、子育てなどの際に、必要に応じて代替職員を紹介することにより、休暇取得やキャリアアップのための研修受講の機会の確保などを支援します。
171	新任介護職員を対象とした研修・交流イベントを実施し、職員の意識向上を図ります。
172	中堅職員や管理者を対象にキャリアに応じた研修を実施します。
173	子育て中の介護職員の負担を軽減するため、介護施設内の保育施設の整備を促進します。
174	介護サービス事業所を対象とした ICT 導入に関するセミナー及びアドバイザーの派遣により、ICT 導入の普及を図ります。
175	介護サービス事業所へ介護ロボットの購入・レンタル費の一部を補助することにより、ICT 化による業務の効率化、生産性向上及び介護職員の負担軽減を図ります。
176	国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化等を図り、介護分野の文書に係る負担を軽減します。
177	「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を活用し、介護職員を対象に、利用者やその家族から受けるハラスメントへの予防や対処方法を身につけるための研修を実施します。

数値目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
特別養護老人ホームにおける介護ロボット導入率	51.0%	80.0%

(5) 介護のイメージアップ

- 介護の仕事の魅力をPRすることにより、介護の職場への関心を高めるなど介護のイメージアップを図ります。

	主な取組
178	介護の魅力PR隊による大学・高校などへの訪問や県外での人材募集活動などを実施し、介護の仕事の魅力をPRします。
179	長年勤続した介護職員の方などを表彰します。

『介護職員しっかり応援プロジェクト』

介護の仕事は、人を支え社会を支える大事な仕事です。一方、賃金が低い、離職率が高いなど、介護職員を取り巻く環境は厳しいものがあります。

本県では、関係団体と協力して、「介護職員しっかり応援プロジェクトチーム」を設置し、介護職のイメージアップや魅力ある職場づくりの促進などの様々な取組を行っています。

- 全国初の「合同入職式」を開催し、知事から新任介護職員を激励
- 介護の魅力PR隊が大学・高校などを訪問し、介護の仕事のやりがいをPR
- 永年勤続者やコバトン ハートフルメッセージの優秀事例を表彰



2 介護人材の専門性の向上

- 多様化する介護ニーズに対応するため、介護人材の専門的知識を向上させ、介護サービスの質の向上を図ります。

	主な取組
180	(主任) 介護支援専門員レベルアップ研修を実施し、介護支援専門員の資質の向上を図ります。
181	介護支援専門員のための「はろーケアマネ相談窓口」を設置し、介護支援専門員の資質の向上を図ります。
182	医療的ケア、口腔ケア、リハビリテーション、認知症ケアなどに対応できる人材を育成するための研修等を実施します。
183	特別養護老人ホームなどのユニット型施設の管理者及び職員を対象としたユニットケアに関する研修等を実施します。
再掲	地域包括ケアシステムの機能強化を図るため、市町村や地域包括支援センターの職員を対象とした研修を実施します。
再掲	認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修を推進します。
再掲	介護施設職員を対象とした看取りに関する研修を実施します。
再掲	介護現場で働きながら実務者研修及び介護職員初任者研修を受講した者に係る研修受講料の一部を補助することにより、介護職員の資格取得を支援します。

第6節 介護保険の持続可能な制度運営

■現状と課題

介護保険財政の健全性を確保しつつ持続可能な制度としていくことは極めて重要な課題です。保険者が地域の課題を分析し、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送るための取組を継続して実施できるよう、保険者機能の強化に向けた支援が求められます。

また、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進するとともに、介護サービス事業者が利用者などに対し、適切なサービスを提供する体制の整備が必要です。

■課題への対策

保険者における自立支援、介護予防・重度化防止などの自立支援型ケアマネジメントの促進を支援します。

また、介護サービスを必要とする受給者に適切なサービスを提供するとともに、費用の効率化を通じて制度の持続可能性を高めます。

さらに、介護サービス事業者が法令などを遵守し、利用者が常に適切なサービスを利用できるよう、介護サービス事業者に対する支援及び指導・監査を充実します。

1 保険者機能の強化の推進

- PDCAサイクルにより、地域の課題を的確に把握した上で、地域の実情に応じた自立支援、介護予防、重度化防止などの取組ができるよう、市町村の自立支援型ケアマネジメントの促進を支援します。
- また、保険者機能交付金等を活用した施策の充実・推進が図れるよう市町村を支援します。

	主な取組
184	保険者における自立支援、介護予防・重度化防止の取組を支援します。
185	PDCAサイクルを推進し、保険者による効果的・効率的な介護保険制度の運営を支援します。
186	保険者機能強化交付金等を活用した施策を充実・推進します。

数値目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和3年度末)
多職種協働による自立支援型地域ケア会議の定期的な実施及びモニタリング(事後評価)会議の実施市町村数【再掲】	40 市町村	全市町村

2 介護給付適正化の推進

- 保険者が行う主要5事業（「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」）や、埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の適正化システムによって出力される「給付実績の活用」による適正化事業の推進するため、国保連と連携した支援を実施します。
- また、取組に必要な関係者向けの研修・説明会を開催し、介護給付適正化への理解を促進します。

【適正化事業の実施状況】

主 要 5 事 業		第4期 実施率	
		H30	R1
①要介護認定の適正化	認定調査の内容について、訪問調査や書面等の審査を通じて点検し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図る。	98.4%	98.4%
②ケアプランの点検	ケアプランの記載内容について資料提出を求め又は訪問調査を行い、点検等を行うことにより、受給者が真に必要なサービスを提供する。	93.4%	93.4%
③住宅改修等の点検	受給者宅の実態確認や見積書の点検、訪問調査等による点検を行うことにより、適切な住宅改修や福祉用具の利用を確保する。	86.9%	85.2%
④縦覧点検・医療情報との突合	受給者ごとの介護報酬の支払状況の確認や入院情報との突合により、請求内容の誤り等に対し適切な処置を行う。	95.1%	96.7%
⑤介護給付費通知	受給者に介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、適切なサービスの利用と提供を図る。	100.0%	100.0%
実 施 率 平 均		94.8%	94.8%

主な取組	
187	国保連が提供する給付実績の活用による介護給付適正化事業などの実施を支援するためのアドバイザーを派遣します。
188	国保連と連携して保険者（市町村）への介護給付適正化に係る研修などを実施します。
189	要介護認定（要支援認定）が適切に行われるよう、主治医や認定調査員などへの研修を実施します。

数値目標	現状値（令和元年度末）	目標値（令和5年度末）
給付実績の活用による適正化実施市町村数	19市町村	全市町村

3 適正な事業運営の確保

(1) 指導、監査の実施

- 介護サービスの利用者がより良いサービスの提供が受けられるよう、介護サービス事業所に対し、事業運営や介護報酬請求について実地指導などを実施します。
- また、悪質な基準違反や報酬請求、利用者のニーズを超えた過剰な介護保険サービスの提供など不適切な行為の疑いのある事業者に対しては、個別に監査を行い、必要に応じ、法令に基づき指導や処分を行うなど、法令遵守の徹底を図ります。

	主な取組
190	介護サービス事業者に対する実地指導を実施し、その質の向上を図ります。また、事業者を対象に介護サービス種別ごとに集団指導を行います。
191	介護サービス事業者の指定及び管理などを行い、もってその質の向上を図ります。
192	悪質な基準違反や報酬請求、利用者のニーズを超えた過剰な介護保険サービスの提供など不適切な行為の疑いのある事業者に対して、実地による指導を実施します。

(2) 介護サービス情報の公表

- 介護サービス事業者が提供する介護サービスについて、事業者自らによるその質の向上への取組を促進するとともに、介護サービスの利用者が事業所・施設を比較・検討して選択できるよう、介護サービス情報の公表を推進します。
- また、利用者の要介護状態の維持・改善に努力している事業所を評価する取組を実施します。

	主な取組
193	介護サービスの利用者が事業所・施設を比較・検討して選択できるよう、「介護サービス情報公表システム」により情報を提供します。
194	利用者の自立支援・重度化防止などに取り組む事業者を評価・公表します。